

第9日目（3月8日）

○議 長（塩谷寿雄君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

○議 長 ただいまの出席議員数は22名であります。

なお、病院事業管理者から欠席の届出が出ていますので報告いたします。また、私が午後から欠席をいたします。届出を副議長に提出し、許可を得ていますので併せて報告いたします。

[午前9時30分]

○議 長 本日の日程は、議事日程（第4号）のとおり一般質問といたします。

傍聴者の皆様、おはようございます。早朝よりお越しくださいますありがとうございます。

○議 長 佐藤剛君より、資料配付の願いが出ております。これを許し、配付のとおりといたします。

○議 長 質問順位7番、議席番号13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 おはようございます。傍聴の皆さん、朝早くからありがとうございます。一生懸命頑張りたいと思います。それでは、発言を許されましたので、通告に従って今回は産業振興と教育関連の2点を質問いたします。

1 コロナ後を見据えた産業振興について

その大項目の1番目、コロナ後を見据えた産業振興としまして、さらに中項目の1点目として只見線の豪雨災害からの復旧全線開通後を地方創生の力にという視点で、産業振興を質問いたします。

日本は、1963年の観光基本法の制定以来、観光立国に向けて取組を進めていますが、特に2016年には明日の日本を支える観光ビジョンを策定し、観光を成長戦略の柱、地方創生の切り札として官民一体で取り組み、訪日外国人旅行者は2019年には2012年の約4倍の3,188万人になりました。日本人の国内旅行での消費額も、2019年時点で約22兆円と観光の基盤となっております。

また、インバウンドは当初の爆買いから、伝統文化や体験等を求める流れも出て、地方もインバウンドによる地方経済への効果を期待し、徐々にその実績も表れてきたところでの、このコロナ禍であります。コロナ禍では、インバウンドによる外国人観光客は当分見込めない状況になりましたし、国内観光も新しい生活様式の中で変わりつつあります。この状況の中でも、年末年始のスキー場の入込客は、前年度比で増えはいたしましたが、配付した資料のように当市の観光は厳しい状況でもあります。ただ、今後さらに進む人口減少社会での持続可能な地域経済のためには、すそ野の広い観光の振興は有効であります。その意味で、新たな魅力と競争力をつけた広域的な観光振興の必要性を、今までも一般質問で提言してきたところであります。

今回は、2011年7月の新潟・福島豪雨で大きな被害を受け、会津川口・只見間の約28キロメートルが不通になっている只見線が災害から10年が過ぎまして、復旧費約90億円かけ、

ようやく今年中に復旧工事を完了する見通しだということでもあります。今どこも観光が止まっている状況ではありますが、この復旧を機に、只見線の魅力を生かし、広域観光で観光産業の再建を目指して、魚沼市そしてまた只見線沿線の自治体とともに取組をできないかということ伺うものであります。

また、只見線、ほくほく線は、全国で人気のローカル線の常に上位にあります。また、南魚沼市は交通アクセス、立地の条件などから観光拠点となり得る要素を備えていると私は思っています。その意味で、さらに只見線、ほくほく線を新幹線浦佐駅と接続し、東北の太平洋側と北陸、関西も含んだ日本海側を結ぶ鉄道路線とすることで、両線沿線の観光資源を合わせた新たな観光ルートと人の流れをつくることで、持続可能な地域経済構築の一つとしての可能性が期待できると私は考えます。

そこで②でありますけれども、只見線、ほくほく線の浦佐駅乗り入れで、戦略的に地方への人の流れと経済発展に結びつける構想を描けるかということ、伺いたいと思います。

次に（２）でありますけれども、若者が帰って来られるふるさとづくりは、市長就任以来のテーマですが、いろいろ社会情勢もありましてなかなかこの課題は進まないのが実情であります。東京一極集中から地方に人の流れを、経済発展をと、国、全国の自治体が取り組んでいる地方創生も、今までの経過の中では期待する効果は出ていません。

ただ、新型コロナウイルスの収束がまだ見えない中で、このコロナの影響で若者や都市部生活者の地方回帰や、企業もテレワーク等での働き方も多様になってきていることから、東京一極集中からの地方分散は、皮肉にもコロナ禍で実現の方向に動き出しているようであり、そういう状況を捉えて（２）番でありますけれども、コロナ禍での新しい生活様式やテレワークなど、暮らし方、働き方の変化をサテライトオフィス誘致等新たな産業、雇用に結びつけられるか、お伺いをいたします。

以上、壇上にての質問を終わりますが、今回２つの項目を通告していますので、質問項目は単刀直入に質問したつもりであります。答弁につきましても、簡潔な答弁をお願いいたします。再質問と２つ目の質問につきましては、質問席で行いたいと思います。

○議 長 佐藤剛君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 改めまして、おはようございます。それでは、一般質問の２日目、佐藤議員のご質問に答えてまいります。

１ コロナ後を見据えた産業振興について

まずは、コロナ後を見据えた産業振興の中で、只見線の豪雨災害からの復旧全線開通を地方創生の力にということで２つありますが、１点目の只見線の魅力を生かした広域観光で、観光産業の再興をとということであります。2011年7月の大災害から10年を経て、復旧、運転再開されるめどが立ったということは本当に当市も含みますが、地域にとって非常に喜ばしいことであると思います。地域住民の暮らしをはじめ、様々な面において非常に大きな意義があるものと考えています。

加えまして、今ほど話があった風光明媚な、がゆえに厳しい面もあると思うのですが、その織りなす風景を楽しみにしている観光者の皆さん、鉄道ファンの皆さんにとっても喜ばしいことだと本当に思っております。

只見線は、言わずもがな魚沼市の小出から福島県の会津若松市までの135キロメートルを結んでおりまして、山深い溪谷などをたどることから、全国屈指の秘境路線と言われているということでもあります。秋の紅葉、冬の景色もすばらしい。四季を通じてそういう人気のある路線であります。この魅力を生かした観光は、この地域にとって本当に重要なものであると考えています。

ちなみに実際の復旧がいつになるかということでもちょっと調べていますが、JR東日本のほうでの発表では、復旧工事の完了見込みが2022年上半期中。運転の再開が2022年度中と言われていますが、福島の方の報道というか、向こうの新聞さんのところを見ますと、紅葉が見込める時期というふうに書いてある。ちょっといろいろ差があるのかなと思いますが、いずれにしてもそういう時期に向かってということだと思います。

私どもの南魚沼市でも、全線開通を見据えまして、地域全体の魅力を広域的に生かす必要を感じていたということから、令和2年度になります南魚沼市と魚沼市、また両市の観光協会では、いわゆるJR浦佐駅内におおぬま・浦佐駅観光案内所運営協議会というのを発足させて、今取り組んでいるということです。

長引くコロナ影響等もありまして、着地型の観光はまだまだ先が不透明な状況であります。いずれにしてもやがてそれは収まってくるということで、ここを拠点として、これは魚沼市の皆さんと連携しながら、ひいては只見線の全域の——これは県をまたぐわけではありますが——そういう方々との連携の中で発信を行っていきたい。がゆえに、当初から浦佐駅の観光案内所では、もちろん魚沼市と南魚沼市の告知というか、宣伝というか、アピールはしているわけですが、最初から沿線の皆さんから例えば会費をいただいて何かをやるとかではなくて、あそこに立地している意義を考えれば、只見線を含めたそういう中で、あそこでもう既にそういうコマーシャルというか宣伝をやっている。決して費用負担をさせることなく、これをやっているかと思えます。こういったことも指示してきました。当然、魚沼市の只見線を振興する、そういう民間からの立ち上がりによる人たちもいまして、いつも私に連絡をくれています。非常に熱心な方々であります。

加えまして、私の叔父の話をして恐縮ですが、叔父は新潟県の職員として東京案内所長を最後まで務めていました。東京における様々な新潟県に対するアピール、いろいろな施策を展開するところの部署にいたのですが、当然、私が議員になったばかりの頃までやっていたのですが、その頃いつも話をするたびに、尾瀬を含めた周遊型の只見線を利用した、そういうところが魚沼地域の発展に非常に重要であるという話を年中、聞かされていたので、このことにつきましては、本当にそのとおりだと考えているところであります。

2つ目のところでありますが、只見線の浦佐駅の乗り入れのことです。ほくほく線にも議員は触れられておりますが、この中でということですが、新潟県境から会津若松にかけての

景色は、誠に先ほど言ったとおり風光明媚でありまして、これが全線復旧すれば会津若松市で増加傾向にある外国人旅行者による利用、例えばそういうことの移動を含めた様々な広がりが出てくると思います。浦佐駅の乗り入れについては、魚沼市が平成28年度からJR東日本新潟支社に要望しておりまして、南魚沼市も令和元年度からこの要望をずっと続けています。対応をいただけていないのが現状です。関東方面から只見線沿線へのアクセスに係る新幹線利用者の利便性向上に向けても、今後も引き続き要望していきたいと考えております。

ほくほく線の浦佐駅への乗り入れについては、十日町方面から魚沼基幹病院へのアクセスの強化等々、また沿線住民の下り新潟方面への利便性にもつながるということが期待されているために、南魚沼市からもJRへ要望している事項の一つになります。これを要望しております。しかし、北陸新幹線開通後のほくほく線の利用客数を見ますと、どれだけ利用が増えるのかはなかなか不透明、見通せない状況。北陸と東北を結ぶ広いエリアでの経済発展で捉えた場合であれば、飯山線、信越本線の役割や、ほくほく線が越後湯沢駅への乗り入れを確保した中で、可能な乗り入れ本数なども考えますと、効果がなかなか上がるかどうかということについては、やはりもちろんJRさんからそうなかなかいい返事をいただけませんことも考えても、慎重にならざるを得ないところなのかなという気がしております。

浦佐駅周辺の観光資源の有効利用なども含めて、私どもとしては検討する。また、それがなければ私どもにとって、行動を起こしていく大きな力というか、そういう気持ちにはなりにくいというところがあると思っております。

2つ目のご質問のところにお答えします。新しい生活様式それからテレワークなど、暮らし方、働き方の変化をサテライトオフィス誘致等で、新たな産業、雇用に結びつけられるかということですが、議員のお話のとおり、新型コロナの感染拡大から2年以上が経過しまして、当初は感染が拡大する中でも企業活動を止めないための新たな働き方として、大都市圏を中心に実践されたテレワークやリモートワークであります。南魚沼市においてもこれらを活用しながらの移住相談そして起業についての相談が、これは本当に増えてきています。首都圏を中心に、暮らし方や働き方が確実に変わってきているということを実感しています。

この地域において、こういうことができるのでもう引っ越すのだという人からも、これは何十人というわけではないですけども、私の中でもそういう声はもちろん聞いているところでもあります。例えば私の同級生などを見ても、東京で仕事をしていますが、もうほとんど本社に行っていない。全部、自宅からだということでもどこでもできる。強いて言うと、海外留学をしている、一旦日本に帰ってきて、もう向こうのほうにまた帰れない学生。私の息子もその一人であります。友人もそうですが、そういうことで何というか形態が変わってきたというか、居ながらにして、本当は行って勉強するのが一番いいわけでしょうけれども、そういうことが起きてきている。これは日本国内の学生さんにとってもそうだし、本当に変わってきているということを実感しています。

内閣府が令和2年以降、年2回実施している新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査というのがありますが、ここでも東京都23区——2021年

9月から10月時点の調査では、実に55.2%の方が、これは頻度の差はあるそうですが、テレワークを実践している。うち、16.4%は勤務時間のほぼ100%がテレワークになっているという調査結果になっています。

場所や時間にとらわれない柔軟な働き方が、これは先ほど議員が皮肉にもという話、本当にそうかもしれません。気づかされたというか、逆に新型コロナで。確実にこれが定着しつつありまして、今後もそれは見込まれるものではないかということで、現在、南魚沼市では、人材育成及びリゾートオフィス・田園都市構想松井基金を活用させていただくものも含めて、それらも含めて現在取り組んでいる起業家育成などを関係人口の増加に向けた手段として、地域産業を担う人材の確保・育成を図って、今ほどの話のとおりテレワーク等も推進しながら、新しい分野の産業育成や雇用の創出につながるよう取り組んでまいりたいと考えています。

ただ、全国のもう事例がいっぱい挙がってきていまして、同じ道を歩かないというか、過去もこういうことで機運が盛り上がり、みんなが金太郎あめみたいなことをやり始めます。これらについて特段の注意意識も持ちながら、きちんとやっていかなければならないと考えているところであります。

以上です。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 コロナ後を見据えた産業振興について

再質問させていただきます。資料も配りましたけれども、資料が示すとおり合併後の市の観光客数は、大河ドラマの天地人が平成21年にありましたけれども、そのときさすがに年間468万人で大変なにぎわいでありました。これを一過性にしてはならないというようなことで取組もしたのですが、結局、一過性に終わりました。天地人以降は減少傾向であります。

令和2年は、平成21年に比べると見てのとおり半分以下の191万人。これは当然、新型コロナウイルスの関係で人も経済もストップしたためでありますけれども、コロナの収束もまだ見えていないわけでありまして、収束後もこのままでは今まで以上の集客は難しいと私は思います。さらに、そこにもありますようにスキー観光は、降雪の状況で大きく左右される状態でありまして、観光を市の基幹産業としている南魚沼市として、既存の観光資源にどう付加価値をつけるか。また、新たな観光資源の掘り起こしをしなければ、観光誘客の増は私は望めないと思います。

そのために、只見線はどうですかということでお話をしたのですが、答弁を聞いていまして只見線の魅力といいますか、それを生かしながら進めていくということですので、この辺の認識は多分一致しているのだと思いました。

そしてまた私も次の再質問でしようかと思ったのですが、今浦佐駅の中におぬま・浦佐駅観光案内所が開設されまして営業しているのですが、コロナ禍で軌道に乗る前に今もう停滞気味であります。窓口業務も少ないし、高校生もなかなか密にならないように

あまり利用できないというような状況になっていまして、大変もったいない話です。

市長が今おっしゃいましたように、観光案内所を活用しながら、そういう只見線の全線開通を機にして、復旧、全線開通と合わせてここを拠点に進めたいという話ですけれども、さらにまた観光戦略として、そこから情報も企画も発信するというような体制にまた強化しながら進めていただきたいと思います。そこら辺の観光案内所の今後の対応について、ちょっと考え方がありましたらもうちょっとお願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 1 コロナ後を見据えた産業振興について

これは先にもう、布石を打っていたということです。なので、この今あるところを有効に機能させていく。そして厚みを持たせる。そして先ほど来お話をしているとおり、今は魚沼市と南魚沼市だけですが、これは決して我々のところだけではなく、只見の側の福島までの沿線のそういう観光資源等も、また様々な国立公園とかも含めて、そういったところへのつながりをつくっていかんがために、ここにつくったと私は思っております。そこを核にしている。

只見線のほかの沿線のところから浦佐駅のことを重要視して出てきた話ではなくて、我々側から立ち上がった話であります。ここを拠点として、ここにこれからそれを振興していこうと思う人たちが、賛同してこなければおかしな話でありまして、そういったところをやっていく。そういう動きをつくってこそ、JRが例えばもう一度、再考して、浦佐駅にやはり延伸しようとか、様々な動きが出てくるものであると私は思っています、他力本願では誠に何も進まないと思います。他力本願ではなく我々自ら立ち上がったのが今のスタイルでありますので、ここを核にやっていくということだと思えます。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 コロナ後を見据えた産業振興について

私もそう思いますし、以前、大和観光協会にちょっと関わりもありましたので、その辺は十分理解しています。そして今、私があえてここに取り上げたのは、やはり只見線の復旧全線開通を機に、ではこの案内所を活用できるかというところなんです。

今言いましたように、コロナの関係でちょっと今停滞気味ですが、全線開通を記念しまして当然、魚沼市とか只見線沿線の自治体は、記念イベント等を行うと思うのです。それと一緒に別でもいいのですけれども、例えばJR、福島県、新潟県、南魚沼市、魚沼市、只見線沿線の自治体等を含めて、浦佐駅構内で只見線の復旧全線開通を記念して——例えばネーミングも私は考えてきたのですけれども、越後魚沼会津広域観光キックオフイベントみたいなネーミングをつけて企画して広域観光の取組の実質スタートに、ぜひ、やってもらいたいというふうな、私は思いがあるのです。その辺、今まだそんな考えはないかもしれないけれども、ちょっと提案してみますので、ちょっと考え方がありましたらお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 1 コロナ後を見据えた産業振興について

いずれにしても今の時点は、今話もありましたコロナで非常に止まっている感がありますが、前から議場でもお話をさせていただいたように、経済支援というのはそのときの困った、大変切ない、そのときももちろんやらなければいけません、それ以上に私どもが心を配らなければいけないと思っているのは、復興期、これから行くぞというときが必ず来るはずであるということ、どう捉まえるとかということだと思っていましたし、皆さんにも話をしていきました。同じ気持ちであるのではなかろうかと思えます。

そういう意味からも、予定されている再開がそういうものに位置づけられるように、これはあそこに只見を含めたことを見据えた拠点をつくり上げてきた我々としても、我々だけがやるわけではありませんが、多くどうでしょうかという話をしていきたいと今思っています。これはまだ今決まっているわけではありません。

しかしながら、みんなが必要だと思っているはずだと思っているので、やはり呼びかけも含めてやっていければと思います。我々、自治体としてはそういうことができますが、いずれにしても議員のほう側からも、私はそういうために議員活動というのはいっぱいあると思っている一人なので、決してここだけの仕事ではもちろんないわけであり、全体のことを自治体以上に、もう少し機敏にいろいろなことで期成同盟的な形で立ち上げられるのは、議員の皆さんの本当に自由な裁量の中でできると思うので、これらが相まっていけば、より今議員がお話をされている中身がもっとももっといいものになるのではなかろうかと。行政もそれに一緒になってまた——我々が皆さんに主体を持ってもらうだけのことを言っているのではなくて、我々もやるけれども皆さんとも一緒にやればという思いです。

○議長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 コロナ後を見据えた産業振興について

分かりました。あと、浦佐駅乗り入れの関係ですけれども、平成28年から魚沼市、そしてまた令和元年から南魚沼市のほうでも要望活動を始めていただいているということで、私は大変ありがたいと思っています。この関係については、私は今まで只見線の浦佐駅乗り入れということだったのですけれども、もう過去何回も一般質問をしているのですが、なかなか乗り入れ経費だけではない、いろいろな問題がありまして前に進まなかったという経緯があります。

今回、ほくほく線も付け加えさせていただきましたけれども、市長の答弁のとおり、そこまでいくと本当に費用対効果の点でどうなのかというところが非常に難しい問題があります。私が先ほど言いましたように、表にも表しましたが、JRの利用状況は大変減少していますし、ちょっとスペースがなくて入れられなかったのですけれども、ほくほく線も特急はくたかがなくなってから急激に乗降客が減っています。そういうのも合わせまして、浦佐駅の乗り入れを可能にして、福島の方と、そしてまた太平洋、日本海側を結ぶようなルートができれば、また違った意味での活性化にもつながるのではないかと思いますので、引き続きこの点はよろしくお願ひしたいと思ひまして、答弁は結構です。

サテライトオフィスのほうにちょっと進みたいと思ひます。ご答弁いただきました。若者

や移住希望者が仕事がなくで地方になかなか戻って来られないということが多分、理由としてあると思いますし、昨日の一般質問の中でも働く場所がなくで、将来的にはこの地を離れるというように考えている方も多いというようなこともありました。

そういうところもありまして、平成 30 年ですか、計画期間 10 年の新たな産業振興ビジョンというのをつくったのだと思うのです。その中に、若者やU I J ターン希望者の働ける場所の確保と新しいビジネス機会の創出というような項を掲げまして、具体的には 2017 年にサテライトオフィス 4 社、それをもとにしまして、2023 年には 12 社に。そして 2026 年には 16 社にするという目標設定を掲げながら多分取り組んでいると思うのですが、どうもまだ成果がちゃんと見えていません。今までその取組について、多分こういうサテライトオフィスは、この地に必要だからそういうふうな産業振興ビジョンの中に組み入れて進めていると思うのですけれども、今までどのような取組をしてきたか、ちょっと教えていただきたい。

○議 長 市長。

○市 長 1 コロナ後を見据えた産業振興について

サテライトオフィスという考え方のまたさらに後に、個々の個人のそういうテレワーク的な働き方のまた問題も出てきています。誠に時代が足早に、いろいろな意味で変わってきているということ、議員もお感じになっていると思います。私もそう思っています。

加えて、それは別に切り離すことではなくて、個人の利用からサテライトオフィスのほうに発展していくという考え方もできるでしょうし、また逆の、もっと個々が含めて出てくることもあるのか。私は観光のほうでいろいろな職域の組合さんとか、それぞれ企業の福利厚生の部分の皆さんのところに、青春時代の頃、足しげくいろいろな事務所に通っていた経験を持っていますが、当時そういうことがどんどん、どんどん切り落とされる時代でありました。スキー人口の衰退というのは、そういうことの一連がありました。しかし今、テレワークという分散型の形になってきて、はたまた企業の福利厚生というのがある種、テレワーク的そしてワーケーション的な方向でそれを認めていく場合に、何か違うような活路があるのかなということも感じ取ったりもしているのです。

議員もそういうことをお感じになりませんか。私はそういうふうにも思っていて、テレワークというのはただ単に個々の問題の、その方が希望してやってくるだけのものではなくて、違うような動き方も生み出せるのかどうかというところが出てきて、それが先ほど言った金太郎あめにならないようにということの一步になり得るかと考えています。

計画目標値はもちろん分かっていますが、それだけが金科玉条のように、その目的を達しなれば——もちろん達成させなければいけません、誠にいろいろな形の変化が生まれてきている。この中で今、我々はサテライトオフィスの田園都市構想、このリゾートオフィスの問題に取り組んでいるのであると自覚しているところなので、そういったことも含めて一緒に考えませんかということでございます。

○議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 コロナ後を見据えた産業振興について

市長の言わんとしていることも、私は十分よく分かります。ただ、今回ちょっと産業振興ビジョンにもありましたし、サテライトオフィスは総務省の全国10か所のお試しサテライトオフィスの中に取り上げられて、国際大学に4企業が入りまして、そして1年間やったという経緯もあります。それを受けて、産業振興ビジョンの中にこの種の雇用も必要だということで、多分これを私は入れたと思うのです。

だけれども、そうかといって必要だからといって社会情勢がそういうふうな方向に向いているとはいっても、黙っていても、サテライトオフィスは来ないわけで、資料にも掲げましたけれども、長岡市、魚沼市、湯沢町の取組を載せさせていただきました。南魚沼市は、ちょっとホームページを見ましたら、昨年度のグラフしか見つかりませんでしたので、期間限定として載せましたけれども、新たに同様の取組があったらまた訂正していただきたいのですが、そのようなことをしています。

資料の詳細は説明いたしませんけれども、長岡市辺りは本当にサテライトオフィス開設の補助を積極的にやっていますよね。昨年9月でしたか、東急グループだったと思うのですが、広告業者が開設したというのが報道されました。実績も多分、上がっていると思うのです。そういうことで、それと同じようなことをしろということではないのですけれども、何らかのそういうふうな必要であれば、そういう取組をしなければ今、社会情勢がこっちを向いているといってもなかなか来ないと思うのです。今後そういうふうな積極的に、サテライトオフィス等の誘致に向けた取組を積極的に行うお考えがあるのかだけお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 コロナ後を見据えた産業振興について

まさにそういうことをやろうと思って今動いていると思っています。担当する部長にも答えてもらうことにしたいと思いますが、まさにそういうことを進めていこうということで、今このリゾートオフィス田園都市構想は、それで全部ではないのですけれども、大きなテーマとしてそれを進めようとしているところです。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 1 コロナ後を見据えた産業振興について

サテライトオフィスの考え方がちょっと変わってきていると私どもも感じています。以前は、グローバルITパークであったり、総務省から受託したサテライトオフィスについては、固定した事務室等をお貸しして、そこで業務をしていただくという形だったのですけれども、やはり民間のコワーキングスペースだったり貸しオフィスも出てきておりますので、使い方としてはかなり多様な様式になると思います。

いずれにしても必要なのは、この地域で企業なのか個人事業者なのか創業者なのか分かりませんが、そういう方々が活動して、この地を中心に事業を進めていくという方向を、やはりこれから進めていくべきだと思いますので、方向性としては一緒だと思っています。

以上です。

○議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 コロナ後を見据えた産業振興について

サテライトオフィスも時代とともに取り組み方が変わってくるということも承知しています。とはいってもその方向に向けて、市なりの考え方の中で進めるということを確認させていただきましたので、今後の取組をちょっと見させていだきたいと思います。ちょっと2問設定しましたので、次の2問目のほうに移りたいと思います。

2 変わる教育環境への対応で、学力向上と教育格差の是正を

変わる教育環境への対応で、学力向上と教育格差の是正をということで通告をいたしました。2022年度から小学校五、六年生に教科担任制が導入され、また一部デジタル教科書も導入されます。私はこれらは学力の向上と国際社会を生き抜く力をつける指導方針の実現と受け止めまして期待は大きいわけでありますけれども、進め方次第ではかえって教育格差を助長する懸念もあります。間もなくこれらが実際に始まる中で、その対応を伺いたいと思います。

教科担任制の対応についてでありますけれども、先ほど言いましたように2022年度から小学校高学年は、学級担任制から教科担任制に変わりますが、教員の配置など教科担任制での専科指導の体制確保はどうかということでもあります。お聞きしたいところは、現状でも多分、教員不足が言われている中で、教科担任制ではさらに多くの教員が必要になってくるのではないかと思いますけれども、体制確保をどう進めているかということでもあります。

②でありますけれども、教科担任制で教員の多忙化軽減、負担軽減の可能性や学級間で差がない学習指導が期待されますけれども、一方では教科担任制に変わることから、学級担任が子供の変化を把握しづらくなるという懸念もあります。学級運営上のメリット、デメリットはどうかをちょっとお伺いしたいと思います。

(2)でありますけれども、教育のIT化で教育格差を是正できるかということでもあります。通告には少し説明文も加えましたので、そこも含めてちょっと補足説明をいたしますけれども、国はデジタル行政を進める中で、比較的遅れている教育分野においても、2024年のデジタル教科書の本格導入に向けまして、2022年度からまず外国語のデジタル教科書が実際に運用となります。

さらにデジタル教科書と、もう配布されましたタブレット端末、そしてこれからそろえまます電子黒板の併用等で、国のほうは教育のIT化を進める方針だと思います。このことで子供たちの理解度など、教育効果は大きいと私は期待していますけれども、私はいつもこう言っているのですが、都市部と地方では情報量とか情報の得やすさという面では、教育環境に現状は大きな格差があると思っています。それを補っているのがインターネットの普及であったり、IT技術だと思うのですが、したがって教育のIT化の取組次第で自治体間の教育格差がよくも悪くもなると私は思います。そこで、教員の教育の環境変化の受け止めも含めて、また教育現場の対応も含めて、効果的な事業運営で教育格差是正が実現できるか、その取組をお伺いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 変わる教育環境への対応で、学力向上と教育格差の是正を

それでは、佐藤議員の大項目2つ目のご質問にお答えしてまいります。全般にわたりますので、教育部からの答弁がよろしかろうと思っておりますので、教育長のほうから答弁してもらいますのでよろしくお願いします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 2 変わる教育環境への対応で、学力向上と教育格差の是正を

改めて、おはようございます。それでは、2つ目の項目、変わる教育環境への対応で、学力向上と教育格差の是正を、についてお答えいたします。まずは、教科担任制の対応についてであります。

1つ目の教員配置など教科担任制での専科指導の体制確保であります。小学校高学年における教科担任制導入に向けて、令和4年度の政府の予算案には、950人の教員増員のための国庫負担金が盛り込まれました。950人です。

また、政府は令和4年度から4年程度かけて計3,800人の教員増を目指すとしています。令和4年度に全国で950人ということから、新潟県内の教員の増員は20名、4年後でも80名程度ではないかと推測されます。これらのことから、これまでの学級担任制が中学校のような教科担任制に移行するわけではない。当面は、特定の教科を教科担任が指導する専科指導と呼ばれる形が想定されます。

令和4年度から小学校高学年への教科担任制導入は、高い専門性を有する教員によるきめ細かな指導、中学校の学びにつながる指導を目的として、外国語、理科、算数、体育が優先的な対象となっております。

南魚沼市は、現状においても教員の確保が困難な地域であります。さらに先ほど申し上げた教科の専門性を有する教員の確保は非常に困難である。これは議員ご指摘のとおりでございます。この問題に対応するために、中学校や高等学校の教員免許をお持ちの方々の活用、さらには教員免許制度そのものの改善などが必要と考えております。国や県にあらゆる機会を通じて、教員確保の対策を講ずるように働きかけを行ってまいりたいと考えております。

2つ目の教科担任制による学級運営上のメリット、デメリットです。まず、導入するメリットは、教員が特定の教科に集中して教材研究を進めて、様々な教材を活用した指導を行うことが可能になるために、魅力ある授業づくりを行うことができます。これは学力向上にも大きく結びつくことを期待しているところであります。

また、複数の教員が関わることとなりますので、組織的な指導や児童理解が進み、児童の多面的な見取りや気づきによって、個性や能力を伸ばす機会の増加が期待されます。さらに、多くの教員が関わることによって、児童に自己肯定感や自信を育んだりする機会が多くなることにもつながります。また、教員がチームとして児童一人一人を支える体制も構築されます。いわゆる中1ギャップと呼ばれるものが解消される。これにつながると考えているところであります。

一方、デメリットもございます。これまでは学級担任が裁量でできた授業時数の調整あるいは教科の枠を超えた教科横断的な学び——これは環境問題などが筆頭に挙げられますが——それが教科担任制になりますとやや制限されて、学年や学校全体での調整が必要となります。また、学習の基盤となる共通のルールもしっかりと話し合っ実践していくことが求められます。

さらに、教科担任制が本格的に実施された場合ですが、議員がご指摘のように学級担任が児童と接する時間が減る。このことへの不安が教員にもあります。そのために、担任が児童の学習や日々の様子をきめ細かく把握できるような、学校全体の仕組みが必要になると考えております。

次に、教育のICT化で教育格差を是正できるかについてお答えしたいと思います。南魚沼市立の学校では、GIGAスクール構想に基づく学習用端末を令和3年9月より市内の小中学生全員に配備して活用しています。各学校においては、配備された学習用端末を活用し、コロナ禍での全体集会等をオンラインで開催したり、学習参観を保護者に向けて動画配信する。そのような活用の広がりがあります。また、日々の授業においても即座に調べ学習を行ったり、様々な意見を共有して合意形成を図ったりするなどの活用が進んでいます。

デジタル教科書等の活用については、新学習指導要領が狙う主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善のための大変有効な手段であると考えています。まずは英語から始まりますが、子供たちの興味、関心を引き出して紙の教科書やそのほかの教材とどのように組み合わせるか吟味しながら、効果的な授業を展開することが重要であると思います。また、電子黒板と連携することによって、より効果的な授業が行われることが期待されます。今年度、電子黒板を3台ずつモデル校に配備を進めております。今後は全ての学校への配備に向けて、モデル校における活用や効果を検証することとしています。

これら、ハード的な整備を計画的に進めておりますが、その一方で教員からは授業の進め方や指導法などについて、ICTを活用した授業の研修の要望が多くなっています。そこで、議員がご心配されている教育格差が出ないようにするために、令和4年度には割愛による指導主事を1名配置します。ICTの活用について教育委員会では学習指導センターとともに、この課題に取り組んでいくこととしています。南魚沼市のICTの環境が、他の市町村に劣ることのないように、ハードとソフトの両面から体制づくりをしっかりと進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 変わる教育環境への対応で、学力向上と教育格差の是正を

ちょっと再質問を少しだけさせていただきたいと思うのです。教科担任制のほうからでありますけれども、一番の問題はやはり人員不足なのです。それで、私もちょっと今日、資料を配付したのでちょっと説明しますと、令和3年度の学校基本調査の資料を載せさせていただきました。生徒児童数も少なく、学年1クラスが多い状況です。そして五、六年生が教

科担任になりますけれども、例えば大和地域で見れば五、六年生全部1クラスです。後山小学校は複式学級で、教員数も載せましたけれども、おっしゃるように今まで1人の先生が全教科やっていたので何とかなっただけなんですけれども、今度そういうわけにはいかないから物すごく大変だと思うのです。

それでこれからのやり方として、国も加配を少し考えているということですが、とても新潟県20人ではこちらのほうに回ってくるのかどうかも分からない。そういう中で、今答弁の中では中学校とか高校の専科といいますか、そういう免許のある人を呼んで対応も考えているということです。

ちょっと聞きたいのですけれども、加配の状況とあわせてですが、物の書き方によりますと、例えば中学校の免許があっても現状の中では、小学校の中で授業はできないというか、やりづらいというか。できないみたいな書き方をするところもあるのですけれども、その辺の確認をちょっと1点させていただきたいと思います。

○議 長 教育長。

○教育長 2 変わる教育環境への対応で、学力向上と教育格差の是正を

中学校の免許だけを持っている場合は、小学校での授業は担当できません。その場合につきましては、小学校の助教諭の免許等を授与しまして、担当するという形になっております。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 変わる教育環境への対応で、学力向上と教育格差の是正を

教科担任制でもう一つ気がかりなことがあるのです。今まで学級担任のときは、先生がクラスの状況に合わせて授業を進めてきたのですけれども、今度は教科の先生によって授業の進め方等も変わってくるわけですね。そうすると、考え過ぎかもしれませんが、今度は子供たちが先生に授業を合わせなければならない、授業の受け方を。となると、子供たちは非常に大変だなというような思いもあるのですけれども、その辺の対応みたいなものはあるかというのを、一言でいいのですけれども。

○議 長 教育長。

○教育長 2 変わる教育環境への対応で、学力向上と教育格差の是正を

小学校においては、学び方、宿題の出し方、ノートの書き方などを、できるだけ共通にして指導を進めています。そのように共通の部分を大事にして、進める予定であります。

以上です。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 変わる教育環境への対応で、学力向上と教育格差の是正を

ちょっと時間の関係もありますので、IT化のほうで再質問をさせていただきたいと思っております。今説明いただきまして、指導主事を1名配置しながらIT化を進めたいということですが、学校の先生方、国のほうでそういう対応をせよという話になりましても、そういうのが得意な方と不得意な方があります。そのために指導主事さんを1人つけるのでしようけれども、南魚沼市全体の小学校の中で1人というのがどうかという思いもあるのです。

そういう中で、私はほかの学校でも取り入れているICTの支援員さんとか、そういうのを各学校につけながらでないと、なかなか難しいところも出てくるのではないかと思うのですけれども、そこら辺の考え方がありましたらお願いします。

○議 長 教育長。

○教育長 2 変わる教育環境への対応で、学力向上と教育格差の是正を

ご心配のとおりであります。指導主事1人で、全てを同時に指導することができませんので、ICT支援員につきましては複数の学校を回って迅速に対応できるように、ICT支援員を配置しているところでもあります。指導主事につきましては、各校で行われている大変効果的な授業を、ほかの学校に共有していくという動きが多くなると思います。

以上です。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 変わる教育環境への対応で、学力向上と教育格差の是正を

南魚沼市はタブレットの導入というのが、多分、平成26年。もちろん1人1台ではなかったわけですが、大変早い導入だったと思います。そういう面では、タブレットに対する慣れというのがあると思いますけれども、1月の総務文教委員会の資料、そしてまた先ほどの答弁の中にもありましたけれども、令和4年度にモデル校を設置しまして、タブレットと電子黒板3台ずつ配置しまして利用や効果を検証するということになっているそうなので、私は期待したいと思うのです。

ただ毎年、学校における教育の情報化の実態等に関する調査というのが行われていまして、私、時々一般質問の資料として出させていただくのですけれども、令和2年度の数値を見ますと、普通教室の電子黒板の設置率、新潟県平均は61.5%、全国平均が71.6%、南魚沼市は11.8%ですよ。これに答えた全国の自治体等が1,800のうち全国で1,774番目の整備率です、残念ながら。

国は小学校の教科書改訂の2024年に併せてデジタル教科書を本格導入しようと考えていると思うのです。そして今ほかの自治体では既に電子黒板が60%、70%、整備されていまして、タブレットも1人1台大体配置になりまして、そういう中で、2022年度デジタル教科書の配布を受けて、2024年度に向けた対応をやるわけです。我が市においてはそういう先ほど言いましたような2校で検証しながらこれから進めていくところです。電子黒板といった機器の整備、将来的には全校に全部配置したいというような答弁をいただきましたけれども、そういう機器の整備とあわせて、これもやはり教員のスキルといいますか、指導体制も重要だと思うのです。それを含めて国のデジタル教科書が本格導入しようとしている2024年のスケジュールに併せて、機器も指導体制もその辺も整えていく考えがおありなのか、できるのかというところをお伺いしたい。

○議 長 教育長。

○教育長 2 変わる教育環境への対応で、学力向上と教育格差の是正を

まさに議員がご指摘のとおり、そこに向けて南魚沼市においても整備をしっかりとしよう

ということで進めております。ハード面と指導の充実ということでソフト面、両面から計画的に整備を進めてまいります。

以上であります。

○議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 変わる教育環境への対応で、学力向上と教育格差の是正を

その対応を私がタイトルに挙げました、IT化で教育格差の是正をというところはやはりその対応なのです。国がこぞってそういう方向に向いている。その中で残念ながらちょっとまだ機器の対応とか指導体制とかそういうのが、ちょっと私から見ると遅れている。それが2024年に間に合うようにしていただかないと、私が言う教育格差の是正につながらないのではないかという思いがありましたので聞いてみました。そういう意欲でやっておられるということで安心しましたし、ぜひ、頑張ってくださいと思います。

そして最後に多分なると思うのですけれども、教育のIT化というのは、今ここでメリット・デメリットありましたけれども、利点ばかりではないと思いますが、現状の効果的な学習機会やこれから求められる情報通信技術については——いよいよですよ、教育のIT化をここでやるということは、避けることのできない流れだとは思いますが。教科担任制の導入と併せまして、今言いましたデジタル教科書の導入をはじめ、教育のIT化など今進んでいる本当に大きな教育環境の変化だと思うのです。転換だと思うのです。

そこに乗り遅れない対応で、先ほどから言っていますように、教育格差の是正につながるような運用を、私は切に願っているところなので、このところは重ねて聞くところでありますので、先ほどそこに目指してやるということなので答弁は要りませんけれども、そういう思いはありますので付け加えさせていただきます、私の質問を終わりたいと思います。

○議 長 以上で、佐藤剛君の一般質問を終わります。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開を10時40分といたします。

[午前10時29分]

○議 長 休憩を閉じ、一般質問を続行いたします。

[午前10時40分]

○議 長 質問順位8番、議席番号11番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 おはようございます。傍聴の皆様、本当に今日はありがとうございます。約10日になりましたロシアのウクライナ侵攻で、毎日、小さい子供が病院に担ぎ込まれて亡くなっていくような姿を見ると、つくづくこの日本そして南魚沼市に生まれてよかったと実感するところであります。

それでは、発言を許されましたので一般質問をさせていただきます。今回は大項目3つについて伺います。

1 市内公共施設及び、一般企業、工場の火災対策について

まず、1項目め。市内の公共施設及び一般企業、工場の火災対策についてです。2月11日深夜、村上市にある米菓製造大手の三幸製菓の工場で6人が死亡するという火災が発生しま

した。三幸製菓はAからGまで7棟の工場があり、火災が起きたのはF棟で、おかきなどの生産ラインが24時間体制で稼働し、火災が発生した時間帯は約30人が中にいたということです。午後11時45分頃、火災報知器が発報し警備会社が火災を確認、通報を受けた村上市消防本部や新潟市消防局のポンプ車とはしご車、救急車など計22台が出動しました。

そのときに清掃作業をしていた女性の話では、バチっという音がして真っ暗になり、煙が充満した。パニックになった。F棟には多くの機械があって、通路が狭く、暗闇の中何とか出入口までたどり着いた。防火シャッターは閉じていたが、脇の扉から外に出られ、気づくと煙のすすでマスクが真っ黒になっていたと振り返っています。大変怖かったと思います。

亡くなられた女性4人は、玄関手前に設置された防火シャッターのそばで、一緒に倒れているところを消防隊員に発見されました。防火シャッターは閉じており、迂回扉に気づかず逃げ遅れた可能性があります。この工場では、年2回の避難訓練があり、昨年9月にも実施されましたが、4人とも勤務と訓練の時間帯が合わず、参加しなかったということです。

南魚沼市でも民間施設では大型食品工場をはじめ、たくさんの製造工場や民宿、旅館があります。食品関係の工場は、窓や出入口も少なく、夜も稼働しており、外国人、アルバイト、派遣社員等、非正規の大勢の夜勤者が働いています。特に今年は豪雪に見舞われ、もしもの場合、逃げ場も塞がれ、大変なことが心配されます。そこで、南魚沼市内の公共施設と一般企業、工場への火災対策、啓発の現状と取組について伺います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議 長 塩川裕紀君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、塩川議員のご質問に答えてまいります。

1 市内公共施設及び、一般企業、工場の火災対策について

市内公共施設及び一般企業、工場の火災対策であります。2月11日深夜に発生した村上市の工場火災、誠に大規模な火災でありまして、6人の方々の尊い命が失われるという大惨事になりました。大きな被害となったところであります。改めて私どもからも亡くなられた皆様に対しまして、ご冥福をお祈りしたいと思います。

加えまして、村上市は南魚沼市と県内では初となりました自治体間同士のスポーツ協定を結んでいる。そういうパートナーの市であります。あの日が、平野歩夢選手が見事な金メダルを取った。そして歓喜に沸いた村上市において、すぐあと、同じ日にこういう歴史的な、誠に大変な大惨事になったということで、村上市民の皆さんをはじめ、どのような思いで本当にあっただろうかということを感じているところであります。

ご質問のほうに移りますが、市内の公共施設、一般企業、工場の対策ですが、消防本部では南魚沼市火災予防査察規程がありますが、これに基づきまして立入検査を実施しています。市の公共施設では、例えば市民会館は年に1回、本庁舎などの各庁舎及び学校などは3年に1回、一般企業や工場につきましては、建物の用途や規模によりますが、年1回から5年に1回という計画で立入検査を行い、事業主さんなどに対しまして、消防法令等に基づいた指

導を徹底して行っているところであります。

なお、消防本部ではこのたびの火災を受けまして、延べ面積が 700 平方メートル以上の工場——これは約 100 事業所あります。ここに対しまして、防火管理体制などに関する注意喚起文をまずは送付しています。今後、総務省消防庁の指示に基づきまして、一定規模の工場に対しまして、立入検査を予定しているということでございます。

当市は、まずは雪国である。村上市さんも雪は降りますけれども、当市はおよそ人が住みなす世界中の中で、雪が降る地域としてそこに人が本当に住んでいるという意味では、最高の豪雪地帯に位置している、そういう南魚沼市でありまして、例えばここには雪囲いという、窓から脱出ができないという遮蔽物も——避けられないこととして、雪囲いで囲ったりもする。

そして、私も観光協会時代、いろいろな消防のことは、消防の皆さんと取り組んできた過去がありますが、今もそうだと思うのですけれども、消防法令上、外向きにドアが開くようになっています。あれは雪国にとってあり得ますかということもあるのです。雪があった場合、内側に開けられなければ逃げられないではないですか。そういうことも含めて、まだまだ机上の理論だけではない、本当はそういうことも含めて、いろいろあるとずっと思っています。

これらが保育園等々そういったときの出入口等に当たった場合、避難の経路を1つだけしか持たないという場合のリスクの大きさとか、そういうことも含めていろいろなご指導に基づきながら、きちんと対応していかなければならないと思っています。今ほど申し上げたとおりでありまして、この後また、いろいろ細かなご質問がありましたら、また再質問していただければと思います。

○議 長 11 番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 1 市内公共施設及び、一般企業、工場の火災対策について

今ほど公共施設等あと一般企業、年に1回から5年に1回、立入検査をしていらっしゃるということを聞きました。その中で、最近、検査結果として指摘指導の状況はどのようなものなのか教えていただきたいと思えます。

○議 長 市長。

○市 長 1 市内公共施設及び、一般企業、工場の火災対策について

この件につきましては、消防長がおりますので消防長からるる説明させていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議 長 消防長。

○消 防 長 1 市内公共施設及び、一般企業、工場の火災対策について

これは立入検査時の指摘内容ということですのでよろしいでしょうか。例を挙げますと防火管理上、この防火管理者が選任されていない。または消防計画どおりに消防訓練が実施されていないというソフトの面があります。またハードな面としましては、設置されている消防設備の不備事項。例えば自動火災報知設備の感知器が故障している。または誘導灯がついていな

い。そういうものがございます。

以上です。

○議 長 11 番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 1 市内公共施設及び、一般企業、工場の火災対策について
それについて、改善した後のまた確認等々は行っていますでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 市内公共施設及び、一般企業、工場の火災対策について
これにつきましても、消防長から答弁をさせますのでよろしくお願いします。

○議 長 消防長。

○消 防 長 1 市内公共施設及び、一般企業、工場の火災対策について

改善の確認でございますが、まずはソフトな面。防火管理者の選任とか消防計画に基づく消防訓練につきましては、届出が出されますのでその時点で改善が確認されます。

また、消防用設備につきましては軽微なものは書類で直りましたということを出していただいて、そして書類の選考の結果で確認すると。また、大規模な改修につきましては、現地に赴いて確認をするという体制になっております。

以上です。

○議 長 11 番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 1 市内公共施設及び、一般企業、工場の火災対策について

それから最近ちょっと日経新聞でしたかに出ていたのですけれども、今回の三幸製菓の工場で発生した火災を機に、新潟労働局より安全確保へ緊急自主点検の実施と点検の結果の提出を製菓工場に要請したようですけれども、当市での対象はありますか。

○議 長 市長。

○市 長 1 市内公共施設及び、一般企業、工場の火災対策について

この件につきましても、消防長から答弁をいたしますのでよろしくお願いします。

○議 長 消防長。

○消 防 長 1 市内公共施設及び、一般企業、工場の火災対策について

今の件につきましては、私も報道では承知しておりますけれども、具体的に消防には通知は来ておりません。

以上です。

○議 長 11 番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 1 市内公共施設及び、一般企業、工場の火災対策について

それについて、自主点検の要請など南魚沼市独自のアクションも必要なのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 市内公共施設及び、一般企業、工場の火災対策について

こと、現場に関わることでございますので、大きな意味では分かりますが消防長がおりま

すので、消防長から答弁をさせます。

○議 長 予防課長。

○予防課長 1 市内公共施設及び、一般企業、工場の火災対策について

市長の答弁の中にもありましたように、延べ面積 700 平方メートル以上の工場に対して、注意喚起。これについては防火管理の面と、あと消防用設備等の維持管理について徹底をするような注意喚起の文書を流しております。また今後、今月になりますけれども、工場に対して定期査察ということで、立入検査も予定していますので、その際にもしっかり防火の指導をしていきたいと考えております。

以上です。

○議 長 11 番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 1 市内公共施設及び、一般企業、工場の火災対策について

一般の工場等々はそういった取組をされているし、これからも立入検査を行っていくということで分かりました。

それでは、公共施設について、非常口や消防器具の確認、また毎日の火の元の確認はとても大切だとは思いますが、そういった実態はどういう流れで確認されていますか。大体火の元の確認を実施したらちゃんと記録に残すとか、そういった取組がされているかどうかお伺いします。

○議 長 市長。

○市 長 1 市内公共施設及び、一般企業、工場の火災対策について

公共施設に関わることなので、消防法関係の観点からは消防長のほうに答弁してもらいますが、いわゆる私どもの管理に係ることにつきましては、市長部局側といたしますか、こちら側からの管理状況の報告をさせます。

加えまして、降雪が大変な時期でありますので、これは昨年 of 病院の玄関入り口ポーチ、庇の倒壊事故、大変申し訳なかった話でありましたし、それ以降また改めて降雪時には複数回におきまして、管理を徹底するようにと話をしてきました。消防とまたちょっと違う面もあるかもしれませんが、これは非常に密接に関わることだと思っております、そのようにしておりますので、報告はさせますのでよろしくお願いいたします。

○議 長 消防長。

○消 防 長 1 市内公共施設及び、一般企業、工場の火災対策について

公共機関についての火の元点検とかそういうソフトな面でございますが、これにつきましてはほとんどの施設が防火管理者を選任して、そして消防計画が作成されておりますので、それにのっとって防火管理が進められていると思っております。

以上です。

○議 長 執行部側。

財政課長。

○財政課長 1 市内公共施設及び、一般企業、工場の火災対策について

公共施設につきましても、今ほど消防長が申し上げたとおり、各施設に防火管理者が指定されておりまして、そのような中でやっておりますし、毎年、消防設備の点検の調査を出しまして、それによって出てきた不具合等については予算化しながら修繕をしたり、あと消防のほうに報告という形でやっております。

以上です。

○議 長 11番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 1 市内公共施設及び、一般企業、工場の火災対策について

施設ごとに防火管理者という方がいらっしゃるって、しっかりと取り組んでいらっしゃるというお話を聞きました。公共施設で避難訓練みたいなことは、定期的に行っているのでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 市内公共施設及び、一般企業、工場の火災対策について

全てにおいて行っております。

○議 長 11番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 1 市内公共施設及び、一般企業、工場の火災対策について

それでは、またちょっと一般企業の話に戻ってしまいますけれども、ハード面だけではなくて社員はもちろんですけれども、外国人の方、アルバイトの方、派遣社員に対しての防災教育が必要だと思います。今回の村上市の火災も、アルバイトの方々が残念ながら亡くなられたようで、消防署の検査・指導において防災や避難指導が確実に行われているか、また大規模事業所だけでもこの際、総点検が必要だと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 市内公共施設及び、一般企業、工場の火災対策について

これはやはり主体となる責任者というものが、それぞれの施設にいらっしゃると思います。そのところの責任の範囲で行われているものだと私は理解していますが、今ほどのご指摘のところでアルバイトの皆さんが今回、たくさんお亡くなりになったということから、いろいろなことがまた考えられたりしているのかどうか、ちょっと私に分かる範囲ではありませんので、これにつきましても消防長のほうからその向きの答弁をしてもらうことにいたします。

○議 長 予防課長。

○予防課長 1 市内公共施設及び、一般企業、工場の火災対策について

まず防火管理の大原則については、自分のところは自分たちで守るというのが大前提になっております。私どもは消防法令上、いろいろな用途区分あと延べ面積等の規模に応じて、いろいろな区分けはして査察の対象とか検査、設備の設置基準だとか決まっていますけれども、それだけではなかなかそれぞれ個別の事業所に対して防火管理ができるかどうかというのはなかなか難しい面があります。先ほど消防長が答弁したように、防火管理者を選任して消防計画を立てて、その中で自分たちの事業所は自分たちで防火管理をするのだというような、位置づけになっております。私どもはそれに対して、定期的に立入検査をすることによ

って、それが適正に遂行されているかどうかを確認して、不備があれば指導をするという形を取っております。

以上です。

○議 長 11 番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 1 市内公共施設及び、一般企業、工場の火災対策について

定期的に周知というか、それをしっかりされているかどうかというのを、またこれからも続けていっていただければと思います。

先ほど市長がまた雪対策のお話をされました。冬期間この地域は本当に消火活動においても道路の除雪での交通のインフラが大変大事だと思うのですが、その辺の取組をお聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 1 市内公共施設及び、一般企業、工場の火災対策について

ご指摘のとおりだと思います。除雪で交通の確保ということですが、なるべくこの辺は本当に頑張っておられますけれども、雪がある程度収まってきたら道幅をなるべく広げる活動とかやっています。自分も消防団だった経験がありますが、一番鮮明に覚えているのは、真冬の全焼事案があったのです、地域に。誠に雪の中での消火活動がどれだけ大変なことかということでは思いました。そして怖さがありますし、消防車両が集中してきます。こういったときに雪の中でということがありますので、行政としては常備消防の部分の、非常備もそうですが、そういう体制をきちんと整えることと同時に、除雪体制とか様々なそういうことを怠ることなくやっていくことが、かくも大事なかなと思っておりますので、これからもそのような旨で努めてまいりたいと考えております。

○議 長 11 番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 1 市内公共施設及び、一般企業、工場の火災対策について

やはりこの冬は一度にどっさりも降りましたけれども、本当に毎日、降り続くみたいなことが続きましたので、機械除雪対象ではないところの確認も、またおいおいとしっかりしていただければありがたいと思います。

2 子育て支援の拡充について

それでは、大項目 2 つ目の質問に移らせていただきます。子育て支援の拡充についてです。まず 1 つ目が、めぐちゃん祝い金についてお伺いします。めぐちゃん祝い金、出産後いろいろ出費があり非常に助かる制度で、本当にありがたい事業だと思います。しかし、祝い金を申請するに当たり、ご家族に税金等の滞納があって支給を受けられなかった方が 2 世帯あったとお聞きしております。滞納は支払わなければならないものだと思いますが、めぐちゃん祝い金の趣旨を考えると、子供のための祝い金だと思います。そこで、制度の見直しを考え、制度が始まってからもらえていない人にも支給してあげられないかをお伺いします。

○議 長 市長。

○市 長 2 子育て支援の拡充について

それでは、塩川議員の大項目2つ目の子育て支援の拡充についての、まずは1つ目のめごちゃん祝い金についてであります。かわいらしいネーミングにしてもらいましたが、めごちゃん祝い金。令和3年度から皆さんとともに子供さんが多くなってほしいということから、決意を持って取り組んでいる事業であります。

令和3年度から制度を開始しましたが、この制度を導入する際にも、税金等の滞納者に対してもお祝いを給付するかどうかについては、非常に内部で検討をした経緯があります。それを踏まえて現在の制度となった、滞納者の方には支給しないということになっております。南魚沼市の出生祝い金のめごちゃん祝い金ですが、同様な制度を実施している全国の自治体の中でも、当市は多分、最高……。3人までですから。そしてその額を見ても一番トップではなかろうかと私は思っています。その時点ではそうでした。

市民の皆さんの感情を考慮すると、ぜひやれということとさせていただいていると思えますが、滞納要件というのが、非常に皆さんがシビアに考えるところだと私は思います。これによりまして、まずお祝い金を受け取る世帯に市税等の滞納、未納がないこととしまして、児童の親だけではなくて同一世帯のご家族の要件も対象とさせてもらっているということがあります。現在、1年が経過しようとして、この中で人数も把握はしていますが、確かに祝い金を受け取れなかったという方がいらっしゃいます。

これらにつきましては、いろいろまた検証を加えていきたいと考えておりますが、やはり少し難しい問題かと思えます。この中でも、めごちゃん祝い金は申請主義ですので、申請された方からは、同意をいただいた上で税金等に滞納や未払いがないかを調査する、そういう仕組みになっております。この要件確認で未納が見つかり納付された方、また祝い金を受け取るために滞納を一掃して、めごちゃん祝い金を受け取ってくださった方、そして祝い金を受け取るために滞納を完納されているというようなこういう状況が生まれてきました。

しかし残念ながら、数をちゃんと申し上げますと2世帯の方が、児童の出生から6か月以内の申請期限内に申請要件を満たせずに、申請を行うことができなかったということです。これはこの間に滞納を完納して、申請された世帯との、頑張ったというか、そういう方もいらっしゃるのです。これはどうしたらいいのですか。本当に悩むところです。

そういう公平性を考えるということも、やはりしなければならぬ。申請要件を満たさない方には祝い金を支給できないというために、それを滞納に充当するというのも、なかなかどうでしょうか。この祝い金を滞納に充当させることを条件に、祝い金を支給するということが、私どもも考えて、市民の皆さんにもご了解いただいて、議会ももちろんですが議会の皆さんもご了解いただいてやっていることに対して、子供の健やかな成長を願うという趣旨に私はなかなか合いくいのではないかならうかと。やはりいろいろ考えた結果、そういうふうに考えております。

ただし、話をされている子供は選んで生まれてくるわけではない。言葉は悪いのですが、申し訳ない、本当のことを言って。しかし、子供さんに責があるわけではないわけなので、この辺はどうしようかということは、今もって悩んでいるところもありますが、現状この制

度の状況で今続けているということですので、ご理解いただきたいと思います。

○議 長 11 番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 2 子育て支援の拡充について

市長の考えも非常にどうするかという、辛い部分がうっすらにじんで分かります。自分の思いをちょっと話させていただきますと、滞納というか未払いは、それはもう払っていただかなければいけないというのは重々分かってはおります。その中で、めぐちゃん祝い金——出産に際しては、本当にお母さんも 10 か月ぐらいお腹に赤ちゃんを抱えて生活をして、それでまた出産をするに当たっても非常に、言ってしまうと命がけでお産をされるわけで、市からそこまでしてお子さんを産んでくださった方にお祝いと。あと、産んで市からお金をいただいた方も、本当に両方ともありがたいという感じで、めぐちゃん祝い金の支給ができると思います。

ほかの支援策等々で滞納、未払いがあった場合は、それはやむなしと思いますけれども、このめぐちゃん祝い金に関しては、聖域といいますか、そこだけはちょっと見直していただけるとありがたいという思いがありますけれども、いかがでしょう。

○議 長 市長。

○市 長 2 子育て支援の拡充について

そういう再質問が多分されるだろうと思って、昨日ずっと考えていたのです。まだ庁内で話し合っている経緯もありません。これは先ほど言ったとおり、これからまた当然、制度でつくっていますので、どういうふうこれからやるべきか。

緊急 5 か年なのです。5 年間はこれを続けるという気持ちでやっているわけです。その中では、しかしながら、頑張っただけの方と——これは子供さんにやるという趣旨では本当はないのです。ちょっと取り違えてもらっては困る。私は、本当は親のほうにやっていると思っています。だって、子供さんたちを増やしてほしいということをやっているわけです。

なので、いわゆる個々の子供さんが——よく子供の制度で生まれる場所を選べるわけではないから、例えば県内一律のそういうサービス制度を持っていこう。例えばそれが県央のところから離れて遠隔地にある場合の南魚沼市とかで、県央と我々のところで差があってはならない。しかし、我々も頑張るけれども、本来は県全体で例えば一律の制度にするべきだとかよくそういう議論もしますが、それとはちょっと趣を異にしていると思うのです。

ただし、我々もそういう滞納の、例えば税金関係のことで、そういう例えば整理めいた、そういうことでやろうとしているものではないはずなので、今 6 か月の申請期間ということがありますけれども、例えばウエイトをかける。納税は義務ですから。それは社会人としての一番の義務だと私は思うのです。それができない例えば本当に生活の苦しい方々は、またセーフティーネットとかがあるわけです。なので、やはり全てを甘えきる社会人になってもらっても困るわけです。

なので、6 か月の申請主義でやっていますが、これをではもっと引き延ばして、早くきちんとしたことをやっていただいて、それまでは取っておきますということが可能かどうか。

1年間とか、しかし年度をまたぐということもまた行政としてはいろいろあるわけなので、そういうところが考えられる、私は検討の余地がある部分かという気がしています。

必ずこれを踏み越えて、先ほど申し上げたとおり滞納を整理して頑張っておられる方と、事情は分かりませんが滞納を続けられる方を同一視してやるということは、議員の思っていることはよく分かるのですけれども、私は行政がそこまでやるべきではないというふうな気がしています。

ただ、緩和させたい。きちんとした形になっていていただいた上で、そのときにきちんとお支払いするという、そういう余地を残しつつやることのほうが、私は大人としてのやり方ではないかという気がしていますが……と思っています。これは私の意見であります。申し訳ない。

○議 長 11 番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 2 子育て支援の拡充について

市長のおっしゃることも非常に分かりますけれども、これからまた庁内でいろいろなパターンというか事例のことで話をさせていただいて、またできる限り手厚くしていただければありがたいと思います。現金が無理であれば、ミルク1万円分とか、おむつ1万円分とかそのぐらいでもいただければありがたい方がいっぱいいると思いますので、検討をよろしく願います。

それでは、大項目2の2番目に移ります。妊娠・出産を事由とする保育についてをお伺いします。現在の妊娠・出産を理由に子供を保育園に入れられる期間ですが、産前6週、産後8週ということです。産後は国の定めになっていますが、この制度を使うのは主に年子や上の子供と年の近い子供を出産される方だと思えます。政治も行政もどんどん子供をつくってほしいと言っておりますけれども、このように子供を短期間でつくってくださる市民に、もっと安心して出産していただけるようにしなければならないと思えます。そこで、市の独自制度で産後8週ではなくもっと長くできないかということです。最低でも産後3か月までの拡充が必要だと思えますけれどもいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 子育て支援の拡充について

それでは、塩川議員の2つ目のご質問の妊娠・出産を事由とする保育について、産後8週を産後3か月に延ばすことについてお答えします。

保育園等で保育を受ける場合には、保育の認定を受けなければなりません。それには保育の必要な事由に該当する必要があるというのがあります。事由とは、就労や保護者の疾病・障がいまたは同居親族の介護・看護などになります。この事由の中には議員のお話のとおり、妊娠・出産、今ここで話をしているこのこともあり、その期間は子ども・子育て支援法という法律がありますが、ここで産後は8週と定められている。これは労働基準法で産後8週を経過しない女性を就業させてはならないとされているためです。ここに基づいていると考えております。

南魚沼市でも、国の基準のとおり、産後は8週として運用しています。しかし、一律に運用するというわけではなくて、まず医師の診断がある場合とか、あとは保健師さんなどからこの要請がある場合には母親の体調などを考慮して、保護者の疾病に該当する場合には、8週を超える認定を現在はしています。産後8週を過ぎても保育が必要な場合はご相談をまずはいただきたい。そういう方がいらっしゃれば、決して冷たい仕打ちをしているわけではございません。そういうことでございます。本当に支え合ってやっております。

今後も子育て支援課または保育園それから保健課、こども家庭サポートセンターが連携して対応してまいりますので、これらをぜひとも、もし、議員がここでご発言されるほどですので、そういう方に触れられておられるのだと思うので、いらっしゃるのだと思います。そうしましたら、まずは相談してくださいということでお願いしたいと思います。

以上です。

○議 長 11番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 2 子育て支援の拡充について

相談すれば長くできるというようなことですね。基本的に3か月ぐらいと、市独自で定めて楽々もう子育てしてくださいというようには考えられないのですか。

○議 長 市長。

○市 長 2 子育て支援の拡充について

誤解がないようにもう一度申し上げますが、全てを断っているわけではなくて、先ほど言ったように医師の判断や保健師さんの判断等々によって、例えば保護者の疾病ということに該当するような事案ということもあるわけでありまして。そういった場合には広くとると。だから全員がという話はしておりませんので、その辺は間違いなく聞いておいていただきたいと思います。

では今ほどのご質問ですが、例えば保育の無償化ということで……（何事か叫ぶ者あり）失礼しました。ということなので、よろしく申し上げます。楽々と育児にということですが、これは今のところそこまでの3か月にするということはやっております。これはやるとすれば今後の検討ということになるとと思いますが、今私がここでできるということとはちょっと申し上げにくいので、それをもって答弁いたします。

○議 長 11番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 2 子育て支援の拡充について

分かりました。それこそこの制度を使う方々は、大体年子とか上のお子さんと年が近く、また2番目、3番目のお子さんを出産される方だと思いますので、その辺いろいろな事例をまた庁内で相談をしていただければと思います。

それに関連してですけれども費用面についてですが、この制度を使う市民は少子化の中間において、市とか国に貢献していただいている方々で、南魚沼市として費用も全額無料で行うべきだと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市長 2 子育て支援の拡充について

すみません。先ほどちょっと前後しました。先ほどのその子だけではないですよ。絡みがあるので大変だという話もありますが。ちょっと持論を述べます。いいですか。そのとおり、そういうふうにやっていけばすばらしい。だけど、私は子育てという考え方が全て——だから親御さんと一緒に住んでもらいたいとかないですか、例えばですよ。何か全てを行政が全部手を出していくということが——市長をやっているあまり言うと本当に語弊があるのですけれども、なるべくして差し上げたいが、どこかでやはり線引きというのは必要ではなかろうかというところを少し感じているのです。これはちょっと個人的意見が入りました。

2つ目であります。妊娠・出産に該当する期間の費用を無償化するべきについてですが、この保育の無償化により保育園の年少クラスから年長クラスまでは無料となっています。未満児を保育している方への支援については、現在、国において保育料の多子軽減制度がありまして、南魚沼市ではこの制度の対象となっていない3人目以降の児童に対する南魚沼市独自の軽減制度を令和4年度から拡充して実施することとしております。

妊娠・出産で利用される方の無償化については、保育料が所得により決められている制度になっているために、妊娠・出産に伴い利用される方のみを無償化にするということは、ほかの事由によって利用している方もいらっしゃるわけなので、こことのバランスを考えると現在いろいろ考えてみても難しいと考えています。

少子化対策につきましては、今ほどのいろいろな形で支援していこうという、それは本当にそのとおりなので、ほかの制度で支援すべきと私どもは考えております。先ほどのめぐちゃん祝い金、第1子、第2子、第3子がお生まれになった場合に金額が上がっていきますが、この南魚沼市独自の制度もそういう形で差をつけているということもあって、いわゆる子供さんを多く産んでくれている皆さん、多子のそういう方々への支援を、そういった意味でほかの面からやはり強化していく必要がある。そうしなるとなかなか、繰り返しますが、妊娠・出産に限ってしまうとほかの事由でそういう利用している方々とのバランスがとりにくいということがありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長 11番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 2 子育て支援の拡充について

やはり子育て、ほかの議員さんもいろいろな議会で、子育てについて出産祝い等々の話を出されていると思いますけれども、隣の市や町からあそこはすごいなというレベルの、今めぐちゃん祝い金もすごい金額を出していただいていますけれども、やはり南魚沼市ってすごいというようなアピールにもつながることですので、また検討していただければありがたいと思います。

3 南魚沼版克雪すまいづくり支援事業について

それでは、大項目3つ目に移ります。南魚沼版克雪すまいづくり支援事業についてです。今期の冬は、昨年末以降の断続的な降雪で平年より積雪が多くなりました。そのため、除雪作業など雪による死亡事故が相次ぎ、2月14日までに魚沼地域3市2町で計9件発生して9

名が亡くなり、過去10年で最多となりました。市長もおっしゃっていましたが、南魚沼市でも大変残念ですが2名の方が亡くなりました。現在、当市では屋根に設置する命綱固定アンカーに対する補助を行っておりますが、高齢化に伴う雪下ろしの負担軽減や危険防止のため克雪住宅の新築及び雪下ろし屋根の住宅を克雪化する際に、自然落下式も助成してはいかがでしょうか。近隣の湯沢町と魚沼市はこの事業を行っているようです。お考えをお伺いします。

○議 長 市長。

○市 長 3 南魚沼版克雪すまいづくり支援事業について

それでは、塩川議員の3つ目のご質問に答えます。南魚沼版の克雪すまいづくり支援事業についてということであります。

昨年の3月議会定例会で、3番議員の大平議員のほうから一般質問がありまして、お答えしたところですが、南魚沼市では人力による雪下ろしなどの屋根雪処理に伴う——これは過大な負担。大変ですね、私の家も全部手堀りですが。その過大な負担と除雪作業時の危険の軽減、また地下水くみ上げ抑制の観点もあります。井戸水をあまり揚げないように、地盤沈下の問題であります。そのことから、住宅新築やリフォーム時に住宅の克雪化に対する助成を行っています。

対象となる住宅というのは、構造を強化して重い雪の積雪に耐えられるようにする耐雪式住宅と、電気や灯油の熱エネルギーを利用して雪を消す融雪式住宅があります。対象となる住宅が2つあります。いずれも人力による除雪を必要としないことから、身体的負担の軽減また屋根からの転落防止などを図ることができるということで、加えましてやはりこの六日町地域においては、やごみのそういう状況の地域ということもあり、そして水をなるべく使い過ぎない、地盤沈下をさせないということも、いろいろなことがありまして、こういう形を取られています。合併後、やはり六日町の事情に配慮して、現在の落下式のことではなくて、耐雪そして融雪式の住宅への補助というふうになっていったと承知しているところであります。

議員がご提案いただいている落雪式の住宅——滑る屋根に対しましては、過去に何度か対象にできないかという検討がされてきました。議場でも過去にいろいろな話が出てきたと思います。住宅密集地では、敷地スペースの関係で落雪式にできない、そういうお宅がたくさんあるという——特に六日町の事情が大きいと思いますが、あります。そして、落雪式として計画をされていない既存の2階建て住宅を落雪式にした場合には、今まで屋根にあった雪が随時そのお宅の周りというか住宅の脇に雪が積もっていくということになりますので、落雪した屋根雪の処理が問題になる可能性がある。そういうことがいろいろ言われてきました。また、新築する場合を考えると、落雪式でない屋根と落雪式の屋根との建設費用の差というのが大差ない。そういうことがありまして、現在、対象としてこなかったということです。現在もそれが続いています。

しかしながら、みんな住マイル改修補助金——現在、大変好評をいただいています。市内

の施工業者が行う住宅のリフォーム工事をやっているわけですが、ここでは住宅屋根の改修工事について申請可能となっています。なので、補助がないわけではないということになります。

加えまして、今、議員がお話しいただいたように、両脇の湯沢、魚沼市にはこの制度があるということは十分承知しております。県内でもほとんどあります。ないのは目立つ、私どもということになっておりますが、今ほど申し上げました歴史的経過や地域性の諸事情から今の状況はこうなっています。できないということではなくてみんな住マイルではそういう制度がありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議 長 11 番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 3 南魚沼版克雪すまいづくり支援事業について

みんな住マイル改修補助金、大変ありがたいのですが、やはり屋根をいじることになると、何百万円単位だと思います。ちょっとみんな住マイル改修補助金だと補助金額がちょっと微妙かなというところなんです。六日町の町なかの状況も非常に分かりますし、それこそ落下式にした場合、それを消すのも地下水を使わなければいけない部分もあつたりして、非常に地盤沈下区域とすると不公平感があるかも分かりませんが、降らない年もありますけれども、今年のような雪がいっぱい降ったときに、自然落下にしたいお宅はある程度、頑張ってくださいという意味も兼ねて、その辺また検討していくようなお考えはあるかどうか最後にお聞きして。

○議 長 市長。

○市 長 3 南魚沼版克雪すまいづくり支援事業について

今日はまだ一般質問2日目ですが、昨日から様々、子育ての話が出たり、そしてお年寄りの非常に独居世帯が増えていく。そして管理がなかなか厳しくなってくるお住まい、空き家化につながってしまわないかというそういう議論も様々な議論が議場ではされてきていますし、今回もいろいろなテーマが出ています。

この中では、いろいろな課題があると思うのです。新築するとき、では全部それをやった場合に、どれぐらいの支援ができるのかということも含めたり、その費用負担というのが行政としてどれぐらいの意味を持つとか、これはやはり簡単には言えないところがあります。しかし、先ほど話をしたみんな住マイル改修補助金というような観点。現在、手掘りでやっていて大変な困難になっている方々が——そういうお宅が私は大分少なくなったと思つて見えています。毎日それを見ているのですけれども、本当に落下式が多くなって手掘りの人が少なくなったとは思つていますが、やはりそういうところにお年寄りも多いのです。

そういうところに視点を設けて、今回、例のみんな住マイル改修補助金に——高齢者だけではないのですが、高床式のお宅は2階に上がつて生活しているのと同じことだから、足腰が悪い特にお年寄りや障がいをお持ちの方々に、このままではいかんということで、リフトの補助を今回、組み立てることを議案で出していますので、皆さんに審議をいただきま

す。

私は同じような感覚を持っていて、今回ただ単に福祉目的とかではなくて、住宅環境の改善によって福祉も、そして住みよさというか広義の意味の暮らしやすさにつながるような制度としてやるには、住マイル改修そういうことでの的を絞りながら、のべつ幕なしに広げた場合に、落下式で全部OKだという話にすると、非常になかなか負担感もあると思って考えています。

それらも十分検討するようにしながら、今ほどのご提案のことについては、今検討を開始しなければいけない時期に達しているとは私は思っていますので、今後、様々な検討を加えてまいりたいと考えております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で、塩川裕紀君の一般質問を終わります。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開を11時45分といたします。

〔午前11時33分〕

○議 長 休憩を閉じ、一般質問を続行いたします。

〔午前11時45分〕

○議 長 質問順位9番、議席番号5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 傍聴の皆さん、お忙しい中、大変ご苦労さまです。それでは、議長に発言を許されましたので、一般質問、本日は大項目2点になりますが、始めさせていただきたいと思えます。

1 地方公務員の定年引上げの実施に向けたスケジュールについて

まず、大項目の1点目でございます。地方公務員の定年引上げの実施に向けた南魚沼市の今後のスケジュールについてお伺いしたいと思います。

年金の支給開始年齢の引上げに伴い、雇用と年金の接続が大きな問題となる中、既に民間企業においては高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の施行により、65歳までの雇用確保措置が義務づけられたことから、徐々にではありますがその取組も進んできているところで

す。

公務職場においても公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢の引上げに伴い、雇用と年金の接続は大きな問題となっていました。加えて、急速に進む少子高齢化により労働人口が減少に向かう中、複雑・高度化する行政課題への対応また能力のある、意欲のある高齢職員の知識と経験を有効に活用しながら、行政の職場における公務の担い手として、引き続き活躍できる就労環境の整備が求められてきました。

このような状況の中、公務職場における定年の段階的な引上げに向けた法整備が進められ、地方自治体においても令和5年度から段階的な導入が行われることとなっています。公務職場における定年引上げの実施に当たっては、管理監督職勤務上限年齢制いわゆる管理職の皆さんの定年制の導入や、定年前再任用短時間勤務制度の導入——これは60歳を超えても定年まで、今度はフルタイムではなくて短時間で働く制度になりますが、また情報提供・意思確

認制度の導入等、これまでの就労環境に大きな変化をもたらす内容が多数含まれており、その実施に向けた早期の取組が求められています。

総務省では、この制度の円滑な導入に向け、総務大臣通知をはじめとした様々な制度概要等の周知に向けた通知等を発出しているわけですが、その中で情報提供・意思確認制度については、令和4年度中の情報提供・意思確認の実施を求めています。この制度改革は、職員の皆さんの雇用環境ですとか賃金の在り方に直結する内容であり、その運用に当たっては職員団体との意思の疎通や理解が不可欠と考えますが、残念ながら制度の導入までに残された時間は十分とは言えません。

令和2年4月から施行された会計年度任用職員制度の導入時には、取組の遅れから職員団体との十分な協議時間も取れず、最終的に関連議案が私たち議会に示された後に、議案が全面差し替えになってしまったわけですが、今回の制度改正もそのとき以上に大変な内容等も含んでおり、前回の轍を踏まないように今から綿密な計画と十分な準備が必要であると考えますが、この定年引上げ実施に向けた南魚沼市の今後の導入スケジュール等について伺います。

壇上からは以上とさせていただきます、内容によっては再質問をさせていただきたいと思えます。

○議 長 梅沢道男君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、梅沢議員のご質問に答えてまいります。

1 地方公務員の定年引上げの実施に向けたスケジュールについて

地方公務員の定年引上げの実施に向けたスケジュールであります。令和5年度から段階的にという地方公務員の定年延長についてであります。令和3年6月に地方公務員法の一部改正が行われました。令和5年4月1日に施行されることになっております。定年延長による制度の内容については、国家公務員の定年を基準としながら、役職定年における定年後の職の位置づけや、また役職定年を例外とする職などについては、各団体において検討を行い、条例等で定めることとされています。

先ほどもお話があったかにと思いますが、市においては、総務省や県から定年延長に関する通知が少しずつ届いているという状況であります。具体的な制度設計はこれからというところでもあります。現在は、担当者レベルで整理した検討事項を県の人事担当課長会議に議題として提出したり、県が主催した定年引上げに係る勉強会に参加するなどして、定年延長に向けた検討を現在、進めているところであります。

今後のスケジュールであります。先般2月18日に定年延長に関わる人事院規則がようやく公布されました。今後その内容を踏まえた改正条例や改正規則の例が県から届いてくることになると思います。南魚沼市としては、その内容を確認した上で整理を行いまして、定年延長制度の具体的な検討を行っていきたいと考えております。

なお、検討を進めるに当たっては、新潟県及び県内20市の状況なども当然踏まえながら、

職員組合との必要な協議を行った上で、令和4年9月議会定例会または12月議会定例会において、関連条例をお示ししたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

以上です。

○議長 長 一般質問の途中でありますが、昼食のため休憩といたします。休憩後の再開を1時20分といたします。

[午前11時52分]

○副議長(清塚武敏君) 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

[午後1時18分]

○副議長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 地方公務員の定年引上げの実施に向けたスケジュールについて

スケジュールについては、市長のおっしゃるとおりだと思っています。実際に国のほうも、この3月あるいは次の6月議会で条例等の改正を可能であればやりなさいというようなことを当初言っていましたけれども、市長がおっしゃるように人事院規則も2月まで改正がずれ込んだり、県からの条例改正例ですか、これも本来であれば2月中というようなことを言っていました、これもまだ届いていないと思います。そういう意味では具体的な規則や条例の制定については、それらを待って、なおかつまた県内の他市の状況や特に県の具体的な内容も参考にしながら、ある意味きちんとしたそごのないような格好で進めていく必要があるのだと思っています。

ただ、これも本当に制度的に大きな改正になりまして、具体的な運用部分ということになると、条例や規則の制定前にいろいろな調査ですとか協議は進めていかなければならない項目もあるのだらうと思っています。

例えば、私が一番驚いたのは部課長さん方、管理職の役職定年とといいますか、昔はこんなことは考えられなかったのですけれども、60歳になったら役職を退いて定年が今度は10年後には65歳になるというわけです。例えばこういった方の役職定年後の処遇ですとか働き方です。これまでそういう意味では、本当に職員の中でも優秀な方々のスキルだとか、役職定年後の公務への貢献とといいますか、どうやったらそういったものがきちんとできるのか。それらのメリットだけでなくてまたデメリットの部分もあろうかと思うのです。

例えば今再任用制度を市では運用してしまして、部課長さん方から再任用で残っていただいて、これまでのスキルも含めて力を貸していただいているという状況があろうかと思えます。これらで恐らく自己申告等で現状把握というのはかなりしていらっしゃると思うのですけれども、例えば職場ですとか職員の皆さんへの聞き取りとかアンケートとか、どういう内容があるのか分かりませんが、そこらも今までそういう雇用実態とといいますか——部課長さん方が役職を退いた後は再雇用になりますけれども、職場で活躍していただいていることについて本当に公務職場にとってプラスの部分、メリットももちろんあると思いますし、また職場にとってもデメリットというのも若干あるかと思うのです。それらを再調査して、今後の役職定年制度ですとか、暫定任用制度ですね、これらにまた生かしていく。そういったあ

たりについてはどのようなお考えなのかちょっとお聞きしたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 地方公務員の定年引上げの実施に向けたスケジュールについて

今、市長という立場をおあずかりしていて、常日頃思っているのは、今回もまた退職される方が出ます。毎年、私、一番寂しいのがそこなのです。これまで議員の時代から含めて、もう随分そういうことが続いてきました。もちろん市長になってからもそうです。

一番残念なのは、人材の流出。定年がありますから。この点、本当に思っています。加えて今市役所は、私はもう公言してきているのではっきり申し上げますが、合併後、職員はどんどん減りました。しかしながら、時代背景等——いつの時代も課題は尽きることはないと思いますが、しかしながら、行政への様々な期待とか、そして果たすべき役割は、格段に増えてきていると思います。特にこの2年間は新型コロナということもありましたが、この中で私は見えて、職員の疲弊感というのが極みにきていると思っています。様々あります。そういうことが原因で、様々気持ちもなかなか高まらないという職員も、あまりこれ以上は言いませんが、そういうことも起きてきます。

加えて、今市がこれから推進していこうという事業の中には、どうしてもマンパワーが足りないというところも含めてあります。こういう中では、私は決して公務員だけではなくて、社会全体が健康寿命を延ばしていこう——寿命ももちろん延びていますが——という中で、人口減の問題等々がある中で、まだ働ける皆さんがそこで元気に活躍される——特に希望する場合はです——そういうところの年齢を上げていくというのは、必然の流れであると思うし、そうなってもらわないと社会が構成し得ないと思っている1人なので、私は定年が延びていくということは、非常に期待しているところです。

それによってただ、デメリットというのは、多分、若手の採用とか職の機会というか、そういうこともあると思います。これにはまた給与面とかいろいろなことも考えなければいけません。なかなか今管理職になりたがらないという、あまりいいことではありませんが——給与面からいってです。そういうこととかも含めて、いろいろ見ていかなければなりません。私としては、市長をやらせてもらっている以上は、そういったところに取り組んでもいきながら、この今の新制度が改まってくることには、きちんと対応してやっていきたいと。私としては個人的に願っていたところでもありますので、そういう方向で頑張っていきたいと思っています。答えになっていませんか。

○副 議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 地方公務員の定年引上げの実施に向けたスケジュールについて

ぜひ、そういうふうに貴重な人材ですので、また力を有効に発揮していただけるように、職場のほうの異動ですとか——例えば部課長さんが退職なり役職定年になって、同じ職場に残ってそこに新しい部課長さんが来た。そういった格好でうまくいくのか。また、そうではなくて別のところで過去のスキルをいろいろなところで生かしてもらおうのか。いろいろあると思うのですけれども、その辺も含めて、条例や規則ではそのところは定めるという話に

なりませんので、内部の運用ということになります。いろいろな職員の意見とか部課長さん方の今まで再任用された方々の実感だとか、そういう部分も含めて、ぜひ今後の運用の中に生かしていただければと思います。

また、定年制の引上げですけれども、例えば今ほど新採用という話が市長のほうからも出ました。例えば定年制引上げで、知見を持った職員に残ってもらっていいのですけれども、行政分野で知見の継承ですとか将来にわたって行政サービスの安定継続にはやはり一定程度の新規採用といいますか——それは役職定年も中の活力というか、そういった部分を新陳代謝を促し保つために、国が導入すると言っています。それと同時に一定程度の新規採用もそういった部分では組織の維持、知見の継続いろいろな部分で必要になってくると思います。

令和5年度以降、今度は逆に新規採用の職員の採用計画ですとか、中長期的な計画や退職管理についても検討がやはり必要なのだろうとは思いますが、今そこまでできているのか、始まっているのかどうなのか。それから今後のスケジュール等、その辺についてはどんな感じでやっていきたいというような、もし今現在でお考えがあれば教えて、お聞かせいただきたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 地方公務員の定年引上げの実施に向けたスケジュールについて

この件については、担当の課長のほうから答えてもらうことにします。一般質問の場ですので、このことというのはもうちょっと内部でもんだりしているべき話であって、私はそうあまり細かく聞かれても、市民の皆さんがここに本当に興味を持っているかどうかということも含めて、私はちょっと疑問なのですけれども、課長のほうに答えてもらいます。

○副 議 長 総務課長。

○総務課長 1 地方公務員の定年引上げの実施に向けたスケジュールについて

市長の答弁にもありましたとおり、こういった今具体的な例を挙げていただいたのですけれども、各市町村がなかなかその部分を決めかねているような状況であります。

1月12日に県内の担当者の意見交換会がありました。これはフリーでディスカッションするような内容ですけれども、やはり今のような採用計画も例えば2年に1回、退職者が出ると言ったらおかしいですけれども、退職者が出るような、年齢に到達するような方々が出るときに、ではその到達しない年について採用はどうするか、どこもまだ決めかねています。

ただ、議員がおっしゃるとおり組織の新陳代謝も必要ですので、ある一定程度の採用はそういった年でも行われるような形になってくるのではないかと思います。現在のところではなかなかまだはっきりと申し上げることができないところです。ただ、課題としては確かに考えております。

以上です。

○副 議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 地方公務員の定年引上げの実施に向けたスケジュールについて

ありがとうございました。今の一般質問ですけれども、この制度が円滑に運用されて、そ

して南魚沼市の行政が活力を持って、そしてそういう人たちの知見も生かしてうまくいくということは、取りも直さず市民の皆さんの利益といたしますか、生活向上や行政の推進に寄与するということですから、そういう意味では本当に重要な制度改正に対する取組だと思えます。最終的には市民の皆さんの生活や福祉に返ってくるということですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

今ほどの人事採用の関係ですけれども、まだまだそういう課題がいっぱいあると思えます。特に今課長がおっしゃいましたように、これが始まってくると退職が1年おき、退職のない年、退職のある年、こうなって10年先までいくわけです。ただそうはいっても新採用をどういう形で補充していくのか。退職した分だけでいいやという単純な話にはならないと思えますので、ぜひその辺も将来を見据えてきちんとした人員体制ですとか年齢構成、そしてきちんとした組織体制が継続できるような形で、これからも検討を進めていただければというふうに思えます。

これもそうすると次も実は財政計画といたしますか、これによってある意味、人件費の増嵩も当然考えられるわけです。これらも含めて今後その辺の見通しというか、計画もきちんとしていけないといけないというような気もするのですが、その辺の考え方——一つは例えばこれによって人件費自体が増嵩、増えていくというあたりの、私はどうもそういう感じがするのですが、その辺のご認識も含めてちょっとお願ひできればと思えます。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 地方公務員の定年引上げの実施に向けたスケジュールについて

財政計画は、まだ入れ込んでいない。現在は、です。ただ、これは国がかじを切ってくる制度だと思うのです。なので、当市だけの問題ではないと思うので、そういうようなきちんと補完されるべきことは、裏づけとしてなければとても取り組めないと思えますので、そういうことであろうと私は思っています。ということでございます。

○副 議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 地方公務員の定年引上げの実施に向けたスケジュールについて

今、市長のおっしゃった国の裏づけというのは、恐らく交付税措置の関係だとは思っています。それはそれでもちろんございますし、ただ、定員管理も含めてどういう形でやっていくかというのは、また市の方針にはなろうかと思うのです。まだこの前出された財政計画に入っていないと。これは当然のことで、まだまだそこまでの今段階にはなっていないと思うのです。

ただ、実施はもう令和5年と迫っています。法の施行は令和5年ですけれども、もう令和4年度中に令和5年度の退職者に対する情報提供・意思確認制度です。これについては実施して、来年度の令和5年度の退職者への情報提供や意思確認は、令和4年度中に実施しなさいという話にもなっているわけです。その辺も含めて、ぜひ今から本当に時間のない中、大変だと思えますが、本当にこれがうまくいって、職員の皆さんのモチベーションをきちんと保つ中で、それから役職定年した方々のスキルや経験も生かせるということになるかどうか

で、やはり行政の力といいますか、遂行力も大きく違ってくると思います。その辺、ぜひ今からきちんと内部で検討しながら進めていただければと思います。

これまでいろいろなことを申し上げましたし、では今全部、検討できてどうなののだとしても、これはなかなか難しい問題で、それぞれの課題がこれから本当に始まって議論になっていくという課題だと思います。

ただ、今後半で申し上げましたのは、皆どの項目も条例や規則の中に盛り込むということではありませんので、そういう意味では我が市の運用上でどうやっていくかというところが本当に重要になってくると思います。これまで申し上げた項目以外にも、この制度改正の導入に当たっては恐らく検討すればするほど様々な項目や検討が必要になるのだろうと思っています。それらどの項目も職員団体との協議ですとか、職員の皆さんの理解が当然必要になってくると思います。それには十分な時間を確保する。十分な時間ときちんとしたスケジュール感をもって進めていく、このことが本当にもう最後ゴールは決められているわけですので、この辺が重要になってくると思います。

今現在その辺の今後のスケジュール感、きちんとしたのがなくても例えば今最初の答弁で市長のほうから、9月議会への提案あるいは遅れば12月議会への条例・規則の提案というようなことでお話がありました。そうするとそれらの前には、あらかじめ一定程度の計画や話し合いをきちんとしておくというのが必要になると思うのですけれども、その辺の今後のスケジュール感等がありましたらお願いしたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 地方公務員の定年引上げの実施に向けたスケジュールについて

1回目の答弁で話をしております。もう一度では申し上げますが、県及び県内20市の状況等も踏まえながら、職員組合とも必要な協議を行った上で、令和4年9月議会定例会または12月議会定例会において、関連条例の案をお示ししたいと考えております。そこまでに様々やらなければいけないことが、これから当然出てまいりますので、その辺を踏まえながらやっていきたいと思っております。よろしいですか。

○副 議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 地方公務員の定年引上げの実施に向けたスケジュールについて

実は今の市長がおっしゃいました職員団体とも必要な部分については協議を進めるという話でございましたが、条例の提案時期が大まかに2回、9月、12月ということで示されました。なかなか協議や話し合いというのは時間がかかる話ですので、その辺を例えばいつ頃までにとかというその辺がもしあればということで実は今お聞きしたのですが、その辺についてはどうでしょうか。お願いします。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 地方公務員の定年引上げの実施に向けたスケジュールについて

先ほどからの私の意味をよく考えてもらいたい。私は組合とやりますので、ここで答弁する必要はございますか。

○副 議 長 5 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 地方公務員の定年引上げの実施に向けたスケジュールについて

分かりました。この前の会計年度任用職員のときに、本当にちょっとああいうことになってしまいましたので、ぜひ今回はまた職員の皆さんに係る重要な制度改正ということもあります。そういう意味では、きちんとまたその辺を混乱のないように進めていただいて、特にこの異動で担当課長さんもちょうと異動ということで、今まで課長さんが積み上げた知見を引き継ぎ等できちんと次の課長さんにまた受け継いでいただく中で、秋に向けて取組を進めていただければと思います。

2 労働安全衛生法に係る命綱固定アンカー等の設置について

次に、では大項目の2番のほうに移りたいと思います。労働安全衛生法に係る命綱固定アンカー等の設置についてでございます。2018年度に改正された労働安全衛生法の第25条の高所作業における安全措置義務への対応ですが、これは今年の1月2日から完全施行となり、屋根雪除雪等の高所作業時には原則としてフルハーネス型の墜落防止用器具の着用が義務づけられることになりました。南魚沼市ではこれに先立ち、令和3年度に命綱固定アンカー等の設置に対する補助事業も立ち上げていただき、12月18日には県とも連携して、屋根雪下ろしの安全装備体験講習会も開催するなど、命綱固定アンカー等の普及に向けた取組を進めていただいているところです。

しかし、その必要性の理解ですとか設置はなかなか進めるのが難しい、そういう状況にあるのだらうと思っています。そこで1つ目ですが、大項目2番の小項目の1番です。市の所有施設の屋根雪除雪については、地元業者の皆さんへの委託が基本であるのだらうと思いますが、現在の市所有施設における命綱固定アンカー等の設置状況と、今後の整備計画がありましたらちょっとお伺いしたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 労働安全衛生法に係る命綱固定アンカー等の設置について

それでは、梅沢議員の2つ目の大項目についてお答えしていきます。労働安全衛生法に係る命綱固定アンカー等の設置についての、まずは(1)番のご質問について答弁いたします。市の所有施設における命綱固定アンカーの設置状況ですが、11施設に設置してある状況となっております。

今後の命綱固定アンカーの整備につきましては、施設によっては墜落制止用の器具を結束する命綱を固定可能な構造物を——固い言葉で申し訳ない——取り付けることができるものがある建物もあります。そういった施設には専用の命綱固定アンカーの設置が必要とは考えておりません。

市の施設全体に対しまして、命綱固定アンカーを設置する計画というのはないのですけれども、全部はないのですが、各施設の状況に応じて、これはもう状況に応じて、アンカー等の設置について各施設の所管課それぞれありますので、所管課において適宜判断してやってまいりたいと考えております。

以上です。

○副 議 長 5 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 労働安全衛生法に係る命綱固定アンカー等の設置について

分かりました。いきなり全部とかというのは、これも難しい話だと思います。市長が言われたように、もうつけられるようになっている施設はもう全然問題がないわけですし、そうでないところはそれぞれの管理課があると思いますので、また予算の関係もあると思いますので、随時なるべく早くということになるのだろうと思います。

労働安全衛生法の施行後においても、幸い市内の除雪業者の皆さんからは、市の所有施設だけでなく民間の市民の皆さんの家屋等についても、別に命綱固定アンカーがないところは、除雪しないなどということは言わないで、きちんとこれまでのような除雪対応をいただいているということで、本当にありがたいことだとは思っています。

ただ、そういう中で、労働安全衛生法が本格実施になりましたので、そういう意味では除雪業者の皆さんの方が一、事故が起きたときのリスクといいますか、これはやはりかなり増大しているのだろうというところも思います。そのリスクを軽減してあげるという取組の一つがこういう施設での設置ということにもなろうかと思えます。ぜひその辺、今市長がおっしゃったような形で、特に市民の皆さんに対して範を示すといえますか、それもまた行政としては重要な一面だと思います。財政面も含めて様々な問題はあるのではありましようけれども、所有施設の早期の整備が必要だと思いますので、その辺についてはこれでいつまでどうこうということではありませんけれども、市長の今のようなお話で進めていくということですので、なるべく早い時期に、そして業者さんも安心して自分の雇用者をそこに派遣して、除雪ができるというような体制を目指していただければと思います。

では、小項目 2 番のほうに移りたいと思います。市では今年度より命綱固定アンカー等の設置に対する補助事業をいち早く立ち上げて普及への取組を今進めていただいています。先ほども話をしましたように、県とも連携して講習会等も開いていただいているということです。今年の冬、これから設置ということはないと思いますけれども、今年度の補助の実績と今後の推進計画等ありましたら、ちょっと教えていただきたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 労働安全衛生法に係る命綱固定アンカー等の設置について

それでは、2 つ目のご質問にお答えします。命綱固定アンカー等の設置に対する今年度の補助事業の実績から先に申し上げます。転落防止、事故防止がなかなか絶えません。今年も多分 20 件ぐらいでしょうか。亡くなった方も含めてですけれども、そういう状況です。交通事故死はゼロ、そして新型コロナによる死亡も——そういう状況で比べることもいけないうもしれませんが、雪が降るといことがどれだけこの地域にとってということでもあります。

命綱を固定するための金具や屋根からの転落防止柵の設置工事などに対して補助金を交付屋根雪除雪安全対策支援事業ですが、昨年 7 月 12 日から募集を開始しました。今年度は 10 件の交付決定を行っています。内訳ですけれども、補助率が対象工事費の 3 分の 2 で、1 棟

当たりの補助限度額が15万円の要援護世帯——高齢者世帯、身体障がい者の方の世帯、精神や知的障がい者の方の世帯、ひとり親世帯——が8件です。そして補助率が対象工事費の2分の1、1棟当たりの補助限度額が5万円、そういう一般の世帯——これで差をつけているのですけれども——この一般世帯が2件。総額では82万2,000円となっています。

今後の推進計画についてどうかということのお尋ねですのでお答えしますが、市報またウェブサイトなどを利用した補助金制度の周知と、総務課や屋根の雪下ろし安全装備体験講習会を開催している県などと連携をさせていただいて、雪下ろし作業に対する市民の安全意識の向上を目指していきたいと考えております。大分前より知られてきているのではないかと思います。やはり制度に乗り出すことだと思っています。これは続けていきたいと思っています。

○副 議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 労働安全衛生法に係る命綱固定アンカー等の設置について

今、市長がおっしゃったように、ホームページ等でも上がっていますし、講習会等も私も参加させていただきました。県と総務課、都市計画課で連携して、実際の装具の装着なども含めて体験をさせていただきました。そういう意味では、中には一遍、自分の家はもうつけたけれども、固定アンカーに装具をつける、そのときのつけ方がよく分からないと。今日はそれを教えてもらいに来ましたと、私の横の人は話をしていました。そういう意味では、そういう地道なやはり取組が必要だと思っています。

特に、ここは雪国で本当にもう大昔といいますか、本当に大昔から屋根の雪は上がって自分で掘って、何も装具などはつけないで、それが当たり前という認識がずっときています。ただそうはいつても近年、本当に事故がやはり増えてきている。そして、もう一つは労働安全衛生法の改正によって、今度は雪下ろしを請けている業者さんに事故があったときは雇用責任が問われる。そして、全国では実際にそういった賠償請求といいますか、訴訟も提起されているという状況にあります。

そういう意味では本当に頑張ってください、初年度は10件ということですから、ここからどう増やしていくかということです。まだ初年度なのでいろいろ課題があると思うのですが、これを今後、増やしていくに当たって一番の課題が何なのか。そしてそれを克服してこれから加速度的といいますか、どれぐらいになるか分かりませんが、どんどんと年間の設置数も増やしていく。そういった取組が求められると思うのですけれども、課題と克服に向けた方策等があったら伺いたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 労働安全衛生法に係る命綱固定アンカー等の設置について

何よりもやはり一番は、事故でそういう装備をしていたり、またきちんとした対応ができていれば、失うことのなかった命とか、安全性をきちんとうたったり、そしてこういう制度がきちんとあります、今できています、こういうことがやはり周知されていくこと。

加えまして、いかに言っても、先ほどちょっと前のことに戻って申し訳ないのですが、やはり公の施設関係が——先ほど私は財政の話をした覚えはありませんが、財政もあるのか

という話を議員がされたので、そんなことを言うてはいけないと私は思います。なので、きちんとそういうことでやって、もちろん上がる業者さんの皆さんのまずは安全を——直営のこともあるかもしれませんが、そういう場合にはきちんとそういうものが対応されている。まずは先ほどの職員の話もそうですけれども、そういう不安がなくなっているということ、まずは公が示してそしてそれに皆さんがなるほどと関心を持っていただく。10件と少ないかもしれませんが、そして周りにだんだんそれをつけたという家が見えてくる。そして周りの人たちがどう感じるかということになってくるのだと思います。なので、飛躍的にいっぱいになればいいのですけれども、そう簡単ではなかろうという思いはあります。

しかし、例えばそれをつけないと自分の家の屋根が、業者の人にお願いができないというような状況が生まれて、それがネックになってしまって大変不安を感じながら過ごさなければいけないというような、例えばお年寄りが出てきてしまっただけではないわけなので、これらを含めて制度は今こういう状況ですけれども、例えば申請数が多ければそれなりにやはり南魚沼市は、そこに予算をきちんとつけてやっていく必要が当然あると思います。はたまた、もっとほかにも制度の見直しが必要なのかとか、これは1回決めたらそれでいいわけではないので、その辺を見ながらやっていくことだと思います。何よりもやはり目に見えるところから始めていく。いきなりみんなにつけてくれ、用意ドン、つけましたということは絶対ないと思いますので、その辺をしっかりとやっていきたいと思っています。

○副 議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 労働安全衛生法に係る命綱固定アンカー等の設置について

ありがとうございました。私も先ほど、財政の問題もあるのかという話をしましたが、市長のほうから財政などということは言うてはいられないということで、大変力強いお言葉をいただきました。そういう意気込みで、ぜひ進めていただきたいと思っています。

それで今講習会とかはインターネット、ホームページですね、そういったことでもやってもらっているのですけれども、なかなか今の新しいお宅というのは、登らなくて、上がらなくてもいいような家が多くて、どちらかという古い家といいますか、そういうところに固定アンカーの設置が必要になってくると思うのです。そうすると中にはといいますか、どうしても年配の方だとか老人世帯だとかということになってきます。全部そうではないですけれども多くなってきます。

そうするとやはりその方々が、ホームページから情報を得て、ではつけるかというとなかなかどうしてもデジタルデバインドというのはどこまでいってもゼロにはなりませんので、例えば今市の除雪で頑張っている、労働安全衛生法が改正になった後も、そういう意味ではそういう方々のお宅も含めて、除雪をきちんと対応していただいて、生活確保をしていただいている業者さん方とも連携して、実際に行っている家で例えばついていなければ、市の作ったチラシですとか、ちょっとお話をしてもらって——ただ、財政的な問題とかいろいろありますから、それは強要するわけではないですけれども、ただ、市としてもこういう助成制度もやっています。このことを知らない方はまだまだ初年度ですので多いと思うので

す。

ですから、そういう業者さん方とも連携しながら、例えば福祉課のほうでもいろいろ事業をやっていますので、そうやって具体的にそういう方と接するとき、PRといたしますかそういうことをやっていく。その辺りも、ぜひ検討いただきたいと思うのですが、ちょっとお考えがありましたら。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 労働安全衛生法に係る命綱固定アンカー等の設置について

その考えに賛同です。そのとおりだと思います。やはりロコミ。リフォーム制度が非常に広く皆さんに知れ渡っていったのも、ちょっとパターンが違いますけれども、やはりそこに携わる業者の皆さんとかからのお声がけ、こういったものが大きいわけです。このたびのアンカーの設置についても、そこに上がる方々からやはりそういう——それもあまり高圧的ではなくて、こういうのがあるのですよという話ができれば、一番いいでしょうねという思いです。

加えましてもう一方であるかもしれないのは、お年寄りを住まわせて、この地から離れているせがれさんとか子供さんたちがいると思うのです。なので、決してお年寄りだから見られないのではなくて、では設置するときに自分の実家を守るためにどうだろうかということを考える。そういう角度からの人たちもいるので、そこから触れていってもらいたいということもいろいろあるのではなかろうかと思います。そんなこともいろいろ含めて、今始まったところですから。これからどうやっていくかということで、私は前向きにやっていきますし、やっていきたい。

加えまして、議員各位からも、議員やほかの皆さんからも、ぜひ周辺の皆さんにも話をしてもらおう。様々、区の役員さんとかもいるでしょうから、区長会等もこれからはばらくちょっとできませんでしたが、そういったときにお話をして、お茶飲みのお話にもしてもらおうとか、そういうことも必要かと思っています。

○副 議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 労働安全衛生法に係る命綱固定アンカー等の設置について

ありがとうございました。ぜひ、そういったことでまた担当課等とも連携して、普及に努めていただければと思います。

次に、小項目の3番をお願いしたいと思います。昨日の市長の答弁にもございましたが、当市からの移住を考えている理由として、冬期の豪雪等も大きな理由の一つではないかと考えられる。そういう状況がございます。高齢世帯や要配慮世帯の皆さんにとっては、冬の除雪というのはまさに死活問題とも言えるのではないかと考えています。これらの対応として福祉課では、市が事業主体となる高齢者及び要配慮世帯住宅除雪援助事業を実施していますが、この近年の利用状況と固定アンカーの設置済件数等についても把握していただければ、教えていただければと思います。

○副 議 長 市長。

○市長 2 労働安全衛生法に係る命綱固定アンカー等の設置について

それでは、3番目のご質問にお答えいたします。要配慮世帯住宅除雪援助事業の利用状況ですが、まさに市は高齢者などのそういう配慮が必要な世帯に居住する個人所有の住宅につきまして、屋根雪などの除雪費用に対する一部の援助を実施していますが、利用者数は令和元年度末は異常少雪だったため15世帯でした。しかし、令和2年度末は早い時期からの集中降雪があり、いろいろな事件性のあることまで起きた年でありましたが、185世帯です。今年度ですが、今年度はまだ終わっておりません。1月末までということ区切りをつけてお話をさせていただきますが、1月末現在で165世帯の利用となっています。雪の量からみても、大体比例しているのかなという感じです。

このうち、命綱固定アンカーなどの設置済件数については、除雪作業に当たっていただいている事業者の皆さんからの情報なのですけれども調べておりまして、4件把握しています。このほかにもあるかもしれませんが、私どもが把握しているのは4件。降雪シーズンが終えた後に事業者アンケートができますので、このときに引き続き、今年はどうだったろうかという把握を努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 労働安全衛生法に係る命綱固定アンカー等の設置について

分かりました。私もちょっとこの援助事業の実施件数といいますか、対象者も含めて高齢化が進む中で、どうなっているのかとちょっと心配して担当課にも聞いてみましたが、私が心配していたほどではなくて、そう件数が増えないで比較的一定の状況で今は推移しているみたいで、そういった部分ではちょっと安心したのです。ただ、これらの人は市の基準を含めてみて、ご自分で屋根の雪を処理できない方ということになります。これらも業者さん方にお頼みするしかないわけで、今4件という状況ですけれども、これらについても特に推進といいますか、を進める必要があるのではないかと思います。

ただ、都市計画課のほうで実施している補助事業も福祉課の要配慮世帯をカバーはしていますので、先ほど市長から15万円、3分の2の補助、これにはここに今数字を言っていた世帯は、満遍なく該当にはなるのだらうと思います。ただ、どうここにやはり普及をさせていくか。これはやはり大きな問題だと思っています。これらについては、ぜひ都市計画課が補助事業を持っていますけれども、都市計画課が全部ここに当たるというわけにはいきませんので、福祉課とぜひ都市計画課が連携していただいて——例えば福祉課の皆さんは実態把握も含めて、恐らくこれらの方々との接触がやはりあると思うのです。そういう中で、ぜひ市の事業の紹介だとか、そしてまた労働安全衛生法のことやはり説明も必要だと思うのですけれども、それらの情報提供をする中で、可能な世帯やご理解いただける世帯に、まずこのところは本当に市の、そういう意味では市が事業主体になって業者さんをお願いしているわけですので、ほかはいいということにはなりませんけれども、まず優先して取り組む必要があると思うのです。その辺についてちょっとお考えを伺いたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 労働安全衛生法に係る命綱固定アンカー等の設置について

議員のお話、そのとおりでと思っていますが、1点だけ。これはなかなか設置ができない、個人負担をなかなかしにくい、そういう方々に対して、例えば設置がないともう登れませんとかそういうようなことになって、その辺を本当に配慮しながら話しかけをしていかなければならない問題だと思うのです。その辺のところが多分ちょっと苦しいところだと思います。

しかしながら、その辺も含めて、先ほど言ったそれを一緒に住んでいないけれども、例えば外に出ている、私も長男ですがもし外に出ていたとしたら、ふるさとに残した親は心配でしょうから、そういったところまで含めていろいろな意味の解決をしていってほしい。そういう中で進めていこうではありませんかということでございます。

○副 議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 労働安全衛生法に係る命綱固定アンカー等の設置について

分かりました。そういったことでぜひ、お取組をいただきたいと思います。

続きまして、小項目の最後4番です。市の補助事業においても、要配慮世帯への配慮などもなされています。ただ、このままの状況はやはり少しずつ改善していく必要があるのだろうと思っています。今年も、昨日の市長の答弁にもございましたが、結構、大雪になりました。30センチメートル以上の降雪日が21日、それから降雪日数も非常に多いという年になりました。その影響があるのだろうと思うのですけれども、南魚沼市の除雪作業中の事故も先ほどの前議員の一般質問でも出ましたけれども、死亡事故や重軽傷の事故を合わせると20件に上るという状況もあります。また、一般の報道では、魚沼地域全体の死亡者数といえますか、これも過去10年で最多だというような報道もございました。自治体の皆さんや専門家の先生の皆さん方の取組にもかかわらず、状況はなかなか深刻な状況が今あるということだろうと思っています。

これらの事故の減少にはやはり固定アンカーの普及とみんなが当たり前にする、そういう状況がやはり必要なのだと思います。今この最後の小項目についての普及の取組ということで、実は質問を上げさせていただいたのですが、市長からはかなり方針について今までお話しいただきました。もし、付け加えることでもあればお願いしたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 労働安全衛生法に係る命綱固定アンカー等の設置について

先ほどやり取りの中で大分話をしました。議員もお話のとおり。あと例えば、安全協会とか様々なそういう本当に直接携わる皆さんにやはり私どもからも、では我々行政がもう少し踏み込むべき点があるとか、様々にです。これは金銭だけではありません、いろいろな意味で。そういうこともやはり一緒になってやっていかなければならないという思いがしているので、普及という意味につきましては、そういった点も加えながら、頑張っていきたいという思いでありますのでよろしく申し上げます。

○副 議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 労働安全衛生法に係る命綱固定アンカー等の設置について

分かりました。そのとおりなのだろうと思います。12月に県と市が連携して開催した講習会、ここにも長岡技術科学大学の上村先生ですか、来ていただいて、本当に具体的な実践的な講演をいただきました。

また、この間の新聞報道でも、国においても豪雪法の改正が与野党で調整案がまとまったという報道がありました。この中では、新潟県が要望してきた克雪に関する技術開発ですとか、除雪時の事故を防ぐ安全器具——こういった器具になると思うのですが——安全器具の普及等に対する国の配慮規定も具体的に追加されるということになったようです。

この国の支援体制もこれで大きく前進していくのだろうと期待しているのですが、このような国を挙げた支援体制の強化も踏まえながら、今市長からいろいろお話もいただきました。そういった内容で、ぜひ南魚沼市においても取組を進めていただいて、事故の軽減そして頑張っている業者の皆さんのリスク軽減に向けて、今後も取組をお願いしたいと思っています。最後もし市長、何かあれば、なければ終わりたいと思いますが。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 労働安全衛生法に係る命綱固定アンカー等の設置について

その新聞記事をずっとここに置いていましたが、本当にそういうふうに進んでまいりました。これは寒冷地の自治体の集合体である全国積雪寒冷地帯振興協議会等々からの強い要望も含めてずっと続けてきていることです。これらがやはり1つずつ認められていき、大きなまた弾みになっているかと思えます。これらが今日のやり取りのことのまたいい方向になっていってくれればと思っていますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思っています。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○副 議 長 以上で、梅沢道男君の一般質問を終わります。

○副 議 長 ここで休憩といたします。再開を2時20分といたします。

〔午後2時07分〕

○副 議 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

〔午後2時20分〕

○副 議 長 質問順位10番、議席番号2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 発言を許されましたので、一般質問を行います。傍聴の皆さん、ご苦勞さまで。頑張りますので、よろしくお願ひいたします。

冒頭、ロシアによるウクライナ侵略行為に抗議し、ロシア軍の即時撤退、武力行使停止を求める全ての人々と連帯していくことを表明させていただきたいと思っています。ロシアの侵略行為を止める力は世界の国々の一致団結した、「ロシアは侵略やめよ、国連憲章を守れ」の世論と運動です。新潟県議会も昨日、ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議を全会一致で可決し、ロシア軍の即時撤退と武力行使の停止を求めました。南魚沼市議会でも決議を上げようではありませんか。そのことを提案いたしまして、一般質問に移らせていただきます。

1 新型コロナ感染拡大の抑止と、健全な経済・日常活動について

大項目の1番、新型コロナ感染拡大の抑止と、健全な経済・日常活動について伺います。

昨年末は新型コロナが抑えられ、このまま少しずつでも日常を取り戻していけたらと、感染対策には引き続き気をつけながらも、かすかな希望が見え始めていました。しかし、政府の水際対策には米軍基地という大穴があり、第6波はすぐに訪れ、ここ南魚沼市では1日の感染者数が38人に達した日もあり、昨日までの累計感染者数は935人。直近の2月22日から昨日3月7日までの2週間の平均感染者数は19.7人となっています。

東京なんかでは、もう第7波が始まっているのではないかとこのつづやきも聞こえています。保育所や学校の閉鎖、学級閉鎖も相次ぎ、親の負担、ひいては親の勤務先の負担へと広がっています。まん延防止等重点措置の延長は避けられましたが、解除になったからといって元のにぎわいが戻るわけではなく、事業所の苦難は続き、上向きの経済活動は期待できません。既に幾つもの事業所が再開を諦め、市民は感染の不安にとどまらない精神的苦痛を抱えています。

病院だよりの3月号で、市民病院の堀医師は、コロナ禍において、人と会うことを控え、過剰な自粛を続けることによる体力の低下や交流機会の減少が深刻な問題につながってしまう。人が交流し、互いに助け合って活力ある生き方ができるように、生きがいを感じ合えるような、そんな社会が必要、と指摘しています。私もそのとおりで共感しながら読ませてもらいました。市長も思いは同じだと思います。

そこで小項目1、こうした市民の苦難を受け止め、解決の道を示し希望を与えるのが行政の役割だと思いますが、市長の考えを伺います。

続いて小項目の2点目です。新型コロナ感染対策としては、国が3回目のワクチンの遅れで批判を受ける中、当市は他の自治体に比べ対応は早いほうだと思います。しかし、あくまでも遅い国の対応の枠内に縛られてのこと。大変なご苦労をされていることと察します。

PCR検査についても、国はようやくPCR検査を拡大する必要性を認め、無症状であっても都道府県が認めた検査場での検査を無料にするとしました。新型コロナ感染症はいまだに治療法が確立されていません。ウイルス感染の拡大を防ぐ以外に対策はありません。国がPCR検査拡大の必要性を認めたのもそのためです。

しかし、いまだに日本は全体として検査の陽性率が高く、感染症専門医の忽那賢志氏は、感染が広がり危険な状況であり、検査数が足りていない。そのことを示していると指摘し、PCR検査によってしっかりと診断し、患者を隔離・保護し、濃厚接触者を追跡するというプロセスが重要だと訴えています。

もちろんPCR検査が陰性イコール新型コロナではないということではないですから、今までどおりの感染対策が必要なことは当然です。大事なことは、どうすればコロナ禍の影響を最小限に食い止め、以前のような経済活動や日常活動を早く取り戻せるのかということです。

海外では早くからPCR検査を強化しており、オミクロン株の感染者は一気に増えましたが、一気に減りました。子供についても海外では学校に行く前に検査して、陰性なら登校す

るという対策をとっているといいます。発熱があれば登校しません。しかし、この病気は熱の出ない無症状の感染者が多く、知らず知らずのうちに感染を広げます。検査しなければ、ウイルスを持って学校や保育園に行き、学校、保育園から家庭に持ち帰ってしまいます。

インフルエンザは、マスクの徹底、三密を避けるようにすればほとんど防げます。現に新型コロナ対策でインフルエンザは流行していません。しかし、オミクロン株は皆さんがこれだけ気をつけていても多くの感染者が出ています。厚生労働省は子供たちに、「大きな声を出すな」、「リコーダーを吹くな」などと言っていますが、そんなことで感染の抑制はできないでしょう。

大切なことは、まずは行政の責任で検査を拡充し、診断・隔離・保護・追跡を徹底することではないでしょうか。そうすることでしか、今現在新型コロナウイルス感染症の拡大を抑制する方法はなく、この抑制ができなければ、いつまでたっても健全な経済活動も日常生活を取り戻すこともできず、コロナ経済対策や補助金頼みの政策を続けなければならないのではないかと考えますが、市長の見解を伺います。

壇上からは以上です。

○副 議 長 川辺きのい君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、川辺議員のご質問に答えてまいります。

1 新型コロナ感染拡大の抑止と、健全な経済・日常活動について

大項目の1点目であります。新型コロナ感染拡大の抑止と、健全な経済・日常活動についてであります。

1つ目のご質問であります。この間の市民の様々な苦難を受け止めて、解決の道筋を示し希望を与えるのが行政の役割だと思うが、市長の考え方ということであります。なかなか質問の内容が幅広いというか、ちょっと絞れ切れないところがありまして、川辺さんにとっていい答弁になるかどうか分かりませんが、しかしながら一生懸命考えてまいりましたので、お話をします。

未知のウイルスでありました。世界中が立ち向かっている状況です。感染拡大を防止するため、専門家を先頭に知識・知見を総動員して、まさに国を挙げて、世界中が対策をしてきました。法整備や財政上の施策等によって、感染者や経済的困難に陥った人々、また事業者をケアすることは、主に国の制度に沿って行ってきています。

しかしながら、各自治体にはそれぞれ人口や産業経済、また文化などの違いもあります。それぞれの特異な地域事情というのがあります。それらに合わせた具体的な対策を講じること、私、自治体の長として重きを持って行ってきたつもりであります。現在も続けていると思っています。特に即応性、スピード感といいますか、そういったことが大変重要だと思ってきました。いろいろなお叱りも受けました。いろいろな思いをしてこの2年間やってまいりました。後世ですね、そこを担当した、いっぱいいますが——全国に1,800人もいるわけですけども、自治体長として何事かをきちんと私はしたためていく。後世の皆さんに残

したい。そういう日が早く来てほしいと、将来そういうふうを考えています。とても一言では言い表せない感情であります。

私のところにはこの間、個人、企業を問わず、多くのご意見、苦言、そして励まし、もちろん切実な声も含めてたくさんいただいてまいりました。その声に耳を傾け、情報を的確に収集する。メッセージ性を持った対策として、私ども市がそれを打ち出していく、そういう施策。こういったことを大変重要だと思って取り組んできたところです。今振り返っても全部挙げ切れる人はいないのではないのでしょうか。私も挙げられません。物すごい数の施策を打ってきました。これは過去こんなことありませんから。その前は暖冬だったのです。経済施策だけでも本当に多くの数をやってきました。もちろん国の大きな支援をいただきながら。

議員は国のご批判もされたい向きがあるように聞こえていますが、でも私としては、ここで少し考えてもらいたいところもあるのです。2人の首相がこの新型コロナによって倒れたと思って間違いないと思います。しかし、それはその時点ではなかなか分からないことがいっぱいあります。今やってみて、過去の2人の首相の下にあった国がやってきた施策が全部間違っていたと言い切れる人がいらっしゃいますでしょうか。世界的に見ていただきたい。これほど死亡が少なく、国民を守り切った国がほかにあるのでしょうか、という視点もあります。なので、施策、政策、そして行政、政治というのは、単に簡単に角度からだけで語れないと私は思います。後世がそれを評価するべきものと考えているところでもあります。今後も耳を傾け、そして即応性を持ってやっていかなければならないと思います。

折を見て市民の皆さんに市長メッセージを発し続けた時期がずっとありました。今はそういう意味では最初の混乱は避けられている。確かに感染者数は多い。しかし、感染者数をもって事態が重大かどうかということには、私は直接、直結しないところがあると思います。それはもうここでは繰り返しません、属性の問題や、そして感染率は高くても重篤者が出ないというような、最初の未知なものに対する不安というのは随分脱して、私は人類全体も、そして当然、私ども南魚沼市もそういう意味では冷静に今判断ができ、やっていると思います。最初の頃の混乱は筆舌に尽くし難い混乱だったですよね。そして疑心暗鬼。行政を——不満のやり場がなかったというところもあったと思います。いろいろありましたが、そういうことでは今落ち着いてきているように思います。

最初の頃はメッセージを発し続けたところでもあります。その中で徹してやってきたつもりなのは、これは何度も波が押し寄せましたが、その都度「もう少し頑張れば」、「もう少し頑張ろう」というメッセージを発し続けたつもりであります。これは市民の皆さんはもとよりであります。医療の従事に当たっている皆さん、そして保育や介護、学校現場で闘っている皆さん、様々な皆さんに対する思いもありました。ありていに言えば、何よりも自分自身に対して言っていたように思っております。みんなが共有し、よりどころとする言葉ではないかと私は思います。

コロナ禍によって改めて気づいたこともたくさんありました。みんなで集まれることの大切さとか、談笑しながら会食できる幸せとか、今も子供たちは黙食です。自由に移動できる

ことの大切さ、兄弟や親を見舞うことも、対面すらできないという状況がまだまだ続いています。祭りや伝統行事の継承の重要性に気づかされたこともあります。ここが今危機に瀕している状況。この後、新型コロナが収束方向に向かったときに我々は何を出すべきか。そういうことも語りかけられているような気がします。大観衆を前に、人の前でプレーしたり、歌うことのできる喜びとか、そういうこと。挙げれば切りがありませんが、そういうことだと思います。

こういったことが日常的にできることを目指して、このような気づきを糧に収束後の暮らしに生かしていけるように、もう少しみんなで頑張っていこうということです。解決の道筋を示し希望を与えるのが行政の役割、誠にそのとおりですが、今回の議会で、非常に私は肝になっている議論の底流を流れているのは——そうですけども、役割がそれぞれある。ワクチン接種についても、昨日そうでしたね、国がやるべきこと。そして市民の皆さんと直結している我々が、本当にどういうメッセージを持たなければいけないかということは、やはりこれはそれぞれ役割があると思っております。

これから、やがて出口に向かうと思うのですね、新型コロナは。しかし、これも出口戦略という形の言葉がありますが、やはり国において、まずは考えていただく。そして、我々市も、これはもう何度も繰り返していますが、私どもとしては経済支援の次があるとすれば——たった今のこともあり得ます。しかし、その後どうしても準備しなければいけないのは、ここから復興させるための、そういう余力を持って臨まなければいけないということを繰り返しお伝えしていますので、それをもって答弁になったかどうか分かりませんが、私からの答弁にします。よろしくお願いいたします。

2点目がありました。失礼いたしました。2点目です。無料のPCR検査等で、このことは川辺さん、そして御党の会派の皆さんからはずっと言われ続けていることではありますが、もう一度ちょっと見解を述べます。

無料PCR検査場については、感染拡大を防止しながら、日常生活、経済社会活動の継続を可能とすることを目的として、ワクチン検査パッケージ制度という——ちょっと言葉は聞き慣れないかもしれない。もうパッケージですね、ワクチン検査パッケージ制度として新潟県が設置している。飲食店とかイベント主催者などが利用者の検査結果の陰性を確認することによって、感染リスクを抑えながら飲食やイベント、人の移動など様々な行動制限を緩和していく。そういうことを併せ持ったというような意味の言葉だと解釈していますが、ワクチン検査パッケージ制度として新潟県がやっている。

会場については、無料PCR検査場は、ご存じのとおりですが、新潟、長岡、三条、上越の4か所のほか、県内の一部の民間薬局において行っています。南魚沼市内では3か所ございます。また、感染拡大傾向時の一般検査事業として、感染不安を感じる無症状の県民の方についても無料検査の対象としています。こちらはまん延防止等重点措置の適用期限——令和4年3月6日、おとといまでですね。これで終わっていると存じております。(当日訂正発言あり) こういうことを対応してきました。

なお、発熱など症状のある方のPCR検査です。症状が出ている方のPCR検査については、診療検査医療機関や地域外来・検査センターなどにおいて行政検査を行っています。

新潟県では、発熱などの症状のある方について、かかりつけ医や新潟県新型コロナ受診相談センターへ事前に連絡を入れるよう案内している——発熱がある場合です。普通の方と一緒にするわけにもいかないという意味も含めて、最初にそういうことをやっております。いずれにしましても、必要に応じてPCR検査等を行って、陽性者や濃厚接触者については、新潟県新型コロナウイルス感染症対策本部が総合調整を行っているということになっておりますので、よろしくお願いします。

加えまして、新潟県においては、陽性者を早期に発見し、感染拡大を防止することを目的に、県内の保育施設、介護施設などへ現在抗原検査キットが配布されているという状況にあります。

なので、川辺議員ご提案の——全ての方になのかどうかちょっと分かりませんが、そういうことは私どもが今なし得ていませんが、様々な対策が講じられているということでご理解をいただきたいと思います。私は感染拡大、うちの市は38人がピークでしたが——こういうことを言うと、また叱られるかもしれないのですけれども、本当にこのオミクロン株の感染の強さからいって、ここで止めているという考え方もあるのです。誰も言いませんけれども。私はそういう視点を持っていますので、付け加えます。

以上です。

○副 議 長 2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 1 新型コロナ感染拡大の抑止と、健全な経済・日常活動について

1点目については、全力で取り組まれている。本当にそのとおりでと思って、思いは同じなのだと確認させてもらいました。

2点目ですが、令和2年6月議会で、市長は中沢道夫議員の質問に対し、「我々は例えばドライブスルーのようなPCR検査をもう想定していました。そして業者も見つけていました。今も見つけています。もし、必要に迫られれば、県はこれをなるべくならそういう形ではなくて、統一感をもってやってもらいたいというのがあるわけですから、それにさお差してまでやるつもりはありませんが、我々はある準備をもうしています」と答弁されていました。

市長は真っ先にPCR検査が大事だと認識し、実践しようと考えていたのだと思いました。でも、国や県の方針がその方向性を阻み、市長をはじめ執行部の皆さんは歯がゆい思いをされ、結果、感染の波が繰り返され、市民の経済、暮らし、精神までもが阻まれていく中で、その影響を少しでも食い止めるべく苦勞されてきたと思います。

東京大学・岐阜大学名誉教授の黒木登志夫医学博士は、著書、新型コロナの科学の中で、「PCR検査は個人個人が安心するためのものではない。社会の安全と安心のためなのだ」と言っています。ですから、行政の責任で行うべきだと考えます。また、同著では最後のほうで、2020年秋、オフィシャルタイムズは、新型コロナウイルスによる死亡者数（人口100万人当たり）とGDPの落ち込みの相関図を出した。それによると、コロナをコントロール

できない国は経済の傷みも大きいと紹介し、続けて政治家による性急な経済政策は、日本のG o T o キャンペーンに見るように感染を増大させる。感染の拡大はさらに大きなダメージを経済に及ぼすことになる。新型コロナを正しく恐れぬ政策を強行すれば、健康を破壊すると同時に経済を破壊する。パンデミックは政治家、官僚、医療の専門家が賢く協同作業することがいかに大事かを教えてくれたと記し、新型コロナの感染拡大を医療、政策、財政が一体になってコントロールして、経済と暮らしを立て直していく方向を指し示していました。

無料PCR検査の実施は、新たな経済活性化への投資だと考えてもよいのではないのでしょうか。自治体としては国、県の縛りもあり、苦勞もあると思いますが、あえて自治体の責任で社会的PCR検査を拡充するために、国、県への申入れも含め、あらゆる方法で実施していただけないか、お伺いいたします。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 新型コロナ感染拡大の抑止と、健全な経済・日常活動について

これは、答弁はもうしていると思っています。お考えはよく分かります。そのご主張は、国政においても、皆さん所属される政党からは盛んにやっています。私もここでもう何度も繰り返して話をしていますので、それ以上の回答はございません。

しかしながら、先ほど前半に言われた、ドライブスルー方式のことも用意している。あれは本当のことですけれども、しかし、その後、国のほうに阻まれたとか、そういうことではないのですよ。

そうではなくて、我々だって混乱している状況で、それに当然取り組んできました。その中でなるほど、PCR検査というのは偽陰性もあって絶対のものでもない。そういう中で、果たしてやっていく。そのときの症状しか分からないのです。そういうことをずっと繰り返し言っているのです。私は、PCR検査は絶対ではないと思っているのですけれども。

その後、私どもは県のほうにもお願いして——行政はやはり信じるとも思ってもらいたいのです。話をしていたところ、県のほうは、南魚沼市に大規模のPCR検査場を——特定の場所を言えないのです。場所を言ってはいけないのですが、そこにちゃんと設置したり、様々にやはりやってきていて、市民——県にとっては県民ですが、そこを守ろうとして本当に努力してきた。そういうこともやはり考えてもらいたい。

これを希望する人は全部ということは、私どももそうならばという思いもありますが、こういう流れになっておりますので、それはちょっとご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○副 議 長 2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 1 新型コロナ感染拡大の抑止と、健全な経済・日常活動について

お考えは分かりました。これ以上しても水かけ論でありますので、続いて大項目の2つ目、除雪支援について伺いたいと思います。

2 除雪支援について

高齢化が進み、自力で屋根雪や家屋周りの雪を始末することができない家庭が増えていま

す。市はそうした高齢者世帯をはじめとした除雪支援が必要な家庭に対し、除雪費用の補助を支給する制度を設け支援しています。大変ありがたい制度ですが、市の制度は請負業者を自分で探さなければなりません。

市内でも雪の量が多い私が住む集落とその隣の集落では、民生委員さんがそうした家を回り、業者探しから手続まできめ細かい援助をしてくれており、本当に頭が下がる思いです。しかし、今、高齢化の波は業者探しをも困難にしています。昨年まで何軒もの家の雪掘りを頑張ってきた方が今年もう出られないとか、自分の家だって潰れそうなのに、頼まれた家を優先して頑張っているという人もいます。悲しいことに除雪中の事故も後を絶ちません。先ほどから何人もの質問の中にもありましたが、本当に残念です。

そこで、除雪支援について2つの角度からお伺いします。まず、小項目1点目、現在、市が行っている除雪支援制度は、請負業者を自分で探さなければならない仕組みですが、これを市が人材を確保し、必要としている家に派遣する制度にするべきではないかと考えます。新潟県雪処理担い手確保スキームがあります。そうしたものを活用することと併せて、事業所との契約や市としても担い手育成を行い、除雪の人材を確保していくことが今後必要になってくると思いますが、市長の考えを伺います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 除雪支援について

それでは、川辺議員の2つ目のご質問です。除雪支援——市が除雪の人材を、請負業者の方々といいますか、そういう人材を確保して派遣する制度を導入することができないかということであります。

除雪費用の一部に対する援助をお話のとおり行っています。集中降雪のあった一昨年、この前の冬と比べるとではないのですけれども、新規のご相談、そしてどこに頼めばいいかわからないといった相談や、頼んだけれども断られたと——あるのですよね、そういうことが今年ございました。一昨年ほどではないのですけれども。こうしたケースにつきましては、お話の中にも少し触れていただいておりますが、行政区の皆様、そして民生委員の皆さん等々の手助けもいただく中で、当然、市も一生懸命取り組みまして、対象となった方々全員が援助を受けることが現在できています。それ以外の事例があったら、ぜひ教えてもらいたいと思いますが、今のところ私どもはできていると把握しています。

ただし、いずれの事業者の皆さんも、要配慮世帯に限らず——そこだけではないのです。一般の住宅や店舗とか事業所、それから当然道路、そして公共施設など、多くの除雪作業を請け負っています。私は担い手不足もあり、その皆さんも余裕がないのが現状だと思うのです。

このため、市では除雪援助事業の制度につきまして、南魚沼市と利用者、そして除雪事業者の関係性を明確にするとともに、手続の簡素化・効率化を図る——例えば施工前、施工後の写真を一々つけなくてもよくするとか、様々です。あのやはり疲れ切っている中で、毎日毎日除雪作業、例えば夜暗くなってから帰ってくる。そういう中でそういう作業をするのが

大変なわけですよ、それだけではないのですけれども、そういうことを簡素化していこうということにも現在取り組むことになっております。

引き続き、シーズンが終わった後、この冬が終わった後、事業者アンケートをまた実施いたします。さっきのアンカーのこともそうですが、これらの中で意見を聞き取らせていただいて、継続して協力いただける環境づくりに努めたいと考えています。

議員ご提案の、市による直接雇用によるやり方につきましては、現状において不足している除雪事業者の人材確保、これらのことを考えても、私はさらにそれらの状況を困難にする。聞こえはいいのですけれども、到底取り組めない内容だと私どもは思います。

以上です。

○副 議 長 2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 2 除雪支援について

ある独り暮らしの女性は、何年も同じ業者に除雪してもらっていて、支援の契約業者としてその業者は登録されておりました。ですが、その業者から今回はできないと断られ、泣く泣く知り合いの知り合いを頼って除雪してもらい、実費を払ったとのことでした。業者としても人手を確保できなかったのか、依頼が多過ぎて手が回らなかったのか、事情があつてのことで断るのも切なかったと思いますが、自分で業者を探さなければ支援を受けられないということは、そういう切ない思いをしていることを市は見落とす危険があるのだと思います。

その女性は、市の担当課の職員が、「契約してあるけれども、申請がないがどうかしましたか」と心配して電話をくれたと、心配してもらったことをとても喜んでおりましたが、職員が申請がないことに気づいたのは、当然ながら雪が落ち着いてからです。今後、そうした思いをする人をなくすためにも、除雪の人材を市が確保して派遣する制度を導入すべきと思いますが、いかがでしょうか、再度。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 除雪支援について

1回目の答弁を変えるつもりは全くありませんが、今議員がお話しいただいていることを、そのことを解決していくのであれば、いろいろな手があると思うのです。そういう方が本当にご相談いただいて——例えば本当に相談いただければ、担当課のほうもかなり把握してやっているわけです。業者さんも全部つながっています。なので、あそこに行ってもらえないかということで、八方手を尽くすと思うのですね。

その方はお知り合いのところに頼んで、すばらしいことだったではないですか。まずはそこがあるべきだと、私は逆に思っているぐらいです。違いますか。全てセットしなければできない。この雪国を守っていくのですよ、全部。そういうことを含めてやらなければいけないので、今言った事業者と私どもが直営で、あそこに行ってください、ここに行ってくださいということは、先ほどの話のとおりなので繰り返しません。

そうではなくて、川辺さんが言っていることを、本当に切ない思いを助けるのであれば、今もやっていますし、そこの部分を拡充していけば、私は足りるというか、そうしなければ

全体を回すことはできないと私は思っています。なので、先ほどの発言なのです。別に血も涙もなく言っているわけではないのです。本当に心配していますよ。そういうことなのです。

だから、こうでなければ駄目だという考えではなくて、今やっていることをどうやったらまたうまくやっていけるか。まだまだこれからお年寄りが出てくるでしょう。そういうことも含めて頑張っていかなければならないので、ご理解いただけませんかという思いです。

○副 議 長 2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 2 除雪支援について

知り合いに頼んだからすばらしいとおっしゃいますが、彼女は泣く泣くあっちこっち、本当に切ない思いで家が潰れそうだという不安に駆られながら、必死で知り合いの知り合いをみんな、つてを手繰ってやっとお願いして、それも本来であれば市からの除雪費用が支援されるどころ、実費を払ったということで、切ない思いをしたということでしたので。これ以上言ってもあれですが、次の小項目2点目に移ります。

先ほどの除雪業者とか人手が見つからないということに関連しまして、先ほど前の質問者にもありましたけれども、克雪住まいづくり支援事業について伺います。先ほどから申し上げていますとおり、除雪を請け負ってくれる業者や人が減っております。市が人材確保に乗り出していただいていたとしても、今後、高齢化が進む中でますます人材確保が難しくなると思われまます。その対策の一つとして、克雪すまいづくり支援事業を思い切って拡充させることを提案したいと思います。

南魚沼市では、人力による雪下ろしなどの屋根雪処理による過大な負担と危険の軽減、冬の居住環境の改善を図るとともに、地下水の過剰なくみ上げを節減するという事で、地盤沈下の抑制に寄与することを目的として、市内の住宅の克雪化や重点区域内の事業所等の克雪化、宅地等への消雪設備の設置などに対して助成を行っています。とてもすばらしい取組だと思いますが、工事費の上限が250万円。補助金額が工事費の17.6%、44万円、要援護世帯でも22%、55万円が上限です。これでどれほどの方が克雪化あるいは地下水に頼らない融雪設備に取り組めるでしょうか。

隣の魚沼市では、やはり同じ率の制度で予算をつけていましたが、利用者がなく執行されずにきていたということで、そこで条件にもよりますが、限度額を100万円にまで引き上げ、利用者が増えていると聞きます。

当市としても限度額を引き上げるなど、支援事業を利用しやすい制度に拡充し、地下水や化石燃料に頼らない克雪の取組を思い切って強めることが必要な時期にあると考えます。そのことが現代的には仕事づくりにもつながり、将来的には生涯安心して住み続けられる場所として南魚沼市が選ばれ、移住定住にもつながる。一石二鳥どころか、三鳥、四鳥の価値のある事業になると考えます。克雪の調査研究費の拡充と併せて検討いただけないでしょうか。市長の見解をお願いします。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 除雪支援について

質問は事前に通告されていますので、いろいろ考えてきました。またいろいろ細かく説明するのも——今回この議会、一般質問が始まって2日目、いろいろなことでこういうテーマがいっぱい出てきました。基本的にはそのときも多分お答えしていますが、十分検討を加えていきたいと考えています。どこまでできるか、これも雪国、我々の挑戦でありますので、国のほうもアンカーのことも含めて、いろいろな雪国に対する方向というか、特別措置法がきちんとまた定まってきたところもありますので、財政支援等も。これがこれに充てられるかどうかちょっと、十分また吟味して、どういうことが一番いいのかを含めてやっていきたい。

ただ、克雪すまいづくり支援事業だけが、雪国に住む者の様々それを全部解消できるものではないと。繰り返しますけれども、2階に居住しているような高床式を普通の家として使っている我々が、高齢者にとってどういう環境にあるのかとか、そういったことも福祉的なというか、そういうことも含めていろいろな意味を持っていると思うので、これらについては十分これからも検討してまいりたいと思います。今回この雪を見て、本当に思いました。

それと同時にこの市が——私心配なので、毎朝、車でいろいろな道を通ってきます。本当に手掘りの雪下ろしをしている家が何軒あるかということ——例えば全部は難しいですけども、挙げられるほど見て歩いているのです。そういう中で大分、そういうことに乗り出しても、全部がそうだったのが——では、全部融雪や落下式とか様々なことをやっていくのは、かなり厳しいこともあるかもしれないけれども、今お年寄りの問題を抱えて、これから取り組むべき大きなテーマだということ、その軒数の減少——その減少した中に苦しい人たちがいるということをつまえると、ここに立ち向かう必要があるということは、この冬ずっと考えながら通勤していましたので、そんな思いを持っています。今日ここで、これをやる、あれをやるとは言えませんが、十分、検討する課題に加えてまいりたいと思います。

○副 議 長 2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 2 除雪支援について

いろいろご心配いただいているということで、検討していきたいということですので、それに期待して次に進みたいと思います。

3 通学の安全確保について

3つ目の大項目、通学の安全確保について伺います。当市のみならず、全国的に少子高齢化が言われて久しくなっています。お年寄りが長生きされて、その分、総体的に高齢化であるということであれば、それは喜ばしいことですが、実際は生まれてくる子供が減っていることによる少子高齢化であり、課題はそこにあると思います。

児童数減少による小学校の統廃合が続いています。統合によりクラスの人数は保たれますが、集落ごとの子供の数が増えるわけではありません。統廃合で学校が遠くなると集落の衰退が進むと指摘する専門家もいます。そうした児童数の減少や教育環境の変化によって、子供たちの登校・下校は昔のそれとは随分さま変わりしています。

私は、徒歩通学で学校までの距離が3キロメートルに少し満たない、2つの集落に住むお母さんたちからお話を聞かせてもらいました。お一人は「通学の道は雪庇もあり、とても狭い。昼間は除雪しないので、たまに早上がりの日は困る。何とかしてほしい。帰りは、女の子でもあり心配なので、都合をつけて迎えに行っている。上の子も歩いたし、仕方ないとは思っているけれども、冬だけでも送迎してもらえれば、安全だし助かる」と訴えておられました。もう一人は、今年小学校になる女の子のお母さん、「こんなに長い距離を歩かせるのはかわいそう。朝は登校班でお兄ちゃんやお姉ちゃんたちと一緒にだからまだいいけれども、帰りは1人になる。ほかとの乗り合いでもいいから送ってもらえると安心」と切実でした。

私もたまたま夕方その道を通りかかったときに、1年生だか2年生くらいの女の子が雪のちらつく中を1人で歩く姿を見つけ、つい車に乗せてあげたい衝動に駆られ、親御さんの心配は計り知れないものがあると感じました。市がこうした願いに応え、冬だけでもバスで送迎するとか、下校時だけはバスで送るなど子育て世代の思いに寄り添い、柔軟に対応することで親が安心して仕事ができ、子供に対しても余裕を持って接することができるようになる。ひいては、もう一人生まれても育てられるかという余裕へと発展していく希望があると思いますが、市長の見解をお願いします。

○副 議 長 市長。

○市 長 3 通学の安全確保について

それでは、川辺議員の3点目のご質問に答えてまいります。通学路のバス通学等の基準というのは、教育委員会のほうで決めている内容だと思っておりますが、全般的にちょっと市長が答弁したほうがふさわしいかなと思うところがあるので、考えたのですけれども、私のほうから答弁させていただきます。

南魚沼市は、小学校が片道2.5キロメートル以上、そして中学校が3キロメートル以上の通学距離を基準としてスクールバスを運行しているという状況です。冬期間はおおむね2キロメートル以上の通学距離において、地域の特殊事情——これは様々ありますので、これらをいろいろ考えた上で、バス通学としている場合があります。

この基準は——県内全体のちょっと話をします。県内の他の市町村と比べて決して厳しいものではなく、いいほうといたらないのでしょうか、短い距離なのです。ちなみに申し上げますと、お隣の十日町市は4キロメートル、中学生は6キロメートル、こういうところが一般的です。私どもは、非常に通学距離は短くてもバス通学をやっている市です。ここをまず、ひとつちょっと捉えておいてはいただきたい。決してそれで逃げるつもりはないのですが、お願いします。

そして加えて、秋の熊の出没は、2年前を考えていただくと、9月からもう冬の体制でバスを回したのです。冬の通学バスを回しました。事象においてはそういうことをやっています。だから、危険度合いがあれば、そういうことに果敢に取り組んできていると私どもは思っています。当然なことですが、これも県内ではほかに私は例がなかったと思います。よく調べていただいて結構ですが、ないと私は思います。

通学時の不審者からの声かけ事案とか、いろいろなことが起きますので、ご心配の向きはよく分かります。加えて、今一番ちょっと心配なのは、児童数の減少による通学班の子供たちの数です。前はいっぱいいたと思うのです。特に下校時、これは下校時に顕著になると思うのです。これらに対するご不安はやはりあるだろうと思います。こども 110 番の家の設置——子供さんの駆け込みのそういうことをやったり、または保護者の皆さんへのメール配信サービス「安心でんしょぼと」とかの活用、様々地域を挙げてやっているわけですが、なかなか難しい。

議員がお話のように、下校時だけでもバスで送るようにとかありますが、この辺のところは十分検討しなければいけないかなという思いはしております。今統合が大分進んできていますので、そういう意味では、近いところと遠いところが当然出るわけですが、統合になると。そういうことではいろいろな配慮も今されておりますので、やっていきたいと思います。ただ、何キロメートルになったからバス通学にするとか、そういう議論ばかりが先行すると、私も少し前に言ったことがあるのですけれども、あまりにやり過ぎると、全部バス通学ということもあり得るのです。

そして、では、歩かせることは子供がかわいそうという視点の考え方が正しいか。私は今の子供たち多分、雪をこざいて歩くという言葉は知らないのではないですかね。「雪をこざく」なんて言葉は聞いたことがない若者が多いのではないですか。我々より年がちょっと下のほうはもうそうかもしれない。そういう方々が親になっておられるので、誠に簡単には言えませんが、しかし、たくましさというのも大事です。その辺をどこで隘路というか、どこでそれをやっていくか。これは、私は背筋の伸びた大人のすることだと思っているのです。なので、帰宅時のそういう心配、特に冬期間とか、そういうこともあるかもしれない。そういうことは、それぞれ勘案してやっていく事情であると思いますし、これらにつきましては十分、教育委員会及び教育部はじめ、やっていると思いますので、それでも足らざるところがあればやっていく。ただ、一概に、全体論として距離をもっとどんどん縮めるとか、そういうことには私はあまり賛成している人間ではございません。

以上です。

○副 議 長 2 番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 3 通学の安全確保について

市長の見解は伺いました。次に検討のほうを期待いたしまして、時間もあれですので、最後の大項目 4 番、買物支援について伺いたいと思います。

4 買物支援について

12 月議会で市長は、買物難民の支援に必要性を認めていただき、移動販売車の実現のために郵便局やローソンさん、地元のスーパー、地域づくり協議会の方たちと協議を開始していると答弁されました。本会議初日の施政方針報告でも買物支援について、第 3 回医療のまちづくりプロジェクトチーム会議で説明し、委員からの意見をいただいたと報告されました。

小項目 1 点目、12 月議会以降の移動販売車、買物支援の取組と現在の到達がどうなってい

るのかを伺います。

○副 議 長 市長。

○市 長 4 買い物支援について

それでは、川辺議員の4つ目のご質問に答えます。買物支援についての1つ目のほうのご質問ですが、今移動販売等の実現のために動き出していると、12月議会に私が答弁していることにつきまして、進捗状況はということです。

12月議会で答弁しましたとおり、市内の高齢化が今65歳以上、人口の34.1%という、一段とこれが進んでいる状況があります。この中で買物難民への支援は誠に急を要する状況ではなかろうかと思えます。そして、ここには地域のお店が閉まっていつているという状況があります。何よりもそこがあるかと思っています。

そこで、10月の医療のまちづくりプロジェクトチーム会議において、首都圏や新潟県では新潟市で実績がある株式会社郵便局物販サービスの皆さん——買物支援で実績があるところに来ていただきまして、ゲストスピーカーとしてお招きして、そこが取り組んでいる大手コンビニエンスストアと組んで実践してきた移動販売車事業について、状況報告をいただいたところです。

その後、そちらの会社さんと何度か打合せを行った上で、南魚沼市でも地元の郵便局、コンビニエンスストア、そして地域のスーパーとの連携で実証実験を行うことは可能であるという、そういう実践されてきた方に商圈というのですか、エリアの事情をよく見ていただいて、例えばここにスーパーがある、こういう購買力があるとかを見ていただいて、あと当然、人数ですよ。買われるだろうなと思われる人たちの動態、これらを見ていただいて可能ではなかろうかという回答をいただきました。今実現に向けて計画を進めています。

まずは市内でも高齢化率が高いという場所、そして最近まで移動販売車の実績があり、それがなくなってしまった地域、これが上田地域であります。加えて、医療のまちづくりの非常に協力的なというか、我々が医療のまちづくりの本体的な医療の部分とかも一緒にモデルとして最初にやっつけていこうと。まずそこで実証実験をやりたいということの場所がこれに絡んでおりまして、上田地区を中心に実証実験を開始したいと思えます。

加えまして、これはどうしても販売の収支も非常に気になるところがあるわけです。なるべく将来自立をしていくということも含めて、商圈というか、圏域をどのぐらい取ったらいいかということがあるわけなので、中之島地区とか石打地区といったような周辺地域にも販路を広げながら進めていってみたいという考えを持っております。

今年7月頃から販売に向けて、ぜひとも地元の地域づくり協議会と協力しながら進めていきたい。その方向で今進めておりますので、よろしくお願ひします。

○副 議 長 2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 4 買い物支援について

ありがとうございました。現地の方たちの期待は、市長もひしひしと感じておられると思います。1日も早い実現のために、できる協力は私たちもしたいと思っていますので、よろ

しくお願いいたします。

時間になりますが、次に小項目2点目です。先ほど説明いただきました、取り組んでいる上田地区について、中之島地区などにも広げたいという答弁もありましたが、地元スーパーさんとの連携でみんなが笑顔になれる、そういう運営を早期に期待しているところですけども、移動スーパーへの期待、それから買物支援への要望は市内全域であがっています。「移動スーパー実現させてね、署名が必要なら集めるよ」とおっしゃる方もいらっしゃいます。そうした支援が必要な地域全体への支援体制について、市長としてどのようにこれからの展望をして取り組まれているか、最後にお聞きして終わりたいと思います。お願いします。

○副 議 長 市長。

○市 長 4 買い物支援について

2つ目のご質問にお答えします。先ほども申し上げましたが、新年度に予定している実証実験につきましても、上田地区から販売を始めるということですが、周辺地域にルートを広げていく予定も今話をしました。加えまして、事業を行う方々にしても、販売車の準備、また商品の保管場所の設置もしなければいけない。改修等が必要ということもあるかもしれないし、いろいろあるのです。実証実験をまずはやってみる。そしてその実績を分析して、今ほど、いろいろな声がある——署名までも来てほしいというところもあるかもしれない。これらも含めて将来的な事業の展開の可能性——もしかしたらできないかもしれない。買う人があまり来なくて商売にならなかつたら、なかなか難しいです。しかし、そうだったら、公がどれだけつぎ込んでできるかということも含めて、様々できるところを見つけていかなければならないですね。そういうことを言っております。

移動販売事業だけで収益を上げていくのは大変難しい。これはもう分かっています。民間事業者が事業主体として無理なく持続的にやっていくために、例えば高齢者の見守り支援だとか、ただ単に物を売るだけのことではなくて、そういうことも含めてサービスとしてやっていく。福祉的観点から予算もつけて、投入もできていきますよということとか、様々なことを探ってやっていかなければ、この事業はできない。そういうことをまずは取っかかってみる。市内全域に広げてほしい、その気持ちはよく分かりますが、そこから入られても、私は何か口約束に過ぎなくなってしまうと思います。一つ一つ積み上げていくことだと思います。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○副 議 長 以上で、川辺きのい君の一般質問を終わります。

○副 議 長 ここで休憩といたします。再開は3時30分といたします。

〔午後3時19分〕

○副 議 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

〔午後3時29分〕

○副 議 長 質問順位11番、議席番号10番・吉田光利君。

○吉田光利君 お疲れさまです。傍聴の皆様には、お忙しい中、議場にお越しいただきまして、誠にありがとうございます。

2番議員同様でございますが、ロシアのウクライナ侵略については言語道断、とんでもないことでございます。許し難く、強い怒りを感じ、断固、抗議するところでございます。

一方、日にちはたちましたが、感動したことは、村上市出身の平野歩夢選手の金メダルであります。2回目のすばらしいプレーは、世界中の誰が見ても疑問の判定に、文句一つ言わずに3回目の堂々としたパフォーマンス、圧巻の金メダルでした。そして、ショーン・ホワイト選手と感動のエールの交換、爽やかな王者の交代。これはまた感動でございました。

関連しますけれども、多分2月末だったと思いますが、偶然にもFMゆきぐにのラジオを聞いていたら、林市長のインタビューコーナーがありました。オリンピックが話題になっておりました。石打で行われた国際日本オープンに、当時小学生のショーン・ホワイトさんが参戦しておったということです。当時、役員であった現林市長との関わりのエピソードが紹介され、楽しく拝聴させていただきました。そして、石打丸山スキー場が世界的な舞台であることに、南魚沼市民として誇らしく感じたところでございます。

1 コンパクトシティの取組について

それでは、本題に入ります。今回、大項目2つあります。1番目、コンパクトシティの取組について。全国的に課題である人口減少、少子高齢化による財政の縮小や商業施設、医療、福祉施設、公共交通のサービス低下が、近い将来避けて通れない大きな課題である。特に豪雪地帯の当市は、道路除雪や上下水道、市民バスの運行等、生活インフラの確保への財政負担は厳しいものが予想される。

しかしながら、市民の安心安全を守り、将来に希望が持てるまちづくりに真正面から取り組まなければならないと考える。当市も立地適正化計画の策定を開始した。

そこで取組について市長の考えを伺う。(1)立地適正化計画の策定はどのようなスケジュールと組織体制を考えているのか。(2)コンパクトシティを目指すには、市街地、集落ともにそれぞれ魅力ある拠点の環境整備が必要と考えるが、想定される課題は。①市街地と集落の共生を形成するための公共交通機関の維持はどうか。②集住率を上げるために点在する小集落の再編統合が段階的に必要では。③大和地域、六日町地域、塩沢地域の市街地での公共施設の集約適正配置の考えは。

以上、壇上からの質問といたします。

○副 議 長 吉田光利君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、吉田議員のご質問に答えてまいります。ショーン・ホワイト選手の話をしてくれて、ありがとうございます。ラジオで話しましたが、この間、市報みなみ魚沼でもコラム——ありがとうございます、持たせてもらってまして、そこでもオリンピックを見てということで書きました。その中の1つが——高梨沙羅さんのことも書いてあるのですけれども、1つは平野選手とかのスノーボード陣の活躍でした。

つい先日、この間の土曜日に、石打丸山スキー場のあのハーフパイプで、富田せな選手ほか戸塚優斗選手、そして平野流佳選手、総監督の青野令さん、こういった方々もいらっしゃって、誠に素晴らしい演技で帰国報告会をしてくださいました。今日は、富田選手はご出身の妙高市に行っていると思いますが、その前に既に南魚沼市で——あそこで練習もした人たちでありますので、その方々がやってくれた。誠にうれしかったのは、ジュニアの皆さんにその後、特別なレッスンを開いてくれて、彼らがそれを見て、次のコルティナダンペッツォ大会、ミラノですね。そちらのほうで大活躍する選手が、本当に出ることが夢でなくなってきたような気がしています。それはさておき、お答えしてまいります。

1 コンパクトシティの取組について

コンパクトシティの取組のことです。1点目の立地適正化計画の策定はどのようなスケジュールと組織体制かということです。お答えします。立地適正化計画は、都市計画マスタープランの高度化版と呼べるかと思います。当市の都市計画マスタープランに示されているコンパクトなまちづくりの実効性を高めるため、より具体化させた実施計画となっていくものと考えております。

まずは、策定スケジュールとしては、令和3年度から令和5年度までの3か年で策定することとしていまして、令和6年度前半の公表を目指してまいりたいと考えております。

各年度のスケジュールですが、まずは当該年度の令和3年度、南魚沼市の都市構造の分析、市民アンケート調査などの基礎調査を実施しました。この後の令和4年度には、当市における都市構造上の課題の整理を、そして居住誘導区域——これは言葉のとおり居住地の集約を目指していく区域、そして都市機能誘導区域——例えば市役所とか病院とか、そういう都市機能の誘致を目指す区域の検討を予定しています。令和5年度には、居住誘導区域等に居住や都市機能を集約するための、誘導していくための施策などの検討を予定したいと思っています。これがまずはスケジュール感です。

そして、人員組織体制です。まずは庁内での検討体制として、立地適正化計画策定庁内検討会議を組織しています。この検討会議は、関係するそれぞれの課から選出しました職員を構成メンバーとしておまして、立地適正化計画に関わる情報の共有、また計画内容の検討を行う場とさせていただいています。

今年度は、第1回目の庁内検討会議をこの2月15日に開催しました。この計画の概要、またほかの市町村の事例紹介などを業務委託先のコンサルティング会社から説明をいただいたところです。来年度以降も、進捗状況に合わせまして、適宜開催していく予定としておりますので、よろしく申し上げます。

また、当市では、立地適正化計画の策定委員会を南魚沼市の都市計画審議会とする予定で検討しています。今後、都市計画審議会の中で、計画内容などにつきましてご意見などを伺う予定となっております。こちらも来年度以降、進捗状況に合わせまして、適宜開催していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

この計画の策定に当たりましては、庁内の関係各課が実施している事業、また計画との連

携が非常に重要な要素となっております、検討会議、また都市計画審議会等の意見を参考にして、実現可能な計画となるように慎重に進めていきたいと考えております。よろしくお願いたします。

2番目のご質問であります。魅力ある拠点の環境整備が必要と、想定される課題は何かということで、1点目、市街地と集落の共生を形成するための公共交通機関の維持についてお尋ねであります。

現在、南魚沼市が進めている立地適正化計画では、コンパクト・プラス・ネットワークという——また横文字かと言われるかもしれませんが——そういう基本理念を掲げています。まず、目指すまちづくりの方向性としては、都市の一極集中型ではなく——都市というのはちょっと大げさな言い方かもしれない。でも、分かっただけですよね。そういう都市の一極集中型ではなくて、幾つかの拠点を設ける拠点連携型のコンパクトなまちづくりを目指したいとしております。あわせて、当然ですが公共交通の再編、連携を図りながら、運行路線の集約化などによる利便性の維持・向上を目指していかなければならないと考えています。

現在、人口減少、また少子高齢化の問題、拡散してしまっている、そういう市街地の影響等で、当市を取り巻く公共交通は今さらなるサービス水準の低下が言われたり、交通ネットワークの縮小が非常に危惧されているところだと思っています。こういった状況を少しでも好転させるためにも、現在策定中の立地適正化計画に基づいて、コンパクトでネットワークがきちんとされている、こういうまちづくりを進め、加えまして、持続可能な交通体系の形をつくっていかなければならないと考えているところであります。地域公共交通網形成計画と——今そういうのがありますが、十分に連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

2つ目のご質問であります。集住率を上げるため、点在している小集落の再編統合が段階的に必要ではないか。これは非常に大変な問題だと思います。大変な問題ですが、そういうことが今本当に言われていますし、我々も実感しているところです。

都市計画マスタープランの中で、既に六日町や浦佐、塩沢の各市街地といった市の中心となるような都市拠点——3つ町があったわけですから、当然ですが——この都市拠点や、五日町や石打地区周辺といった、都市拠点を補完する機能を持った地域拠点——ややこしい言い方で申し訳ありません。大きいところと小さいところと言えば分かりやすいでしょうか。そのほかに農村集落での生活拠点として位置づけられる、城内や大崎そして中之島地区などのそういう拠点があろうかと思えます。このほかにも五十沢、藪神、東地区、上田地区、それぞれあるわけでございます。

現在、当市が進めている立地適正化計画においては、先ほども申し上げた居住誘導区域——一家を集めてくる場所、そして都市機能誘導区域——行政とか市役所、病院を集めてくる場所、これらを策定するする必要がありますけれども、当市の都市計画マスタープランで示されている都市拠点や地域拠点、集落拠点——先ほど言った大中小といったらいいでしょうか、

申し訳ない。ちょっと言葉が悪いですが、そういう各拠点、その有力な候補にこれらはなり得ると思っています。

今後は、令和3年度に実施した当市の都市構造上の課題の抽出というか、それと都市構造の分析などを踏まえて、令和4年度以降、先ほど申し上げた居住誘導区域や都市機能誘導区域の選定を行うこととなりますが、当市の人口減少、少子高齢化の進捗状況も十分検証しながら、必要であれば段階的な区域設定についても検討していかなければならないと考えています。

それぞれの歴史観があって、様々ありますので、一概に簡単には言えませんが、やはりある程度まとまりになっているというのは、我々がもう実感しているところなので、そこから大きくたがえることなく、拠点的な集まりの中でのコンパクトな在り方をやはり追及していくことかと思っております。

3つ目のご質問です。大和、六日町、塩沢地域の市街地での公共施設の集約適正配置の考え方ですが、先ほどとちょっと重なりますけれども、六日町、浦佐、塩沢のそれぞれの市街地は、都市機能誘導区域の有力な候補地になると思います。これを言葉で言うちょっと堅いですが、当然なことといえば、当然のことです。現在、当市が進めている立地適正化計画に基づいて、コンパクトなまちづくりを進める上で、公共施設の統合や廃止、更新等も、重要な検討事項の一つと考えています。

しかし、市役所庁舎とか学校、保育園といった公共施設の急速な統廃合は、なかなか市民の皆さんに不便を強いることにもつながっていくので、様々な状況を踏まえた上で、当市の公共施設等総合管理計画に代表される——これも底辺で考えれば、コンパクトシティ化とやはりつながるものが、当然あるわけですが、公共施設等総合管理計画も。これらも踏まえて、整合性を図りながら慎重に進めていきたいと思えます。

なので、平安京を遷都するとか、平城京に移すとか、そういうようなイメージではなくて、我々としては、今ある場所がそれぞれ存在している、そこに対して時代背景に迫られたコンパクト化を、機能をコンパクトにしていくという考え方で、立地適正化計画を進めていくべき方向と思って進めようということでございます。

以上です。

○副 議 長 10 番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 コンパクトシティの取組について

それでは、順を追って再質問させていただきます。コンパクトシティと言いましても、メリット、デメリットあるとは思いますが。メリットで言わせてもらうと、インフラの整備費用が節約できるとか、弱者あるいは高齢者の方々が生活用品の買物に行くとか、あるいは通院が困難な人を減らせるというメリットもあると思えます。また、災害時の被害を抑えることもできるというようなメリットがあると思うのです。

1 番目の立地適正化計画の策定についてですが、これを当市は開始したと。計画をつくることを開始したということは、市長にお伺いしたいのですが、コンパクトシティを目指す

いう表れとして捉えて——まず基本的な考え方ですが、コンパクトシティを目指すという、今の時点で結構ですが、決意でございましたでしょうか。その辺を聞かせていただきたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 コンパクトシティの取組について

私の市長室にはコンパクトシティ——昔からよく言われ始めた頃からのコンパクトシティという考え方もいろいろありまして、変遷があります。どう言ったらいいのだろう、非常にいろいろな考え方があると思うのですよ。コンパクトシティと一言でいってもいろいろある。我々は、我々のこの雪国南魚沼におけるコンパクトシティを目指すべきだという、ちょっと答えが遠回しで申し訳ないですけども、そういうことを目指すべき。例えば張り巡らされた——今後、将来、面として整備してきた下水道の問題や水道の問題もありますが、これらも——では、人口減少は避けられない現実ですから、その中でどうあるべきかということとかも含めて、イメージは私の中では広がり切ったものを——1か所ではないですよ、さっき言った点が存在していますが、そこに集約しつつ、つくる。

そして、今日もいっぱい出ているではないですか——例えば川辺議員から話も出たお年寄りの建物の問題。今後、よくよく考えていくと、本当にそれでいいのか。そして在宅の介護だって、在宅——例えばそういうことまで含めて、私のイメージはそうです。そういうことを地域の核となる場所になるべくです、全部なんかできるわけではないですから。それを集約してくるイメージが私の中のコンパクト。私だけではなくて、そういうイメージを持っています。

そういうことで、これを宣言するのかということとかではなくて、これは時代背景が必然に迫られていると私は思います。そして、そういう意味のコンパクト化をしていくのは、将来持続可能なものにつなげさせる、私としては非常に、そういう道しかないのではなかろうかと。本当にそんなことばかり考えているのですけれども、そういうことでございます。ご理解いただけますでしょうか。

○副 議 長 10番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 コンパクトシティの取組について

拠点型をつなぐネットワークでやるという話と、実現可能なものを目指しているのは、冒頭に市長からお話があったので、私はそのとおりだと思っていますので、それで結構かと思っています。それを本気で取り組むかどうかというのを、意思確認させてもらったということでございますので、今ほどの答弁で結構でございます。

まず、立地適正化計画について、何点かちょっと再質問します。市民のアンケートを多分実施されたと思うのですが、この辺はもう全部回収が済んでいるのでしょうか。ちょっと細かい話ですが。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 コンパクトシティの取組について

細かいところがあれば、担当者のほうに答えてもらうことにしますが、私が聞いているところでお答えしますと、市民アンケートは16歳以上の市民3,000人の方を対象として実施しました。このうち1,453名、回答率で言うと48.4%。この手のものでは私は高いと思っていますが、こういう結果が出ております。回答をいただいているということです。

○副 議 長 10番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 コンパクトシティの取組について

分かりました。あと、立地適正化計画とか、コンパクトシティでの取組については、国の政策の一つでもあるとは思いますが、この計画の取組については、国、県、あるいはそういった関係からの経済支援というか、そういう制度というのは実際おありなのですか。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 コンパクトシティの取組について

立地適正化計画の策定に当たっては、国から、計画策定の委託費用について約2分の1の補助を受けているという状況です。このほかにつきましては、もしご質問があれば、担当者に答えさせます。

○副 議 長 10番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 コンパクトシティの取組について

よく分かりました。もう一点、立地適正化計画についてですが、私なりに調べてみたのです。新潟県の同じような規模の市町村といたしますか、コンパクトシティの適正化計画に取り組んでいるのはどうかという実態を調べますと、南魚沼市は非常に遅れているという感じなのです。湯沢町とか、あるいは魚沼市、小千谷市とか、ほとんどはもう既につくり上げてまして、公表しているという段階です。十日町市がやられていない、柏崎市がやられていない、阿賀野市がやられていないということで、南魚沼市は少数派なのです。

これは優先順位がありますから、それがどうだということもないのですが、何かスタートがちょっと遅れたような私はイメージがあるのですが、特別な要因があって、新潟県の中でこれだけ遅れているのかという気がするのです。その辺、特別な要因がありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 コンパクトシティの取組について

特別なことについて申し上げます。その遅れた感を払拭できることになるかどうか分かりませんが、ちょっと答えたいと思います。

先ほど私申し上げました、基本理念がコンパクト・プラス・ネットワークということを目指しつつやっていきたいということであります。この中でその地域拠点——先ほど言った例えば城内とか大崎とか、そういうところを言っていますが、この中で都市機能誘導区域——先ほど言った、いっぱい住んでいる、機能がなっている場所。こういうところ、例えば六日町市街地なんかは想定できるかと思いますが、ここへのアクセス性の向上のためのネットワーク、この中で公共交通との連携が非常に重要なことであるということから、南魚沼市とし

ては、今の立地適正化計画の前段として地域公共交通網形成計画の策定を先に急いだ。関連があるのでございます。そしてこれは、令和2年3月に完了したと。この後に立地適正化計画の策定に着手したということになっておりますので、私どもとしては、遅れているという認識は持っておりません。

○副 議 長 10 番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 コンパクトシティの取組について

分かりました。そういう要因があったということで確認いたしました。私、自分なりに調べて策定したところの資料を見ますと、非常に膨大な資料でございます。これはただ、専門家の考え方とか、コンサルタントを入れないとちょっとつくれないのではないかと私は感じているのですけれども、先ほどはもうコンサルタントも入れながらという話があったのですが、既にこの取組については、策定に関しては、専門家のほうを取り入れているということによろしいのでしょうか。ちょっと確認させてください。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 コンパクトシティの取組について

今ほど議員からお話いただいたように、大変いろいろな情報分析、検討が必要になるかと思えます。このことで私ども、既にコンサルティング会社に業務委託を行って進めております。

○副 議 長 10 番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 コンパクトシティの取組について

分かりました。立地適正化計画については以上でございます。

次に市街地と集落の共生を形成するための公共交通機関の維持はどうかという話ですが、今コンパクトシティを検討している段階だから、今どうのこうのということではないと思うのですが、今現実の問題として公共交通があったり、市民バス等があって、市街地と集落を結んでいるネットワークがあるわけです。今非常に市民バスもなかなか採算面では非常に乗降者が少ないというようなことで苦戦はしていると思うのですが、いろいろ市長のほうからも、多分何らかのときにお話があったと思うのです。

提案になるのですが、旧村単位といいますか、12地区の地域づくり協議会との連携でデマンドバスコースというか、そういった形のモデル地区を決めて、試験的にまずこういうことも取り組むべきかと私は思うのです。やってみないと分からないと思うのです。そういうのを試験的にやるべきかと、そんなことをちょっと提案したいのですけれども、どうでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 コンパクトシティの取組について

お話のとおり、やはりこの中でコンパクト、そしてネットワークという話の中の特にネットワーク、そしてそれがコンパクトの中心部に集まってくる仕組み。今の市民バスの在り方では、将来は難しいという話をもうずっとしていると思えます。そのためにも12の地域づく

り協議会単位の圏域というのが、私は拠点化の1つのブロックに、最小規模のブロックといえますか、そういうふうになってくると思うのです。その中ではデマンドの在り方とかがあって、そのことにおいて今年度、令和3年度、ある地域づくり協議会においては、この地域内に活動拠点を設けまして、その活動拠点への送迎、いわゆる人集めというか、人を運んで差し上げる。こういうことを地域のボランティア活動で担うといった取組が始まりました。モデルというふうに私は認識しています。

これらのところでやっていくことが、先ほどの医療のまちづくりにもつながるのです。例えば先ほどの川辺議員の移動販売車の話も、そういうところにもつながってくる。そういうイメージを持っているのです。それが、さっき言った大きい居住区域とか、そういうところのでっかい固まりではない12地区が、非常にここが発揮されないと、この地域のいわゆるコンパクト化も、そして持続可能な地域づくりができないような気がしております、それをまさに始めていただいたと。これらも含めて、それがより進化されてよくなって、そして全体にいくことがまず、いくら言葉で立地適正化計画なんて言っても、そこができれば、多分駄目でしょう、という気持ちです。

○副 議 長 10 番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 コンパクトシティの取組について

失礼いたしました。もう実際に取り組んでいるという話を聞きましたので、大いに期待したいと思いますし、それが成功して12地区に波及すればすごくいいことだと思います。

次の②の集住率を上げるということですが、とにかく集住率を上げることがコンパクトシティの成功の鍵だと私は思っています。また、全国の市町村の成功事例とか、あるいは集住率を上げた事例を見ますと、顕著にデータで出ているのです。集住率を上げますと、やはりその地域のGDP、生産性が上がるとか、そういうことに取り組んでいるところは非常に活性化しているという報告も出されています。1位が滋賀県というような話も出ているのです。

ただ、今テレビなんか見ていると、「ポツンと一軒家」なんていうのが結構放送されていますよね。ロマンがあつていいなという形で見ると人もいるかもしれませんが、実際、日本全国であのインフラを、1軒、1人しか住んでいないところに水道を引き電気を引き、——雪が降らないところはまだいいですよ。雪が降るところに、ではどうだということになると、果たして本当にどうなのだと。冷たい話かもしれないけれども、行政はたまったものではないなというのを私は実感として感じます。

インフラの確保というのは、素晴らしいことですが、やはり極小集落——例えば1軒しかないとか、せいぜい二、三人しか住んでいない、あるいはお年寄りがいると。他の地域でも、冬期間は何か住宅を構えてやって、冬籠もりで市街地に来てもらう、あるいは拠点集落に来てもらうというような政策を取っているところは確かにあるのです。多分あります。

こういったことが南魚沼市でも今現実にあるのかどうかというのが一つありますし、そういうことも検討しているということが、実際には執行部というか——というのは、今現在、

発生しているかどうか。今言ったようにトータルコストを考えると——市街地に来るとか、拠点集落に冬は来ていただくと。そこで過ごして、また春に山へ戻るという形が、トータルコストで安くなる可能性が十分あると思うのです。それが一つのステップかなと。集約のほうにいきますが、そんな検討というか、考えについて市長の所見をちょっとお伺いしたいのですが。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 コンパクトシティの取組について

今、議員がお話しされている冬期間の一時避難的というか、そういうことまでというのは、議論がされていないと思います……。ただ、そういうことを考えることはよくあります。多分担当者だってそう思っていると思う。私自身がそうです。ポツンと一軒家はそのとおりだと思います。雪国ではちょっと過酷だと思います、例えばですね。それはありましたし、あれなのですが。

今私どもがやはり進めようとしている立地適正化計画の中では、都市のコンパクト化を目指していきますが、これは強制できるわけでもなく、強制的な集約ではなくて緩やかな誘導政策とか、そういうことによってのやはり事にならざるを得ないと私は思います。なので、冬期間の移住などによる一時的な集落閉鎖というのは、部分的なコスト削減には……そういうことになるかもしれないけれども、これはなかなか、そうは難しい。

ただ、同じような形態として冬期間だけではなくて、逆に言えば、通年でこれまで以上に便利というか、移動もしやすい、そういった場所に居を移していく。そういうお一人の世帯とか、例えばそういうことが多くなるのではなかろうか。そういうことを思っている人のために何かできないか。先ほど言った在宅の問題とかもあったり、そういうことを、様々な制度をいろいろ駆使して、それが例えば先ほど言った誘導政策の一つになることもあるのではなかろうかとか、いろいろ考えていかなければならないと思います。極端に冬だけ出てこいとか、そういうのはなかなか、ちょっとまだ難しいのではなかろうかと思えます。それ以上にやる手があるのではないかと思います。

○副 議 長 10 番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 コンパクトシティの取組について

コンパクトシティについては、立地適正化計画ができたところでの議論だと思いますので、今突っ込んだ議論というのはなかなか難しいという気がいたします。ということで、ぜひ、同じ思いがいっぱいあったと思いますので、いい計画ができることを期待しております。

2 高齢者独居対策について

それでは、大項目の2に進めさせていただきたいと思えます。大項目の2は、高齢者独居対策についてであります。国勢調査によると65歳以上が1人で住む割合は、2020年は全国平均で19.0%である。年々増加の傾向を示し、5人に1人がおひとりさまで暮らす結果になっている。特殊詐欺被害、ごみ屋敷、空き家増のリスクもあるだけに、行政としても継続的に改善に向けた取組が必要と思うが、市長の所見を伺う。

(1) 当市の高齢者独居率は9.8%と、全国平均より大幅に低く、よい傾向にあるが、高齢者独居の実情と対応はどのようになっているか。(2) 多世代同居の推奨のために住宅増改築に対して工事費の補助を行っている自治体があるが、市の政策としても検討の価値があると思うがどうか。(3) 高齢者独居率の上昇には生涯未婚で終える人の増加が密接に関係する。中高年層の婚活支援に公民連携で取り組むべきと思うがどうか。

以上。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 高齢者独居対策について

それでは、吉田議員の大項目2番目の高齢者独居対策について、ご質問にお答えします。当市の高齢者の方の独居率が9.8%、大変低い数字です。これはそのとおりであります。実情と対応ですが、国勢調査の結果によると、令和2年10月1日現在の当市の総世帯数が1万9,576世帯、65歳以上の単身高齢者は1,807世帯、先ほどの9.8%となっています。これは県内では、うちの市が聖籠町に次いで2番目に低い数字です。聖籠町というのは都市部のすぐ脇にありますので、事情が全然違うのですけれども、大変そういう地域です。

高齢化が進行して、高齢者世帯も増加傾向にある中で、大変よい傾向であると思われませんが、5年前のデータと比較しますと、世帯数では441世帯、率でいうと2.2ポイントの増加であることから、決して油断できる状況ではないと考えています。持ち家の比率が高いということや、そういうことがいろいろあるのだと思いますが、現在、単身高齢者の皆さんの生活支援、また見守りなどの対応を市で行っています。

地域での見守り活動に役立ててもらうために一番は、行政区の皆さん、そして民生児童委員の皆さんに要配慮世帯台帳を配布しています。情報の共有に努めていただいている。そして、地域包括支援センターでは、高齢者の方の健康、生活、介護予防・認知症予防、介護保険制度の活用などの相談を受けている。

特に、世帯の状況やその方の心身、生活の状況によって、必要性が高いと認められる世帯につきましては、急病などの緊急時に対応するため緊急通報装置を貸与して、現在24時間の見守りを行っています。相談対応もしています。これは意外と知らない方が多いかもしれません。こちらにいらっしゃる方はみんな知っていますが、24時間対応でやっています。これは有料です。現在100世帯ほどの利用があります。緊急時に装置を通じて異常を感知する。そしてあらかじめ登録いただいた、ご親族などの協力員というのもつけていただきまして、警備会社の警備員がすぐさま駆けつけるという制度になっていまして、1か月600円ほどかかりますが、前、平成29年に始まったときは400円だったのですけれども、今は600円。大体100人ぐらいが使っております。年間の出勤回数が令和2年度では311回です。このうち救急・救助等の出勤が7回であります。

大変いいと思います。私のところには出勤等、いろいろ事故等があった場合には全部連絡が来ることになっていますが、この5年間市長をやってきました、本当に増えてきました。朝来ると、資料が積まれますので、物すごい実感している。この中でお年寄り独居世帯の方

による事案というのが本当に増えてきていて、少し本当に困ったことになってきていると思いますが、それを支える意味でも緊急通報装置などが利用されているということでございます。

2つ目のご質問に答えます。住宅の増改築に多世代同居を進めていくためにも工事費の補助をとということだと思えます。現在、令和元年度より実施している、旧来のリフォーム制度の拡充という形を取っているのですが、みんな住マイル改修補助金であります。

市民の皆さんの住環境の向上、また子育て世帯の皆さんは、さらにそこに上乗せします。こういう形を実施していますが、実績の件数を見ますと、使っている子育て世帯のうち、およそ3割が多世代同居となっています。お年寄りのお一人の独居を解消する支援策には、ちょっとそういうところまでには至っていないのかなという感じがしております。

いろいろございますけれども……国の多世代同居施策としては、長期優良住宅化リフォーム推進事業というのがあります。3世代同居に対応するための今住んでおられる既存住宅のリフォームを実施した場合の所得税の特例措置などがありまして、少子化対策の一環として実施されたりしています。これらは高齢者の独居対策というよりも、どちらかというと子育て中の親の孤立感や負担感が大きい。そういうことを、心の問題も含めてということだと思えますが、こういったことが妊娠、出産、子育ての制約になっていることから、祖父母世代の同居により子育てを支える力になってもらいたい。ひいては出生率の向上、そして少子化対策ということを狙いとしているということです。こういったものがまずはございます。

そして、内閣府で調査が行われていますけれども、子育て世帯が親世代と同居する理由、この中で1位は住居費や生活費が安くて済むからということと、2つ目が子育てを助けてもらえるからとなっているということからも、経済的なメリットや子育てに対する負担軽減を求めていることが分かります。これは同時に独居世帯の解消にもつながることでもあるとも考えることができると思っています。

子育て世帯が将来的には介護の負担、大まかに言えばそういう順番になってくると思うので、介護の負担に直面することを考えると、リフォーム等の住居環境の整備に対する支援だけではなくて、その後も引き続き、3世代の同居という居住形態を維持することがほかの居住形態よりも有利になるような子育て、介護等に対する支援策も必要と考えています。

ちょっと言いながら話がまとまらない感じがありますが、要するに私としては、これから我々が進めるべき一つの方向性としては、親と一緒に住む、そういう世帯の支援を強力にしていく。これが、いくらここで——さっきもコンパクトシティの議論もある。そしていろいろな議論がありますが、この田舎に住んで親と同居していくことが、素晴らしいことであるという方向性を誘導する施策を展開していくことも、非常に考えなければいけないと思っているところであります。それが言いたかったことであります。

3番目のご質問であります。中高年層の婚活支援を公民連携で、私ども行政と民間の連携で取り組むべきと思うということです。婚活支援の取組としては、南魚沼市と湯沢町で構成している南魚沼地域広域計画協議会というのがありますが、ここにおいて民間事業者など

への委託事業として広域交流ミーティングパーティー事業というのを実施しています。本来は年齢を区切るべきではないのですが、今若い世代の方に特化していると思いますが、これを行っています。

今非常にこれが好調であります。先ほどのちょっと話に戻りますと、国勢調査をちょっと言いますと、令和2年の未婚率です。これが23.89%、約4人に1人が独身という数字になるかと思えます。平成27年と比較して0.28%減少しているということですが、男性においては0.13ポイント上昇、特に50代、60代において上昇傾向ということだそうです。

民間事業者が提供する出会いの場として、現在40代、50代、60代、ご質問のところに触れてくると思うのですが、こういう年代を区切って行われるものが今非常に出てきている。そして求められているニーズ、これが高齢者と言えるのか、我々が昔、婚活という若い人ばかり考えていましたが、上の世代の皆さんのことも今入ってきているという中で、今後いろいろ考えていかなければならないのではないかと思います。

いきなりちょっとできないかもしれませんが、まさに議員がお話のとおり、公民連携で取り組むべき一つのテーマになってきているのではなかろうかと思えます。

以上です。

○副 議 長 10 番・吉田光利君。

○吉田光利君 2 高齢者独居対策について

まず、(1)ですが、高齢者独居の実情というお話をいただきましたけれども、要は全国的ないろいろな事例を見ても、南魚沼市は負けていないなという印象を受けました。ほかのものとは比べますと、さっきの緊急通報装置なんかは先んじていると思えます。ぜひ、こういった形の充実をお願いしたいと思いました。

余談ですが、自分なりに自分の地域ですか、実態をちょっと調べてみたのです。百二、三十軒調べてみたのですが、自分のところといっても五十沢地区なものですから、大体同じようなデータです。124軒当たって見たのですが、やはり高齢者世帯が42軒ありました、33.8%。65歳の一人住まいは、16.9%です。五十沢は平均より高いです。85歳の一人住まいが7軒ありました、7人。独身を通した未婚の方が7名、5.6%。

ただ、1月29日の日経新聞に大々的に出たのですね、でかく。2面、3面使って出たのですが、その中でやはり新潟県は、冒頭にしたようにすごくいいのですよね。データはいいのです。それと南魚沼市もいいのです。すごくいいのです。これはいいところを見ますと、やはり多世代が一緒に住んでいるという話なのです。親子が住むとか、おじいちゃん、おばあちゃんが一緒に住んで、子育ての問題、経費の問題もあるでしょうけれども、そういったことが、やはり独居率を改善する一つの鍵だということ年全国的な事例を見ますと示されています。

ということで、南魚沼市は住宅リフォーム事業でそういった充実した施策を打っていますが、呼び水として多世代、3世代が一緒に住むことによって増改築しなければいけない、新築しなければいけないというのについては、こうですという施策を出して呼び水とし

たいということで私は提案したのです。今の住宅リフォーム事業にその一文を入れるとかでもいいと思うのですけれども、何らかのそんなことの工夫が必要ではないかと思うのですが、その辺は市長、いかがでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 高齢者独居対策について

先ほど壇上で申し上げたことに反するわけには、当然いきません。そういう方向を狙ったことを、今後やはり考えていきたい。そうではない方もいるので、あまり勝手なことばかり言えないのですけれども。しかし、南魚沼らしい居住の在り方というか、世代間を超えた助け合える体制というか、そういうことにつながると思うので、これは十分研究してまいりたいと思います。新年度にはちょっと、もう皆さんにお示ししていますので、ちょっと間に合いませんが、しかしながら、いろいろまた研究を続けてまいりたいと考えています。

○副 議 長 10 番・吉田光利君。

○吉田光利君 2 高齢者独居対策について

分かりました。次に婚活の関係です。ちょっと事情がありまして、データが示すには、多分 50 歳時の未婚率の高いところがやはり高齢者独居率が高いのだそうです。50 歳時のときに独身率が低いと独居率が低くなるというのがあるのだそうです。そんなことで、特に滋賀県の取組が大きく取り上げられたのですが、公民一体でお金をかけ、人をかけて婚活を一生懸命やっけて改善しているという話が出ていました。なかなか市長は、前にも婚活について取り上げると、個人の問題だし、独身がいいという人もいるわけだから、別に行政としてこうだということは、ちょっと二の足を踏むようなご意見もあったような気がしていたので、イメージとしてあるのですが。

私だけではない、皆さんもそうだと思うのですが、今地域を回ると、嫁がいなくてか、婿さんがいないとかということで、非常に悩んでいるご家庭もあるわけですね。その人たちはまず開口一番、「何も要らない」と。うちに嫁さんが来てくれれば、あるいは婿さんが来てくれれば、それでいいのですということで、切なる思いというのはいっぱいあります。

だから、執行部も確かご存じかもしれませんが、そういう思いを持って、民間のボランティアで地元で活躍している方がいらっしゃいます。僕はすごいと思ったのですけれども、南魚沼幸せ発信隊というものですかね。ご存じだと思うのですけれども、そういう本当にボランティア活動で頑張ってくれているところがあるのです。

それで、今新型コロナでなかなか活躍できないのですけれども、2回ほどイベントをやったと。そうしたら、もう満員だそうです。今新型コロナでできないので、また復活させたいとは言っているのですが、その責任者と私も話しましたが、結構集まるのだそうです。ただ、南魚沼幸せ発信隊は、40代、50代の高年齢者ではなかったわけですね。40代以下だったそうです。40代の方もいたという形ですけれども、使命感に駆られて若者がそういったものを立ち上げて取り組んでいるのです。

だから、そういうものに対してやはり、ウェブの立ち上げもそうですし、こういったチラ

シも全部自腹でやっているのです。ぜひ、こういう民の活動も拾い上げていただいて、一緒になってやると。市民は、あるいは議員も含めてですけども、これに対して積極的に取り組んで駄目だという人は、私はいないのではないかという気がします。ちょっと熱くなってすみませんが、ぜひとも、50歳代の縁がなくて独り者の人たちにチャンス、幸せを発信してやれば、高齢者の独居率が下がると示されていますので。

それと、私はこの言葉が気になったのですよ。さっき言いました滋賀県の大活躍している、プロフェッショナルだと思うのですが、50歳時全国で未婚率16.2%、一番低い滋賀県の婚活支援者の指摘だそうです。少子高齢化が加速する中で、増やすことは一筋縄ではいかないと。支え合って生きていきたい人は減っていないのですと。きめ細かな支援が本人にとっても地域にとっても重要であると。私はなるほど、そうだなと思っています。先ほど市長からいろいろ前向きな話をいただきましたけれども、ボランティア活動に対しても拾い上げて、ぜひ、一緒に幸せを発信するように取組をお願いしたいのですが、一言お願いしたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 高齢者独居対策について

非常に傾聴に値するという言葉はちょっと失礼ですが、本当にそうかと思って聞いていました。これまで若い世代の皆さんのことばかり頭にあって、確かにこういうのはよくニュースでもあるなと思って、出てきているなと思って、年代の上の方の独り暮らしとか、これは大きな問題だなと思います。そういう意味では、今ももう先ほど言った湯沢さんとかと一緒に取り組んでいる。そういうこともありますので、この中で十分検討していける課題だと思います。その方がもしお知り合いでしたら教えてもらったりしながら、ぜひともちょっと、そういう意味で聞かせていただきましたので、今後いろいろ検討してまいりたいと考えております。ありがとうございます。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○副 議 長 以上で、吉田光利君の一般質問を終わります。

○副 議 長 ここで休憩といたします。再開を4時40分といたします。

〔午後4時28分〕

○副 議 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

〔午後4時39分〕

○副 議 長 ここで、市長より発言を求められておりますので、許します。

市長。

○市 長 すみません、貴重なお時間をお借りします。先ほどの発言をちょっと訂正させていただきたい箇所が出ましたので、よろしく申し上げます。

川辺議員の一般質問中、大項目1番目の新型コロナ感染拡大の抑止と、健全な経済・日常活動についての2つ目のご質問の中で、私のほうから無料PCR検査の体制のいろいろな説明した中で、冒頭よりちょっと下ったところに、感染拡大傾向時の一般検査事業として、感染不安を感じる無症状の県民の方についても無料検査の対象としますと。こちらはまん延防

止等重点措置の適用期限の令和4年3月6日、おとといまで行っていますという話をしたと思うのですが、これはちょっと違っておまして、3月——当初そうだったのです。3月2日に実は通知が参りまして、これが延長されたということです。終わっておりませんで、3月31日までこれが延長されたということが正しくなります。ここを訂正させていただきますので、よろしくお願いいたします。大変失礼いたしました。

○副 議 長 2番議員、了承でよろしいでしょうか。

〔「はい」と叫ぶ者あり〕

○副 議 長 本日の会議時間は質問順位12番までとしたいので、あらかじめ延長いたします。

○副 議 長 質問順位12番、議席番号6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 議長より発言を許されましたので、一般質問を行います。傍聴者の皆様、夕方のお疲れのところを大変ありがとうございます。今回は大項目1点について質問いたします。

大きな課題となっている人口減少問題の中でも、少子化対策は基本であるとの思いから、昨年9月議会に続いて第2弾となります。少子化対策と子育て支援のためには、子供を取り巻く社会が平和で安全でなければなりません。

しかし、ウクライナでは今も戦争が続き、多くの子供たちが巻き込まれています。武力による殺りくと破壊は、憎しみを生むだけで問題の解決にはつながりません。どのような理由があっても許されません。そして、核の脅威も新型コロナウイルスのように国境を越えて広がります。日本も無関係ではられません。地球はたった1つ、世界は1つです。1日も早く世界が平和を取り戻し、みんなが笑顔になれることを切に願いながら、一般質問を始めます。

少子化対策と子育て環境の充実について

大項目1点、少子化対策と子育て環境の充実についてであります。南魚沼市の出生数は平成28年度以降、減少傾向が続き、特に平成30年に400人を割ってからはさらに急加速しています。毎年10月1日を基準とした新潟県人口移動調査結果によると、平成29年421人、平成30年394人、令和元年347人、令和2年336人となっています。令和3年4月から12月までの母子手帳発行数216という数から見ますと、300人を割るかもしれないという危機を感じます。

令和元年の合計特殊出生率は、新潟県平均1.38をも下回る1.32と極端に低く、近隣の小千谷市1.66、十日町市1.68、魚沼市1.53の中でも最低となっています。少子化対策に取り組んでいても、なかなか結果が出ていない。近隣市とも大きな差があるのはなぜか、その原因分析が必要です。全国的には千葉県いすみ市のように、子育て支援を充実させ、働きやすく住みやすい地域づくりに注力した地方創生事業に取り組み、移住者が増え続けているところもあります。的確に市民ニーズを捉え、重点的に取り組めば、結果が出るということでしょう。

総合計画の総合的な人口減少対策の推進には、出産、子育て、教育など、幅広い分野の切

れ目のない支援により、出産、子育ての負担感を軽減するとともに、子供を安心して産み育てられる環境づくりを推進し、若い世代の定住促進を図るとあります。毎回申し上げますが、今この市に住んでいる子育て世帯の満足度を上げることが、若者が希望を持って住み続ける、全国からも選ばれる市につながると考えます。

全国的に長引くコロナ禍で家庭の状況も変化し、生活困難、DV被害、児童虐待、若年層の自殺等が大きな問題になっています。当市においても厳しさを増す社会変化を踏まえ、少子化対策につながる子育て環境の充実が必要と考え、次の5点について伺います。(1)出生率向上に向けた緊急対策と位置づけて、令和3年度5,245万円の予算で始めた、出産応援緊急5か年事業の1年目の成果と今後の課題はどう分析しているかを伺います。

(2)市は小中学校の統廃合を進めていますが、今、既に少子化の影響が出ている保育施設の総合管理計画について、進捗状況と今後の進め方を早急に示すことが、保育施設を選ぶ保護者の安心につながると考えます。令和3年3月に策定された保育施設総合管理計画には、各施設ごとに将来的には除却、統廃合、公私連携への移行などの方針が記載されています。削減目標には、2021年から2026年に4施設を削減するとし、整備・統廃合の進め方には老朽度や利用ニーズに応じて解体撤去、もしくは有効活用について地域と協議しながら検討するとあります。

そこで、総合計画の子育て環境の充実の指標には、保育園再編による公立保育園数の令和6年度目標値が17か所となっていますが、進め方の基準と今後のスケジュールはあるかを伺います。

(3)第2期南魚沼市子ども・子育て支援事業計画の教育・保育の量の見込み及び確保方策、保育の必要性ありのゼロ歳児過不足を見ますと、令和2年度から令和6年度までマイナス、つまり不足するという見込みになっています。待機園児はいないということですが、ゼロ歳児は希望どおりに受入れができていないと聞いています。ニーズ調査でもゼロ歳児の約8割が共働き家庭であり、しかも6割近くがフルタイム就労ということで、産休を1年間取れずゼロ歳児から預けて働かなければならない、子育て世帯の保育ニーズに市の受皿が追いついていない状況が読み取れます。

そこで、総合計画のゼロ歳児保育実施保育所率(公立・民間)の令和6年度目標値は76%とあるが、保育士不足の中でどう進めるのかを伺います。

(4)今年度から始まった、こども家庭サポートセンターは、市役所本庁舎南分館にあります。全ての子供たちが健やかに成長できるよう、母子保健分野の子育て世代包括支援センターと児童福祉分野の子ども家庭総合支援拠点の機能を併せ持つ機関ということで、ゼロ歳から18歳未満の全ての子供とその家庭や妊産婦をサポートするとあります。特に近年増えているひとり親にとって、配偶者との死別や離婚という経験は、精神的なショックと今後への負担は大変大きなものがあります。市役所で各種手続をするにも、なるべく知り合いに出会いたくないという心境もよく分かります。南分館で包括的に対応できるようになってよかったと思っていましたが、どんな支援があるかと聞くと、ひとり親家庭支援策は子育て支援課、

市営住宅申込みは福祉課、就学援助制度は学校教育課という答えです。子育て中のひとり親が、それぞれに回るのは時間的にも精神的にも大きな負担です。

そこで、こども家庭サポートセンターは、ひとり親家庭への支援を含めワンストップ化し、必要に応じて職員が南分館に出向くようにして、相談しやすくできないかを伺います。

(5) こども家庭サポートセンターはまだ始まって1年ですので、認知度が低いのが現状です。市のホームページから検索しようとする、子育て・教育、次に妊娠・出産・子育て、次に子ども家庭相談、そしてやっとこども家庭サポートセンターにたどり着きます。子ども・子育てに関係することは、まず、こども家庭サポートセンターが全ての窓口としてトップにすると、分かりやすいのではないかと思います。切れ目のない支援体制が整ったことは一歩前進であり、期待しているところではありますが、市民にとって利用しやすいか。初年度は特に検証が必要です。子育て世帯からは、「どこに行ったらいいか分からない」、「関係部署にはむしろ直接言いにくい」との声があります。DV、児童虐待、育児鬱や自殺など、深刻な状況になる前の予防と早期発見、早期対応に重点を置くのなら、市民が本音で話せる場として活用し、子育ての負担感を軽減させると、少子化対策にもつながるものと考えます。

そこで、こども家庭サポートセンターは、子育てに関する全ての苦情や困りごとなどを受け、関係機関と連携し少子化対策に生かす仕組みにできないかを伺います。

壇上からは以上といたします。

○副 議 長 田中せつ子君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、田中議員のご質問に答えてまいります。

少子化対策と子育て環境の充実について

大項目1点、少子化対策と子育て環境の充実であります。1点目からお答えしていきます。まず、1つ目、出産応援緊急5か年事業の1年目の成果と今後の課題であります。めぐちゃん祝い金であります。昨年4月、令和3年度から開始いたしました。1月末現在で215人の児童が祝い金を受け取っているということになります。出生数につきましては、令和2年度の出生数は361人でしたが、令和4年1月末現在の出生数は248人。大変な数字だと思います。コロナ禍も影響して、私は新型コロナが影響していると思いますが、そう信じたいです。全国同様、南魚沼市でも例年に比べ少ない人数となっています。この後、何十年も人口数がへこんだ状態が——そのとき生まれた子供たちが本当におじいちゃん、おばあちゃんになるまで、ずっとこれが続いていく、影響していくわけですので、本当に大変なことだと思っております。

めぐちゃん祝い金は、私どもの期待を込めまして、昨年度並みの360人分の予算を計上しましたが、これには届かない決算となる見込みです。この祝い金は子供の出生を祝福して、市の活性化と子供の健やかな成長を願って支給するものでありまして、祝い金を受け取ったご家庭からは大変喜んでもらっていると思います。めぐちゃん祝い金が出生率の向上にどの程度影響を与えているのかを分析することは、今の段階では少し難しいかと思っています。

今後は1年目の終了に合わせまして制度の点検をするとともに、祝い金申請の機会を捉えて、関係部署と協力して、申請世帯を対象に子育て世帯のニーズを探るなど、市の子育て施策に役立てることも計画していきたいと思っております。分析が非常にやりにくいと思っております。かえって言うと、5か年やってみようということで始めた制度です。1年ごとのことで分かり得るのだろうかという思いもあって始めているということもあるので、もちろん検証等はしますが、大変、なかなか難しい判断があるのではなかろうかと思っております。

2つ目のご質問にお答えします。総合計画の中の保育園再編による公立保育園数の令和6年度目標が17か所、進め方の基準と今後のスケジュールということですので。保育園の再編については、入園児数の推移や施設の老朽化などの状況を考えながら進めることになっております。保育施設は、南魚沼市公共施設等総合管理計画個別施設計画におきまして、中期、長期前半、長期後半の3期間に分けまして整備方針を定めております。令和8年度までが中期となっております。総合計画ではこの方針に基づきまして、20施設から17施設へ削減することを目標としております。この目標は、施設の統廃合、公設民営園の公私連携化への移行により達成することになります。

進捗状況としては、上田地区の保育園を統合したということによりまして、1つの園が減りまして19か所となっておりますが、今後は公設民営園と公私連携化への移行協議を進めるとともに、公立園では小規模園の統合に向けて、保護者へ方針を示していきたいと考えております。その中で、統合で園児数が増加することによる混合保育の解消、保育人材を適正に配置することによりまして、未満児保育や延長保育、土曜保育などの質の向上を図ることができるなど、統合のメリットを保護者の皆さんにも、また地域の皆様へも十分に説明して、理解を求めてまいりたいと考えているところであります。2つ目のご質問の答弁は以上であります。

3つ目のご質問であります。ゼロ歳児保育実施保育率ですが——公立・民間ともにですが、令和6年度目標は76%とあるが、現在、保育士不足の中でどう進めるかということですので。ゼロ歳児保育実施保育園については、私立園では保育士の確保ができず、ゼロ歳児保育ができなくなった園が出たために、令和元年度現在値よりも実施率が後退してしまっております。ゼロ歳児の保育の要望は非常に多くて、希望する園に入ることのできないという児童も発生しております。公立の園としても、ゼロ歳児保育のできる園を増やすべく検討しておりますが、既に有資格の会計年度任用職員が保育の多くの部分を担っていただいております、これ以上の保育士を確保するというところに、今、大変苦慮しているという状況であります。

令和6年の目標値を達成するためには、この地域に保育士を増やすことが何よりも重要と考えております。国も保育士の処遇改善を実施——この間お話ししたとおりですが、実施しておりますし、県も修学資金の貸付けや移住支援金などで保育士の確保を図っております。南魚沼市としても、潜在する有資格者を掘り起こすなど、任用に結びつけていきたいと考えているところでありますが、大変、今苦戦しているという状況であります。

4番目のご質問にお答えします。こども家庭サポートセンターが、ひとり親家庭への支援

を含め、ワンストップ化して相談しやすくできないかというお話であります。こども家庭サポートセンターでは、子供及び妊産婦の福祉に関して、必要な実情の把握、調査等を行いつつ、家庭などからの相談に対して、サービスなどの情報提供、また助言などを行っています。

ひとり親家庭の支援につきましては、現在、子育て支援課が担当しておりますけれども、児童福祉等に関わる窓口は、市役所だけではなくて、大変広範囲にわたります。一般市民の方にとって、どの部署や機関が担当なのかというのは分かりにくいということも本当にあると思います。しかし、まずはどの部署でもご相談を寄せていただければ、一旦は相談を受け、相談者の実情を把握した上で、必要とする情報の提供や適切な機関へつないでいるということですので、よろしくお願いします。

今後も相談者にできるだけご負担をかけないように、例えば職員がそれぞれの窓口に出向いていくなどしまして、そういう対応にさせていただいたりして、相談に同席するなど、相談しやすい環境づくりに努めてまいりたいと思います。

議員、こういうご発言をされているので、そういう方の相談を受けているのかもしれませんが。そうしましたら、ぜひともこのことを伝えていただいたり、そこでも不足することがあれば、ぜひとも我々にお伝えもいただきたいと思います。それぞれの機関、担当者につきましては、そういう気持ちでやっておりますので、よろしくお願いしますと考えております。

5つ目のご質問であります。こども家庭サポートセンターが、子育てに関する全ての相談、困りごとなどを受け、それぞれの機関と連携して、そういうワンストップ化だと思いますが、こういう仕組みにできないか。これをもって少子化対策にということであります。今年度、南魚沼市はこども家庭サポートセンターを開設しました。相談体制を強化したところです。現在、子供に関するどんな相談も受け付けています。相談者との信頼関係を築きまして、様々な相談がしやすくなるよう努めているところです。引き続きまして、子育てに関する相談を最優先にして、家庭相談全般に対して関係機関と連携して支援に当たってまいりたいと思います。今年出来上がったところではありますが、そういうことで、今みんなで頑張ってくれておりますので、ぜひともここをより高めていくように、よろしくお願いしますと思います。そのように努力させていただきます。

少子化には様々な要因があると思います。対策もまた様々なものが必要かと思えます。こども家庭サポートセンターでは、妊娠期から出産後、また子育て期にかけて、ご家庭に寄り添いながら切れ目がないように、そういう包括的な支援を継続して、安心して出産から、そして子育てに進みというところを、市民の皆さんから安心として感じ取っていただけるように今後も努めてまいりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

○副 議 長 6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 少子化対策と子育て環境の充実について

最初からちょっと確認したいのですけれども、まず、1点目の出産応援緊急5か年事業の

1年目ということで、市長がおっしゃるように1年目ですので、なかなか最初からすぐに成果が上がるということはもちろん難しいというところは分かります。ただ、1年ごとに検証して、さらに2年、3年と、5か年計画ですので、緊急5か年ということは、危機感というものはきっと市長も私も同じ気持ちだと思います。ですので、これが出生率向上に向けた緊急対策と位置づけているということで書かれているわけですので、その目的に向かって、きちんと1年ずつの検証をして、成果につなげていかなければならないのだと思います。

それで、先ほど申請をされた世帯のほうに検証したいというお話もあったのですが、1年前の予算審議の中では、アンケート調査もしたいということで聞いていまして、私、そこにメモを書いているのです。ですので、申請をされた方、出生届を出すと、書類をもらって半年以内ということでもありますけれども、申請して手続をするということだと思います。その届出のときにアンケート調査をするものだと、私は思っていたのですが、そこをちょっと確認させていただきたいのですが。

○副 議 長 市長。

○市 長 少子化対策と子育て環境の充実について

そういうことであれば、担当のほうから答えさせます。

○副 議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 少子化対策と子育て環境の充実について

1年前の席では、そのような回答をしたということは聞いておりますが、今現在、まだアンケート調査は実施されておりません。今後、アンケートの内容などを他の課と協議をいたしまして、検証結果を考慮できるようなアンケートを作成して実施したいと思っております。

以上です。

○副 議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 少子化対策と子育て環境の充実について

分かりました。アンケート調査をするというお話で、それが始まってすぐからやるのかどうかと、私がそう思っただけなのだと思います。これから準備されるということですので、そういったやはり実際に出産されて、その方々がどう考えているか、何が負担だと思っているのか、もっとこういう制度があればいいのにとということなのか。このお祝い金を頂いて、こういうことに使ってよかったとか、そういうやはり市民の声をきちんと聞いて、その後反映しないと、なかなか結果が出てこないのだろうと思いますので、その点については期待したいと思います。

あと、1点ですが、令和3年度の出生数が、なかなか今まで以上に低くなっているということで、そのことについて市長のほうも大変心配されているというご答弁だったと思います。その理由としては、2年続きましたコロナ禍が影響している。それは全国的で、それももちろん同じ認識であります。ただ、合計特殊出生率の数というのは、令和元年なのです。コロナ禍の前ですので、やはり本当に、いろいろな条件としては、さほど差のない近隣ともこれだけ差があるということについては、やはり検証が必要ではないかと思っておりますけれども、そ

の点についてはどのように分析されているのか、伺います。

○副 議 長 市長。

○市 長 少子化対策と子育て環境の充実について

率直に申し上げて、ちょっと私が今ここで答弁できない。もうちょっと考えさせてもらって答弁させてもらいたいのですけれども、担当のほうは、またいろいろな分析をしているかもしれないので、もしあれば、答えてもらうことにします。

○副 議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 少子化対策と子育て環境の充実について

総合計画のほうでも令和7年度の目標で1.6と掲げてございます。この作成のときの基準年が平成30年だったのですが、1.43。議員おっしゃるとおり、そこまでの数字が上がるかどうか、その検証ですが、やはり先ほど市長の答弁で新型コロナという、それは大きな要因かと思いますが、複合的な要因でなかなか伸びないということもあろうかと思いますが。先ほどアンケートの答弁をさせていただきましたが、そういった中でも、そのところの内容も踏まえてアンケート内容も考えていきたいと考えていますが、今ここでこれだからというのは、なかなか難しいところだと思います。

以上です。

○副 議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 少子化対策と子育て環境の充実について

分かりました。次に(2)番のほうに移ります。うえだ保育園のほうができましたので、今19か所となっていて、17か所にするということは、あともう少しということだと思います。先ほど統合のメリットとかも示しながら保護者に説明して、協議を進めるということがあります。第2期南魚沼市子ども・子育て支援事業計画のほうには、集団行動や協調性を学ぶための指標として、施設運営のために必要な児童数の最低ラインが定員の56%とありまして、保育園の児童数が定員の56%になった場合、あるいは二、三年後、56%を下回ることが確実だと予想される場合、適正配置の検討を開始するとなっています。

ですので、保育園の数、老朽度や利用ニーズに合わせて検討していくということと、ここでの適正配置の検討というこの56%。既にこれを下回っているところも出てきていると思うのですけれども、これとの整合性はどのように考えながらこの計画を進めていくのかについて、再度伺います。

○副 議 長 市長。

○市 長 少子化対策と子育て環境の充実について

これにつきましても、私の答弁よりも担当部長もしくは担当課のほうがいいと思いますので、そちらに答弁させます。

○副 議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 少子化対策と子育て環境の充実について

先ほどの話にありました定員の56%というラインがあるわけですが、市の公立保育園では、

2園が今そのラインを下回っていると考えております。その施設はやはり施設のほうの老朽化も進んでおりますので、今回の計画になりますか、そのまた次回の計画になるか、時期というものは保護者の同意なども必要かと思えます。今後は保護者に情報を出しまして、統合に向けた動きを進めなければと考えております。

以上です。

○副 議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 少子化対策と子育て環境の充実について

分かりました。もう一点ですけれども、学校とは違いまして、保育施設については、結局のところ選ぶのは保護者です。子供の数が減る中、よい施設が残っていくことになるのだろうと私は考えます。そこで、NPOなどの機関が専門的、客観的な立場から、保育内容や運営体制などをチェックし項目ごとに改善を促す制度で、努力義務とされている第三者評価制度を導入している保育所は全国で6.6%しかないという報道です。厚生労働省は、来年度以降、実態把握と改善策の検討に乗り出すと報道されました。保育施設の質の向上には、こういった客観的見地からの、こういう第三者が評価する制度というのが有効だと思いますけれども、こういったことは検討されているかを伺います。

○副 議 長 市長。

○市 長 少子化対策と子育て環境の充実について

この後、また担当部、担当課のほうから答えてもらいますが、こういう制度はやはりいろいろできてくるのです。お話の向きはよく——趣旨はそのとおりだと思うのですが、まずはここの中の体制をきちんと取り込んで、待機児童がいないとか、ゼロ歳児をどうするかとか、そこに力を注力しているところがあって、第三者制度というのは、この狭い我々の社会の中でそこが評価するべき、そこまでのところをやる必要があるのかどうか。ちょっと私は今、理解に苦しんでいます。担当部、担当課からはどんな答えが返ってくるか、ちょっと答弁してもらうことにします。検討しているかどうかということです。

○副 議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 少子化対策と子育て環境の充実について

子育て支援課では、第2期子ども・子育て支援事業計画にのっとり、進めているところがありますが、その中では、議員おっしゃるようなコンサル、あるいは外部委託というものは、あるいは内部でも、その検討は今のところはまだ考えておりません。ただ、有効性が当然あれば、それも導入というのも拒否するものではありませんけれども、今のところは考えておりません。

以上です。

○副 議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 少子化対策と子育て環境の充実について

分かりました。全国でもまだ6.6%ということで、費用もかかるということで、なかなか進んでいないようです。ただ、取り組んでいる自治体では、自治体がそれに係る費用を補助し

たりというようなこともやって、これが広がるようにしているようです。国のほうも、この制度のことについて検討するというこのようですので、また、内容的に変わってくるのかもしれないので、またそこに期待したいと思います。

ここの場所でもう一点ですけれども、今も私立が7か所ありまして、独自の保育理念や方針を掲げています。そして私立の保育園でも大変人気があって、どんどん定員が増えているところも、この少子化の中でもそういうところも確かにあるのです。ですので、独自の方針ということも確かに評価できるものなのだと思います。ただ、そこに通っている子供たちは、全て南魚沼市の宝でありますので、公立と私立というところで大きな差があるということは、どうかとも思います。

公立の保育施設以外も、「生まれてくれてありがとう 育ててくれてありがとうのまちづくり」という、この市のテーマとした第2期南魚沼市子ども・子育て支援事業計画に沿って、市の方針を共有し、市がリーダーシップを執って指導できる体制になっているかというところが心配です。公立の保育園を減らしていくという、そのことについては少子化ですので、それはやむを得ないところももちろんありますけれども、それによって利用している保護者や子供たちに大きな差があったり、不利益があってはなりませんので、どこの保育園に通っていても、市の方針に沿って保育していただく。それは何より優先されるのではないかと思いますけれども、市長の所見を伺います。

○副 議 長 市長。

○市 長 少子化対策と子育て環境の充実について

大きなところは、当然そうでなければ我々と一緒にやれないと思っているので、まさにそのとおりだと思いますが、特に公立以外のところは皆さんかなり違いますよね、方針。大きな方針は市と一緒にやらなければ困りますよ。ただ、どろんこ保育園と、例えば浦佐認定こども園、大きく違うことぐらい一目瞭然ではないですかね。そういういろいろなことがあるところを、全て我々の保育方針といっても、そこにしむけるというか、その方針に全部従わせるということが可能かどうかということも含めて、私はちょっと難しい問題ではなかろうかと思うのです。大きなところでは、もちろん南魚沼市と一緒にやらなければならぬけれども、私はそれ以上ちょっと今、答弁のしようがないのだけれども……。

では、担当部長から答弁させます。

○副 議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 少子化対策と子育て環境の充実について

市長がおっしゃったとおりで、ベースとなるのは、当然先ほどの計画——その前には総合計画があって、その計画があるわけですが、民のほうの保育園、当然独自性を持ってというのがあります。市長の言われた、ベースで市が目指す保育というものがあって、その上で、さらに独自性を持って特徴のある保育ということになると思いますが、特徴のあるものが違うからいけないというものではなくて、それはそれでよろしいのかなと思います。あくまでもベースとなるところは、市の方針に沿って保育をやっていただくという考えであるかと思

います。

以上です。

○副 議 長 6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 少子化対策と子育て環境の充実について

保育施設については、本当に保護者の方々からいろいろな声を聞いております。ですので、それぞれの保育園で独自の方針でやられるのは、もちろんそれはよく分かりますけれども、公立についてもいろいろな声がありますので、よく目配りをして保護者の声が拾えるようにしていただきたいと思います。

次に、(3)のほうに移ります。保育士不足の中で私立の保育施設では、ゼロ歳児保育ができない園も出ているということで、市のほうでも任用職員を募集したり、頑張っているけれどもなかなか職員確保ができないという、苦戦しているというご答弁をいただきました。そして、ほかにも国の保育士等処遇改善手当や県が始める修学資金貸与制度や再就職準備資金貸与制度ということも、今ほど市長のほうからもお話がありました。県のほうも大変危機感を持っていて、これは令和4年から県のほうは始めるわけです。

ただ、首都圏につきましては、基本給自体が高い上に家賃補助までしていたりということで、なかなかこちらから保育士の専門学校のほうに行って、その募集の条件を見ますと、こちらの保育園に帰ってきて就職したいということが、かなり差があって難しいのではないかと思います。そして、国のほうの処遇改善手当についても、実際にいろいろな頭数で割りますと、平均しますと1人5,000円から9,000円ぐらいになるということも聞いております。現場ではとにかく安い。特に若い保育士さんは、「とにかく安過ぎる」とおっしゃっています。「これでは若い人たちは入ってこない」ということをおっしゃっています。

ですので、国や県が動いていることは十分承知しておりますけれども、さらにやはり子供たちのために、この市独自のことも考えられるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 少子化対策と子育て環境の充実について

ちょっと質問させてください。独自のということは給料を独自にやれということでしょうか。

○副 議 長 6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 少子化対策と子育て環境の充実について

給料自体をとということは、それは市のほうは職員の給料ベースがありますので、なかなか難しいでしょうけれども。ただ、支援策ですね。国がやったり県が支援策をやったりしているのですけれども、それとはまた別に、市独自の支援ができないかということです。考えていないかどうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 少子化対策と子育て環境の充実について

すみません、ありがとうございます。支援というと、非常に広い意味の支援ということで捉まえて話をしているのかと思って答えますが。まずはでも、やはり処遇改善というということになると、やはり給料——先ほどからも給料の話をずっと議員もされているので、賃金というか給料だと思ふのですね。ただそれは、やはりそう簡単ではない。

しかしながら、不足している人材だという観点の支援ということを考えると、私も先行して行っている看護師の皆さんのこともあるし、介護人材のこともありますね。それから、先ほども答弁していますが、潜在的な有資格者を掘り起こしてという話を、先ほど1回目の答弁でやっています。こういったこともあると思う。そして、そこで任用というか、そういうことに結びつけたいということも先ほど話をしましたので、そういうことも考えると、やりようはいろいろあるのかなということも、今感じながら聞いておりますが、ここでちょっと具体的にこれこれこうしますということは、ちょっと言えません。ただ、そういう含みを持って取り組みというふうなご提言なのかと、今解釈しているところであります。

○副 議 長　　6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君　　少子化対策と子育て環境の充実について

市長のほうでもおっしゃいましたように、介護職であったり、看護師のほうであったり、人材が不足しているところにはやはり市独自で支援しているわけです。この子供たち——大事な子供たちを育てる。そこに職員が不足していてなかなか思ったように受入れができないということは、やはり大きな問題だと思ふので、いろいろ支援策を考えていただきたいと思ふます。そこに期待したいと思ふます。

次の(4)番、こども家庭サポートセンターの件であります。私、相談を受けまして、まずは私その体制をよく確認してみようと思って聞いてみたら、「ひとり親世帯の支援についてはここではないのです。市役所本館のほうへ行って相談してください」と言われたわけです。私はてっきり包括的に支援できる場だと思っていましたので、そこで全部子供に関することはできるとしていました。ひとり親ということは子供がいるということですので、子供に関係することはその1か所で全部できるとしていましたが、またこの本庁舎の1階に戻って相談をいたしました。

ひとり親の支援については、児童扶養手当があったりということで、あまり幾つもないのですけれども、市営住宅のほうはすぐ隣ですので、同じところに座っていて、担当者の方がチェンジして相談できるのです。ただ、「就学援助制度については全く分かりませんので、学校教育課のほうに行ってください」と言われたのです。学校教育課となりますと、市民会館のほうになります。すぐ隣に座れば済むというようなことであれば分かるのですけれども、私は行きました。行って話を聞きました。これがもしも、小さい子供を抱えて相談に——本当に困っている、あしたからどうしようというような方が、あそこに行け、ここに行けと言われたらどうでしょう。もう疲れていやという感じにならないかと私はとても心配しました。ですので、ひとり親のことだけはちょっと(4)番で別口にしたのです。

ひとり親になるということは、本当に精神的にもきついです。経済的なものだけではあり

ませんので、もう少し優しい行政で対応していただきたいと思います。ですので、市民に聞かれても、子供のことに关してはもうこども家庭サポートセンター、これが南分館にありますから、ここに行けば大丈夫ですよ、親身になって相談してくれますよというふうに、私たちも一言返せばそれで済むようになるわけです。

ですので、本当にここには期待しているのです。大変な本当に深刻な問題を多々抱えてやっていたらしゃる部署ですので、本当に大変だろうと思います。けれども、何とかそこで、1か所で済んでほしいと思います。本当はこの4番と5番は1つにまとめてもいいかというような内容ですけれども、このひとり親については、別で聞かせていただきたいのです。そういう体制にもう少し変えられるかどうかについて、再度お願いします。

○副 議 長 市長。

○市 長 少子化対策と子育て環境の充実について

これは私の後に担当部、担当課のほうから答えてもらうことにしますが、やはりちょっと5番目にも係ってくる場所ですけれども、ひとり親家庭の場合の支援のことについては、先ほども答弁したところですが、子育て支援課が担当していますが、児童福祉等に関わる窓口は市役所だけではなくて、いろいろなところに広範囲にわたっている。なので、大きな意味でこども家庭サポートセンターがありますが、その場合に、やはりどこかにちょっと行ってくださいということはあるのかもしれませんが。しかし、今ほど議員が言われたように、小さい赤ちゃんを抱えてやはりあっちに行ったり、こっちに行ったりというのは、ちょっと絵が浮かぶような、かわいそうだというのが当然ありますし、本当にそのとおりでと思います。

なので、なるべくそうしないようにということは、当然含めて頑張っていくつもり——1年目、いろいろなことを経験して、いろいろなご指摘があった上で、やはり縦割りではない、先ほどの学校就学の問題とか、そういうことについては教育部のほうに行ってくれ——それはちょっとやはり、いささかどうかと。バスで来ている人、電車で来ている人もいるかもしれませんから。そういうことをなるべく——ということは、今指摘されたところは十分考えていきたいと思います。これは、では答えられるところはこども家庭サポートセンター長もおりますので、答弁してもらいますので、よろしくお願いします。

○副 議 長 こども家庭サポートセンター長。

○こども家庭サポートセンター長 少子化対策と子育て環境の充実について

こども家庭サポートセンターですけれども、こちらのほうで児童に関する相談——様々な家庭相談も含めてですけれども、相談は一応全て受けるという体制をこの4月から取っているところがございます。どんな相談が来ましても、こども家庭サポートセンターでは、一旦とにかく相談を受けまして、適切な機関につなげるように、また必要な情報を提供できるようにしていきたいと考えております。

相談の内容によっては、市役所ではなくて、別の場所に行かないと手続の窓口がないですとか——例えば司法機関であったりですとか、行政ではないようなところもあります。けれども、そうした場合であっても必要な情報を提供しまして、また、市役所の中でできるも

のであれば、職員がこども家庭サポートセンターの窓口に来てもらうとか、こども家庭サポートセンターの職員が窓口まで出向いていくとか、そうした対応をしながら、できるだけ相談者の方のご負担にならないように対応していきたいと考えております。

○副 議 長 6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 少子化対策と子育て環境の充実について

分かりました。いろいろな書類とかもあります。ですので、全てをこども家庭サポートセンターのほうで把握するというのは大変であろうとは思いますが、けれども、最低限の必要な書類については、こども家庭サポートセンターのほうに置いて、さらに詳しく知りたいというようなことであれば、後日であったり、確認して連絡しますとか、いろいろな方法があると思うのです。なるべくやはりこの本庁舎ではなく、南分館。あそこはそういう意味では、いろいろな悩みを抱えた方々が行くのはとてもいいところだと思っています。ほかの人たちにあまり会わなくても済むという意味で、とてもいい場所ですので、そこでワンストップでできるようにしていただきたいと。今答弁もいただきましたので、分かりました。

最後に（５）番ですけれども、これについては、苦情や困りごとというところが大きいところでありまして、さきにも申し上げましたように、「どこに行ってもいいか分からない」、「一体誰に言ったらいいのかわからないのだけれども」と言われることがやはり多いのです。市民の方々からすると、市民の声をあそこに書いて入れるということはもちろんできるのですが、それはかなり市民にとってはハードルが高いのです。ですので、苦情も含め言いにくいことについても、一旦は、こども家庭サポートセンターのほうで全て聞いて、そしてそれに関連する部署のほうにお話を通じていただきたいと思っております。少子化の問題、市長のほうからもいろいろな原因があると思うというお話で、その点について私も同じようにそう思っております。ただ、この少子化、今子育てをしている方々は何が大変だと思っているのか。その本音を聞かないことには解決の糸口が見つからないのだと私は思います。

ですので、言いにくいこと、聞きにくいこと、そういったこともやはり深刻な状態になる前に、その予防を基本としている。そのためにこのこども家庭サポートセンターにしたのだという説明を聞いています。であったならば、深刻になる前のそういった苦情についても、全てまずはここが受けるという体制で、それを広報して分かりやすくしていただけたらいいのかなと思います。

市のほうのホームページにつきましては、自分で検索してみても、これは分かりにくいと思われましたので、いろいろ改善できるところがあるのではないかと思いますけれども、その点については最後どうでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 少子化対策と子育て環境の充実について

ホームページをリニューアルしてしまっていて、その後ご覧になっているかどうかあれですけれども、私も分かりにくいかどうかまではちょっと分かりませんが、どういう点が分かりにくいのかということは、ちょっと教えてもらいたいと思っております。この後で結構ですけれども。

ちょっと言いつ放しな感じになってしまうので、何て言ってみようもなくなってしまいますね。後で教えてください。

先ほどもお話をしましたが、この必要があるということで、今年度、こども家庭サポートセンターを開設しました。大変な今意気込みを持ってセンター長以下、関係の職員は頑張ろうと思って当然やっております。そして、加えて関連している部署もあります。これをつないでいく。大変重要なところだと思っています。ここで、先ほども答弁しましたが、宣言しているのは、現在、子供に関するどんな相談も受け付けますと言い切っております。こういうところからやはり育ててもらいたい、そしてこれからいろいろなことを経験しながら、さらにそこをよりよいものにしていくということになっていこうかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

ただ、苦情の受付から何から全部とかという、そういう——私はちょっと節度のない、そういうのはあまり好きではないのですよ。やはり本当に大切な子供に関する様々な困りごとの相談とか、そういうことはいいと思うのですが、市政にあまり——そういうことではないですよね、言っている意味。そういうふうに捉えてしまいましたが、そういうことではなく、本当にやっていかなければならないと私は思います。やり切れませんから、あまり来られれば。本当のことはいいのですよ。それ以外に何でもかんでも相談ではないけれども、本当に子供に関する様々な重要なことについては、きちんとやっていこうということで、みんな意気に燃えて頑張っておりますので、よろしくをお願いします。

○副 議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 少子化対策と子育て環境の充実について

分かりにくい、検索がしにくいというのは、こども家庭サポートセンターですので、すぐ出てくるかと思いましたが、どんどん押さないで、なかなか奥まわって検索がしにくいところ、もうトップにガンと来てもらおうと思います。少子化であり、そして児童虐待によって子供の死亡が出ていますので、何とか総括的にこども家庭サポートセンターが役割を果たしていただくことを期待しまして、私の質問を終わります。

○副 議 長 以上で、田中せつ子君の一般質問を終わります。

○副 議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

○副 議 長 本日はこれで延会いたします。

○副 議 長 次の本会議は明日3月9日、午前9時30分、当議事堂で開きます。お疲れさまでした。

〔午後5時43分〕